

第六篇 中 世

第一章 再び「戸」について

第一節 序

南部地方のうちいわゆる糠部地方の特有な行政区画である「戸」の起原については、既に第五篇第三章第四節において、有力な新説として石橋勝三の「柵戸」説を紹介した。

その後、昭和五八年五月、長年戸の研究に取り組んでいる小井田幸哉が『田子町誌』の中で、従来の定説と目される「貢馬置牧」説の上に立って、これを補完し、「戸」は郷村名ではなく、これらを包括した「広域地名」であること、「戸」を総合して「糠部郡」を建てたのではなく、糠部郡をまず建て、それがあまりの大郡であるために九つの「戸」に分けたものであること、「戸」制は糠部地方の今一つの行政区画である「門」制に先行するものであること等を骨子とする、きわめて傾聴に値する説を立てた。

しかし、南部地方史の最高権威者である森嘉兵衛の「戸」に関する所説を見ても、小井田氏の右の新説を見ても、「戸」の起原に対する疑問は解消しなかった。

それは、正史もしくは史料にあらわれる「戸」の初見が寛元四年（一二四六）の北条時頼下文であって、糠部郡建郡の時期よりあまりに遅すぎる感がしたからである。

私は、糠部もしくは糠部郡という地名と「戸」という地名とは、ほとんど同時期にあらわれるべきはずであるという信念に立って、当時の、糠部地方のことをも記した唯一の史書である『吾妻鏡』を再熟読し、ついに文治六年（一一九〇）の条に「戸立」の馬のことを記載しているのを発見した。

少なくとも鎌倉時代の最初頭、「戸」はすでに成立していたのである。

これによって、正史の上における「戸」の初見は従来の寛元四年説より数十年先に遡ったことになる。

これを機に、糠部郡の建郡ならびに「戸」の起原に関する研究がより深く進められることを期待しながら、小井田氏を初めとする先学諸士の所説を紹介し、私見を述べて見たい。

第二節 糠部郡について

青森県内には三戸・五戸・七戸等の地名が、そして岩手県内には一戸・二戸・九戸等の地名がある。

これらは、いずれも中世、糠部といわれた広い地域内に配されている。

糠部郡あるいは糠部とよばれる地域は、現存する中世の古文書および古記録からして、今の岩手県北から下北半島および津軽の平内地方をも含めた青森県東半部を指すものであることは明瞭である。

糠部ヌカノという地名の初見は、『吾妻鏡』文治五年（一一八九）九月一七日条に、平泉藤原氏二代目基衡が毛越寺建立に当たり、本尊造立の際、左のように「糠部駿馬五十疋」を功物として仏師雲慶に与えたとあるのが最初である。

一、毛越寺もつじの事

堂塔四十余宇、禅房五百余宇なり。

基衡これを建立す。まづ金堂を円隆寺と号す。金銀をちりばめ、紫檀・赤木等を継ぎ、万宝を尽し、衆色を交ふ。本仏は薬師丈六、同じき十二神将雲慶これを作る。仏菩薩の像に玉をもって眼を入るる事、この時始めて例とす。を安んず。講堂・常行堂・二階の

惣門・鐘楼・経蔵等これあり。

九条関白家、御白筆を染めて額を下さる。参議教長卿、堂中の色紙形を書するなり。

この本尊造立の間、基衡その支度したくを仏師運慶に乞ふ。雲慶上中下の三品を注し出す。基衡中品を領状せしめ、功物を仏師に運ぶ。

いはゆる円金百両・鷺羽百尻しちけんまなかわたりあざらし・七問問中径の水約の皮六十余枚・安達絹千疋・希婦ケフの細布二千端・糠部の駿馬五十疋・白布三千端・信夫毛地摺千端なり。このほか山海の珍物を副ふるなり。

三ヶ年功を終ふるの程は、上下向の夫、課駄、山道・海道の間に片時も絶ゆることなし。（後略）

この『吾妻鏡』の記録には「糠部」とあって「糠部郡」とはない。

従って、この頃、「糠部郡」という郡が建置されていたかどうか、必ずしもはっきりしない。

「糠部郡」という郡名の初見は、寛元四年（一二四六）二月五日付の左のような北条時頼下文である。（常陸・宇都宮文書）

（花押）

下 陸奥国糠部郡五戸

補任地頭代職事

左衛門尉平盛時

右人為彼職 守先例 可令知行之状如件 以下

寛元四年十二月五日

寛元四年は、先の文治五年より五十数年後である。もちろん、これが糠部郡の初見であっても、それは、この年に糠部郡が設置されたということにはならない。

建郡は当然寛元四年以前のことであろうが、それが文治五年頃、あるいはそれ以前に遡るか、または文治五年から寛元四年までの間のいつかの時代なのか、はっきりいえない。

ところが、同じく『吾妻鏡』文治五年九月三日の条に

三日 庚申 泰衡数千の軍兵に囲まれ、一旦の命書を遁れんがために、隠ること鼠のごとく、退くこと鴟ゲキ

に似たり。夷狄が島を差し、糟部郡カスベに赴く。(下略)
とある。

ここ糟部郡とあるが、糟は糠の誤りで、これは糠部郡と読むべきであろうという見解はすでに古くからあった。(旧蹟遺文)。また、糟も糠も同義語であるとの見方も成り立つであろう。

いずれにせよ、糟部郡は糠部郡のことであるという見解に私も賛成である。

この三つの史料を総合して、私は、文治五年頃には既に、「糠部郡」は建置されていたと見る。

第三節 糠部九ケの部四門制

鎌倉時代、糠部は「牧場政策の立場から九カの部に分けられ、それを一戸・二戸・三戸・四戸・五戸・六戸・七戸・八戸・九戸とし、一カの部に一牧場を設定し、それに牧士を配し、牧士に牧士田を支給した」(森嘉兵衛『津軽南部の抗争』)というのが戸の起源の通説とされてきた。

このような説は古くからあったが、その代表格が吉田東伍の『大日本地名辞書』である。
同書で東伍は

戸は、或は部、目、又は幣、辺にも仮る。本来イへの義にて、此には数戸数烟の聚落を指せる称となす。東国奥羽の方俗なり。而も糠部に於て、一戸より九戸まで、順次に其邑名を立てしを見るに、蓋、貢馬置牧の

制法に基因する者とす。

按、九戸四門の制、其建置の年序を知らず。…中略…されば、大略、前九・後三役の後、平泉三衡の時代に起るか。如何。

と述べ、戸制は貢馬・置牧の法に出たものとしながら、その由来を南部氏に結びつけず、その発生年次を不明としながらも、平泉藤原氏時代ではないか、としている。

これらの説は、そのほとんどが永正五年（一五〇八）一〇月、八条近江守房繁が著した『糠部九ケの部焼印図』（国立国会図書館蔵・『古今要覧稿卷第五百十三』禽獸部・牧馬印部）に依拠しているので、左にその原文を掲げよう。この原文の入手ならびにその読みかたについては、小井田幸哉の御苦勞を煩わした。

糠部九ケの部焼印図

『古今要覧稿卷第五百十三』禽獸部・牧馬印の部

永正五年馬焼印図云、糠部郡、九箇之部之内、撰_ニ用立少々一

一ノ部 七箇村之内、印、両印すぐれたり。左右其、雀皮之右印云々、尺別紙あり。大馬此両印、雀_(閉カ)□伊之馬なるよし二説有。しかりといへども忌心きよなり。

桂清水村 印、かた車、絵図別紙有、大馬在_レ之。

二ノ部 七箇とりやう、印、雀並二文字 乙女勘解由左衛門入道云仁、此印に馬に乗、ここみをこゑおわん、しやうくはんひるいなし。依_レ之、此_レ之子細これ迄ろくす。此印、一天下之人賞翫すといふ也。

あひかび、印、四ツ目結、本主佐々木庶子、号三佐々木ノ部一、不三知行一。

三ノ部 七箇村、印、王文字並長文字。金ほりゑだつらさび、是みなくろ馬と云、とみん等あいす印なり。すぐれたる馬少々注レ之。

河村、印、いほりの中のすちかへ。小袖、印、来文字すぐれたり。但、来文字別紙出レ之。

河森田、印、来文字。同前大馬有、但、絵図同前。

むへない、印、雀並百姓ほり祖印、すぐれたる馬少々注レ之。

かやもり、印、くわかた、本文字、此十文字もみんと印下品。

あひない、印、来文字在三有文字ニすぐれたり。吉馬おほく有レ之。

泉山、印、目。

四部 印、大略雀。

河底、印、雀並松皮、絵図別紙に有之。

大蔵、印、雀並松。

五部 印、大略ひゑをさかさまにやく。

ひあふき、此等はくろ馬也。

いもい、印、すぐれたるいほりのすちかへ。

なくい、印、雀。

石沢、印、かた車、如此委細、見_ニ絵図_一。領主佐藤方の印也。

中伊手、印、雀。

またしけ、印、同。

やうい、印、同。

はねさき、印、雀、三文字。

六部 印、大略千鳥、ひあふき、くろ馬印也。

きさき、八千疋のまきなり、印、有文字。

七部 印、有文字並雀吉丁文字、ひあふき、くろ馬。

八部 印、へいん並大文字、丸里馬、雀吉。めう野、九千疋のまき也。印、雀、有文字、小十文字、大十文字にはましたるなり。

九部 印、雀。

以上九箇部

右一箇部ノ七箇村宛、合て六十三箇村也。此中に東西南北四門を立らる。

九部に一部並依何を奥ともいひがたし。又、何を口ともいひがたし。然問、只一二の名を次第としてあらあらしるす。

次、印の事。糠部馬のこんほんのかねは有文字・来文字・かた車、並にくわかた・いほりの中のすぢかへ・

雀・二部の四目結是等也。是外、あるひは鳥井よみとり・こぼんのせいもく・くつかた・鴨形・口縄・相いかた・千鳥・さくさい以下さういん、百姓等がわたくしの印これおほし。其かずをしらず。いさいしるすものなり。

糠部馬印之図（此他九図略之）



註 ①原文は読みにくいので句読点を付した。

②誤字、誤読はこの註で訂正し、平仮名のわかりにくいものには漢字を充ててみた。

一ノ部の項

左右其……左右共 雀□伊……雀閉伊か？

二ノ部の項

此印に馬に乗……此印の馬に乗 こゑおわん……越畢 しゃうくはん……賞翫

ひるい……比類 ろくす……録す

三ノ部の項

とみん……土民 あいす……愛す すちかへ……筋違 くわかた……鍬形
来文字在有文字すぐれたり……来文字、有文字在る（は）すぐれたり

四部……四ノ部 五部……五ノ部 六部……六ノ部 七部……七ノ部 八部……八ノ部
 九部……九ノ部

末尾ノ項

こんほん……根本 かね（焼印也） さういん……荘印か？

これに少し解説を加えて見よう。

これは、永正五年、糠部地方、一ノ部（一戸）から九ノ部（九戸）までの九ケの戸（地域）内にある、一ケの戸七ケ村あての村名と牧場名と牧場ごとの馬焼印の名称を書きあげたものである。

しかし、この史料のへき頭に、「撰用立少々」とあるように、必ずしも全村、全牧場名をあげていない。

これによると

一ノ部には、桂清水村があるが、今桂清水村は二戸郡浄法寺町となっているから、あるいは誤認かもしれない。
 ない。

三ノ部には、七カ村名が掲げられている。「あひない」（相内）は牧場名でもある。

五ノ部には、七カ村名が見える。しかし、小井田氏によれば、ここになく（名久井）とあるのは、四戸の条に書くべきものの誤記であり、「やうい」は「戸来」の読み誤り、はねさき（羽根崎）は今

「花崎」と呼ばれている処だろうという。「またしげ」（又重）は牧場名でもある。

六ノ部には、きさき（木崎）牧場名があげられている。

七ノ部には、村名・牧場名は掲げられていず、馬焼印の名称だけが見える。

八ノ部には、めう野（妙野）牧場名が見える。

九ノ部には、村名・牧場名が見えず、馬焼印名だけが見える。

これにより、糠部郡はこの頃九つの部に分かれ、一つの部には七カ村がおかれ、また一つの部に一牧場がおかれたことがわかる。

なお、本史料末尾によれば、糠部郡、あわせて六三カ村の中に東・西・南・北の四つの門（かど）を立てたという。

「部」は「戸」と同意味であり、七ノ部は七戸のことであるということは周知の定説である。

また「門」は、「もん」でなく、「かど」であるというのも通説であるが、ここで、これら部・戸・門の語義を考えてみよう。

部とは、組・むれ・集落等の意である。

戸とは、カドとも読み、門という文字の半分を象カタドってつくられた文字で、「もん」の意味のほかに「家」の意味を持つ。

門とは、カド・モンと読み、その半分を取れば「戸」となる。家の意味をも持つ。

（上田萬年外著『大字典』）

一戸とか、七戸とかの「戸」とはどういう意味なのか、よく人に聞かれる。

「戸」とは「部」であり、集落の意味であると、答えることにしているが、どうして「戸」は「部」であるであらうか。

これに対しては、二つの答が考えられる。

その一は、戸は家であり、部は、戸の集合体であるから、糠部地方ではこれを同意語として使った、ということであり、その二は、「一ノ部」を草書で書けば「一ノ𠂔」となるが、このうち「ノ」と「𠂔」がくっついて「戸」になったのではないか、ということである。

「門」カドという名も、行政地域を指す名称として、あまりききなれない名称であるが、これも前述のように「戸」と同じような意味であれば納得がいく。

いずれにせよ、部（戸）というのも門というのも、糠部郡特有の行政地域を指す名称であり、その下に特有の郷村制が実施されたものと見られている。

この糠部地方の郷村制の研究に情熱を傾けたのは森嘉兵衛と小井田幸哉の両氏である。

森嘉兵衛は『糠部郡の郷村制の特質』（『九戸地方史』）の中で次のように述べている。

糠部郡の郷村制の特質

陸奥国は鎌倉初期には津軽郡と糠部郡・久慈郡の三郡によって構成されたが、その後津軽郡内に平賀・鼻和・田舎・山辺の四郡が成立し、その下に郷村制が成立するようになったが、糠部郡はその下に戸制と門制の二制が施行され、その下に郷村制が行なわれた。

八條近江守房繁の永正五年（一五〇八）の著といわれる『糠部九ヶの部焼印図』において、糠部郡は九つの部すなわち戸に分けられ、一戸ごとに一牧場を置き、七カ村を配置し、そのなかに牧士給田としての牧士田を置いた。この九つの戸の統轄地区として東・西・南・北の四門（かど）を設け、戸を分属させたので、これを「九かの部四門の制」と称するようになったといい、吉田東吾博士もこの説をとって四門のうち一戸・二戸が南門、三戸・四戸・五戸が西門、八戸・九戸が東門、六戸・七戸が北門としている。

しかし根本資料についてこの点を検討してみると、郡―門―戸―郷村の系統ではなくて、糠部郡内に門（かど）制と戸（べ）制とが併行しており、門と戸は同格ではあるが、戸は牧場制度に関連した上部の層で、門制は別個の行政区を示すものではないかと思われる。これを文書についてみると、たとえば糠部郡北門七戸野辺地という表現はなく、南門中里村とか七戸野辺地とか整然と戸制と門制とはわかれている。しかし、門制も戸制もその中に郷村があり、郷村の上位行政区であることを示している。ここに現われた資料に關するかぎりでは戸制の下に郷または地名だけの部落があり、門制の場合は一例にすぎないが、村と部落名だけのものがあり、これだけでは戸―郷、門―村制ではなかったかを思わしめる。郷・村のつかない部落名はまだ郷・村と称する程度に発達したのではなく、ようやく成立したばかりの部落とみると、大体この地方の吉野朝期の郷村制は、門制と戸制にわかれ、門制は村と新村、戸制は郷と新村とをもっていたものが、太閤検地によって郡―村制に統一されるまで行われたとみることができであろう。

森嘉兵衛が最終的にこのような結論に達した陰には、小井田幸哉の「糠部郡内において、“戸”と“門”と重

なり合ったことを示す古文書は一通もない」という研究成果があった。（『田子町誌』）

以上により、糠部郡には、中世、吉野朝期以降、行政区域として、門制と戸制とが併行していることが明らかとなったが、両氏によれば、戸制は門制に先行したものだろうという。『糠部九ヶの部焼印図』に「右一箇部ノ七箇村宛、合て六十三箇村也。此中に東・西・南・北四門を立らる」とあるのによってもその推察は正しかろう。

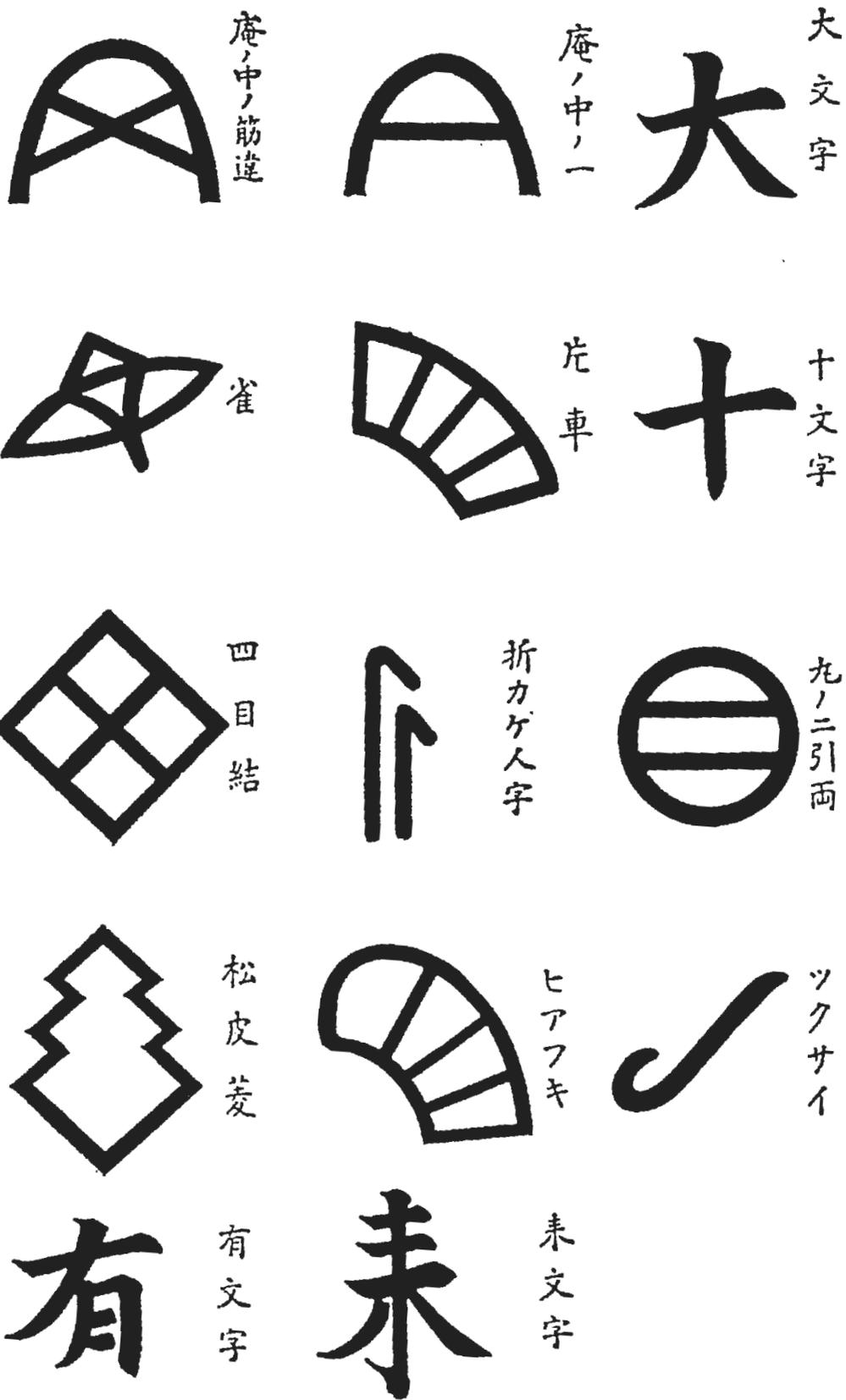
しかし、以上の研究によっても、「門制」については、はっきりつかみ難い点が多い。

吉田東伍は

九ヶ部、又四門の別あり、一戸・二戸を南門、三戸・四戸・五戸を西門、八戸・九戸を東門、六戸・七戸を北門と為す。近世、北郡の名は、この北門の故称に由れり。

としているが、小井田幸哉は、八條近江守房繁は、九箇部六三箇村の中に、東・西・南・北の四門を立てたとはいっているが、九箇部六三箇村を四門に分属させたとは云っていないからこの説は承認し難いとしながらも東・西・南・北の四門は「吉田博士が四門に分属させた『戸』のままとまった地域のあたりに推定するのが一般ではある。」（『田子町誌』）としている。

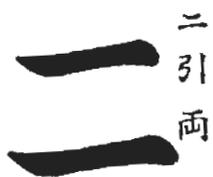
小井田幸哉・森嘉兵衛は、中世吉野朝期に、門制と戸制が併行していることを明らかにし、戸制が、門制に先行する、としたが戸制の施行時期については必ずしも明らかにしなかったのに対し、吉田東伍は根拠を示さないうまま、「前九・後三役の後、平泉三衡の時代に起るか。如何」としている。



馬焼印想像図（『日本馬政史』による）



羽折雀



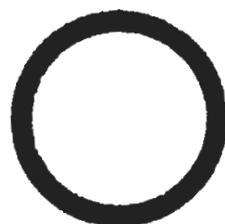
二引両



クツワ形?



ゴパンノセイイモク



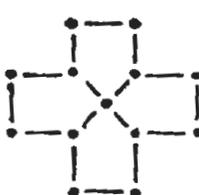
丸



鹿笛



クワ形?



(不明)



王文字



遠雁



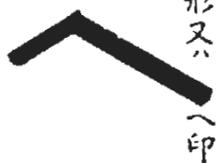
千鳥



重雁



長文字



山形又へ印



目結



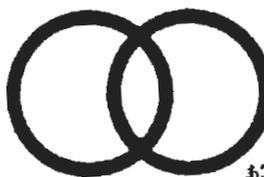
三目結



文文字



飛雁



輪達



火打形圖ニ字

第四節 戸の初見

「戸」の初見は、軍記物も含めれば『源平盛衰記』に、寿永三年・元暦元年（一一八四）の宇治川の戦の時、その先陣争いで名高い梶原源太景季の乗馬「磨墨」が「三戸立」、佐々木四郎高綱の乗馬「生唆」が「七戸立」である、とあるのが最初である。

しかし、『源平盛衰記』は史書ではなく、しかも後世の作であるから、その成立当時はともかく、宇治川の合戦の頃、三戸とか七戸とかいう地名があったかどうか、疑わしい、という考え方が一般的である。

『源平盛衰記』の成立年代は不詳であるが、早く見る者は、鎌倉時代中期、宝治元年（一二四七）と建長元年（一二四九）頃と見、遅く見る者は、鎌倉時代後期と見る。

従って遅くとも、鎌倉時代後期には、三戸とか七戸という地名はあったことになる。

しかも後述するように、寛元四年（一二四六）二月五日付の、平盛時に対する『北条時頼下文』に明らかのように、鎌倉時代中期糠部郡内に五戸という地名が存在している。

この事から、五戸以外の戸のつく地名も当然その頃には存在していたものと思われる。

さらに私は、後述する『吾妻鏡』文治六年（一一九〇）三月一四日の条に「戸立」の馬のことがあることによつて、糠部郡内に、文治六年の頃、「戸」の成立のあったことを確信するに至った。

文治六年といえ、南部光行が糠部に入部したといわれる建久二年（一一九一）の前年である。

このことは、少なくとも南部氏の糠部入部以前より既に「戸」制が成立していたことを意味する。

さらに云えば、文治六年に、幾つかある「戸」から産出した馬に対し、「戸立」の馬という呼称を与えていることは、「戸」制が文治六年以前から既に成立していたことを物語るものである。

以上のことから、私は『源平盛衰記』寿永三年・元暦元年の条に、「三戸立」・「七戸立」の記載のあるのは三戸・七戸等の「戸」制がその頃既に成立していたことを確認の上記載したものと見たい。すなわち、『源平盛衰記』の記載は、こと「三戸立」・「七戸立」に関する限り、完全に正しいと見てよい。

以上のことは、南部光行が建久二年、糠部入部の際、行朝を一戸に、朝清を七戸に、宗朝を四戸に、行連を九戸に置いたとする『南部氏系図』の記載は、事実の有無はともかく、各戸が存在していた、という意味においては間違いでないと云ってよいであろう。

以下、「戸」および「門」の記載されている史料（軍記物を含む）のうち、初見のものを掲げよう。

① 三戸・七戸の地名の記載のあるもの（軍記物）

『源平盛衰記』寿永三年・元暦元年（一一八四）の項

此の中に、佐々木、梶原馬に事をぞ闘たりける。折節秘蔵の御馬三匹也。生唆、磨墨、若白毛とぞ申ける。

（磨墨の文字脱か）陸奥国三戸立の馬、秀衡が子に元能冠者が進たる也。太く逞しきが、尾髪あくまで足たり。此馬鼻強くして、人を釣りければ、異名には町君と被_レ附たり。

生唆とは黒栗毛の馬、高さ八寸、太く逞しきが、尾の先ちと白かりけり。当時五歳、猶もいでくべき馬也。是も陸奥七戸立の馬、鹿笛を金焼にてあてたれば、少しも紛るべくもなし。馬をも人をも食ひければ生唆と名づけたり。

筆者註 高さ八寸とは、背高四尺八寸のこと。猶いでくべきとは、猶生長の可能性のあるの意。

② 「戸」の記載のあるもの

『吾妻鏡』文治六年（一一九〇）三月一四日の項

十四日 戊辰 右兵衛督能保の書状到来す。広元の使者に付せらるるところなり。院宣定長の奉ならびに権中納言経房の状等を執り進ぜらると云々。その詞に曰はく。

（頼朝）
二位卿申さるる条々の事

一 大内修造勸賞の事

委しく聞こしめしをはんぬ。かくのごとく申さるるの上勿論か。子細は広元をもって仰せられをはんぬ。

一 相摸・伊豆両国の事

何ヶ国といへども知行過分たるべからず。勲功の重疊、先規に超ゆるか。相州の事、なお存する旨あらば沙汰あるべし。

一 御馬廿疋進ぜらるる事

近年これほどの員数に及ばず、感じ思しめすところなり。事ごとに旧に復するか。赤鹿毛の馬の事、た

だ事の次に仰せらるるところなり。あながちに尋ね求むるに能はず。戸立など出来の体は、必ず御覧を歴べきか。

右の条々、御気色かくのごとし。よって上啓件のごとし。

三月五日

右 大 弁 定 長

謹上 権 中 納 言 殿

これは源頼朝の具申ならびに御馬献上に対する天皇からの勅答である。

その第三条は、頼朝が御馬廿疋を献上したことに對する御礼状ともいうべきものである。

その末尾の方に、「戸立」の語が見える。「戸立」はトダチでもコダチでもなく、ヘダチでなければ意味がとれない。「へ」は「戸」すなわち、三戸・七戸等の戸であり、「立」は、『源平盛衰記』に、「七戸立」とあったことからわかるように、「其処で生産された」という意味である。従って「戸立」とは糠部地方の「戸」で生産された、という意味である。

この末尾の「戸立など出来の体は、必ず御覧を歴べきか」という文の意味は、「糠部地方の戸で生産された馬が出て来たときは、必ず天覧に供せよ」という意味である。

ここには、三戸とか七戸とかいう固有名詞は出ていないが、それらの総称である「戸」がでてくるから、この時点で、三戸・七戸等の戸が存在したこと、すなわち「戸」制が存在したことは確実である。

そして、そのことは、当然、「戸」制はそれより以前に存在していたであろうことを、そしてまた『源平盛衰

記』の寿永三年・元暦元年（一一八四）の、三戸・七戸等の記載も、その当時それらの「戸」が現実存在していたであろうことを推察させるものである。

本節の趣旨は、以上の史料の紹介をもって達せられるが、参考のため、以下、従来、五戸・八戸・九戸・一戸・三戸・七戸および東門・北門・南門等の地名が記載されているもののうち、初見の史料のみを掲げよう。

③ 五戸名の記載のあるもの

寛元四年（一二四六）十二月五日 北条時頼下文（常陸・宇都宮文書）

（花押）

下 陸奥国糠部郡五戸

補任地頭代職事

左衛門尉平盛時

右人為被職 守先例 可令知行之状如件 以下

寛元四年十二月五日

④ 八戸・東門・北門の名の記載のあるもの

正安三年（一一三〇一）四月廿六日 きぬ女家族書上（新渡戸文書）

八戸（是河）これかはの安藤三郎かめきぬをんな（女）ハ（女）ひかしの東門かたとたね一（蘆市）のもくしきとう四郎にハ御くかたの（姓）めひ也
かのきぬをんなの申てい（目）わく（美）わらハか（母）ハやくにんたりき ち（女）せ（女）いとうさいくハ（半人）ろうにん也

うむこ(産子)

一はん(番) きぬ女(妻) わらわか事にて候也

二はん(親音) くわんのう(房) はうは十五にてしぬと申(死)

三はん うるきぬ女(主原) つちはらのよとう人とのめ也(女)

四はん(藤太) とうたさいく(是河) これかはにあり

五はん(熊谷) くまかゐ(童子) わらわ九にてしぬと申

六はんクマカチアサ三郎ニユク ひこいぬ女 三戸にしきのいや三郎とのまこに候 与一郎かめ也

一わらわ(差) かしそくらの事(男) おとこあんとう三郎(半人) へろうにんにて候也 わらわ(差) かうむこ(産子)

一はん(安藤) あんとう太郎 ミなみのひ子(中野) かなかのちう人(住) 五郎四郎と申物のもとに候

二はん ねいぬ女(是河) これかはのこん平せんたちかめに候(女)

三はん 五郎四郎 八戸い(岩洞) はふちのいあ(阿弥陀堂) みたふ(孫婿) のまこむこにて候

四はん はら太郎 五戸(繪崎) ならさきのいもふと(妹) のもとに候

五はん きぬ女 三戸(女) さけこしのよとう二郎乃めに候

六はん たつ女 五戸(女) ならさきの二郎三郎と申ものめに候

ちとう(地頭) 五代(間) のあいた五十よねん(余年) のほと(程) ハ 永の御(抄汰) さたなく候 とう人(当) ニたふ御代(当) ニ御(抄汰) した候よし申候(由)

正安三年四月廿六日 きぬ女ありはん

一 ひこいぬ女ニ^(八)二人あり ともにやく人也 ^(八)へちに候也

一 あんとう太郎ニ四人内^(奥方)二人おくかた也

一 五郎四郎ニ二人内^(八)一人おくかた也

一 きぬ女ニ一人あり さけこしにあり

以上十一人也

一 よとうしかいもふと ^(妹)いなかわにおくかた^(八)四人あり

このうちをとこ二人 女二人 わら^(八)二人 御たつねにて

以上五人
四人

一 きとう四郎ニおくかたきたのかとより^(北門)さたしいたす ^(砂汰)

ひさはら^(童)わら^(童)ハならひニいもふと ^(妹)

二人内^(八)ひさはら^(童)わら^(童)ハ御うち^(八)に有り
二人^(八)つる女子^(八)八才きたのかとたこにあり

以上二人

い上たね一ニ遣りやう

三十六人

⑤ 九戸名の記載のあるもの

元弘三年(一一三三)十二月十八日 北畠顕家国宣案(白川結城文書)

(上書)

糠部郡内九戸事国宣案

下 糠部郡

可早令結城参河前司親朝領知 当郡内九戸右馬權事頭茂時跡

右件人令領知彼戸 於貢馬以下者 無懈怠可致沙汰之状所仰如件

元弘三年十二月十八日

⑥ 一戸・八戸・三戸名の記載のあるもの

建武元年(一一三三四)四月晦日 多田貞綱書状(南部家文書)

糠部郡闕所事

一戸 工藤四郎左衛門入道跡

同子息左衛門次郎跡 八戸上尻内

八戸 工藤三郎兵衛尉跡

三戸 横溝新五郎入道跡

南部又二郎殿 戸貫出羽前司殿 河村又二郎入道殿

両三人預申候 能々郡内可有御警固候 諸事御談合

候者可宜候 恐々謹言

建武元年四月晦日

源貞綱 (花押)

南部 又次郎殿

⑦ 七戸名の記載のあるもの

建武元年(一三三四)七月廿九日 北畠顕家国宣(南部家文書)

北畠顕家(花押)

糠部郡七戸内工藤右近将監跡 被宛行伊達右近大夫将監

行朝畢 可被沙汰付彼代官者 依国宣執達如件

建武元年七月廿九日

大藏権少輔清高奉

南部 又次郎殿

⑧ 南門名の記載のあるもの

建武元年(一三三四)七月二日 北畠顕家国宣(南部家文書)

北畠顕家(花押)

伊達五郎入道善恵申 糠部郡南門内横溝六郎三郎入道浄円跡事

任御下文之旨 苙彼所 可沙汰付善恵代 縦称本主 捧関東下

知以下証状 雖支申 不帶綸旨国宣者不可許容 使節遅引者

可有其咎者 依国宣執達如件

建武元年七月二日

大藏権少輔清高奉

南部 又次郎殿

第五節 結

び

以上、二章にわたって、「戸」について述べてきた。

以上により私達は、「戸」の起原について古い方から云うと

①平安時代初期説……石橋勝三説 最終蝦夷征伐後、戦後経営のために残置された「柵戸」の発展したという説。

②平安時代後期説……吉田東伍説 根拠不明、前九年の役から後三年の役後、平泉藤原氏の栄えた時代。

③鎌倉時代初期説……通説 南部氏入部後、貢馬置牧の法として設けたという説。時期については根拠史料に乏しい。

④糠部郡建郡後説……小井田幸哉説 建郡後、やがて「戸」制が定められたとする説。建郡後のいつ頃かは判然としない。

の諸説があることを知った。

私は糠部郡の建郡と、「戸」制の施行とは、ほとんど同時期、あるいは、相前後していると推定する。

「糠部」という地名も「戸」という地名も、鎌倉時代最初頭の文治五〜六年（一一八九〜九〇）には出てくる。

さらに「戸」は、『源平盛衰記』寿永三年・元暦元年（一一八四）の条にも出てくる。

そうして見ると、「戸」は、平安時代末期にはあったと見ることが出来るが、その始期はわからない。

しかし、平安時代後期、平泉藤原氏の勢力は、外ヶ浜（現青森市）までも及んだことはほぼ確実と見られるし、藤原氏は殊の外糠部の馬を大事にしている。

こうして見ると、文治六年、すでに「戸立」の馬の記録のあること等と相俟って、平安時代後期から末期にかけて、恐らくは平泉藤原氏によって「戸」制が設けられたのではないかと私は見たい。

私のこの考え方は、吉田東伍説と奇しくも一致し、それをさらに補完するものとなる。

また糠部郡建郡の時期は判然としないが、これが鎌倉時代初期よりもさらに遡ることになれば、小井田説に近似する、ということも出来よう。

いずれにせよ、「戸」の起原を南部氏に結びつけることは誤りであろう。

「戸」の起原の問題については、なお今後の研究のつきかさねが重要であるが、これを解く鍵は、平泉藤原氏の徹底的研究にありそうである。

第二章 南部氏の糠部下向

第一節 南部光行の糠部下向

文治五年（一一八九）南部家の始祖南部光行が糠部五郡を拝領したという説は、後世の創作であるとする説が有力になりつつある一方、糠部郡の全部ではなく、その一部を拝領したものであろう、とする説も出ていることは既に述べた通りである。

そこで、全部であれ、一部であれ、光行が糠部を拝領したという説は、光行の糠部への下向の時期を、いつと見ているか、について見てみよう。

その時期については、旧来諸説がある。

- | | | |
|-----|-------------|----------------------|
| 第一説 | 建久元年（一一九〇）説 | 『奥南秘録』 |
| 第二説 | 建久二年（一一九一）説 | 『南部根元記』・『盛風記』・『南部史要』 |
| 第三説 | 建久六年（一一九五）説 | 『聞老遺事』 |
| 第四説 | 承久元年（一二一九）説 | 『奥南旧指録』・『南栄記』・『内史略』 |

これらの諸説は、下向の年こそ違うが、いずれも一月二八日に八戸浦に着船し、翌二九日相内観音堂に到着したが、この月は小の月であったため、正月を迎える準備が整わず、仮りにこの月を大の月とし、翌年正月元日を大晦日とし、正月二日を元日として新年を祝った（これを南部の私大わたくしだいという）としている。

また『南部系図』は、時に建久元年とし、時に承久元年として一致していない。

これら諸説のうち有力なのは建久二年説と承久元年説とであった。

しかし、明治四四年に刊行され、南部藩の正史と目されている菊池悟朗の『南部史要』は建久二年説を採用し、光行の糠部入部の模様を次のように述べている。

建久二年十月二一九一公新領地糠部に赴かんとし由比浜より乗船す、家臣従僕合せて七十三人六艘に分乗して纜を

解く、海上颶風に遭て十二月二十八日糠部郡八戸浦に着す（後世この地を六艘森といふ）時にこの辺の海岸宿泊すべき人家な

きを以て進んで三戸に到り、相内村観音堂（堂は今も尚ほ三戸郡平良ヶ崎村大）に一泊せられたり、この事を聞きた

る村民等大に喜んで来り謁し、郷士田子村の田子丹波といへる者、富裕にして且つ邸宅美なるを以て、村民

等公を導て田子丹波の家に入る、尚ほ領主の館一日も非常の備なかるべからずとて、急に人夫に命じて堀を穿たしむ、所謂一夜堀なるものこれなり、時に十二月末にして年内余日なく、年賀の準備整い難きを以て、

当年十二月は小の月なりしを仮りに大となし、翌年正月元日を大晦日、二日を元日として新年の賀儀を行

ふ、これより世々十二月小の月は翌年正月二日を以て元日とす、これを南部の私大わたくしだいといふ、この際新年の祝

意を表せんとて村民居のみさりやま猿山総左衛門、総米弥左衛門、上砂子喜左衛門等濁酒、餅、雉子、干鱈を献ず、この

事また例となり、後世に至るまでこれ等の家よりして元旦に献上物をなし且つ調を賜ふ。

正月十五日公家臣中の舞伎に巧みなるものを選び、烏帽子直垂の扮装にて武器を携へ、農家稼穡の状を演じて各戸を踊り廻らしむ、後机を以て武器に代ふ、故にこれを机摺まがずりという（維新後は豊年祭と改称せられ八戸地方を中心として附近の村落今尚ほ盛んにこの遺風行はる）

この『南部史要』が出るに及んで、光行の糠部下向の年代は一応右のように建久二年説に統一されたかの感がある。

これに対し、小井田幸哉は最近これら諸説を、主として暦法の面から科学的に検討し、建久二年下向説を以て最も妥当なりとした。（『田子町誌』上巻）

その論旨は次の通りである。

一、南部の私大伝承からいえば、光行が下向した年の一二月は、小の月でなければならぬ。

この点からいうと、建久二年閏一二月と、承久元年の一二月とは小の月であるから、建久二年説と承久元年説とが合格する。

二、当時の航海技術から見て、一二月に入ってから甲州を発足し、由井浜より兵船に乗って日本海を廻って大巡りをして、同二八日に八戸浦に到着することは困難であろう。

従って、この説をとる承久元年説は不当である。

これに対し、建久二年は一二月閏があり、閏一二月は小の月であったから、一二月に甲州を立てて翌閏一

二月二十八日に八戸浦に着船することは十分に可能であったろう。(盛田註 建久六年説・承久元年説等は
一二月甲州発説をとっているが、建久二年説の『南部根元記』には甲州発の日次の記載はなく、『南部史
要』は一〇月甲州発としている。)

光行の糠部下向に関する諸説は、光行が糠部の全部または一部を拝領したという立場にたったの立論である。
しかし、文治五年(一一八九)の光行の糠部拝領説が否定されれば、当然この光行の建久二年糠部入部説も否
定されることになる。

このことを最も論理的に述べたのは石橋勝三である。

氏は『北奥史の謎を探る』の中で、この点につき左のように述べている。

もし糠の部が光行の知行するところであったとするならば、この戦後(建久元年二月以降：筆者註)に於い
て事情の許す限り、直ちに現地統治のための処置を講ずべきであるのに、どのような理由で冬期に入ってか
ら、交通の不便をおして現地に下向したのであろうか。(中略)

功臣、肉親ですら呵責なく葬りさる程、家臣の動向に神経質であった頼朝の在世中に、一年の祝賀初めでも
ある正月をえらんで、光行が鎌倉を留守にし、降雪期に糠の部に下向したとする説には問題がある。

建久元年十二月廿九日頼朝が京より鎌倉に帰着しているが、これには光行も随行していたようである。

建久三年二月十二日には初めて鶴ヶ岡八幡宮の神楽臨時祭が行なわれている。

光行は建久元年、二年、三年の頃には鎌倉、甲斐と往き帰をしていたのではあるまいか。

光行、実光、時実の三代は鎌倉に住むことが多かったらしく、そのことは吾妻鏡にも散見している。(中略)
光行及びその子孫が糠の部一円を支配したという確証はみあたらないが、この説に反する史料は若干ある。
その一つの文献として

下 陸奥糠の部五戸地頭代職に補任するの事

左エ門尉平の盛時

右の人彼の職となし、先例を守り、知行せしむべきの状件の如し。以て下す。

寛元四年(一二四六)十二月五日

この文書の袖には五戸地頭としての時頼の花押があり、そしてこの寛元四年は北条時頼執権の頃でもある。
この五戸代官である平の盛時は、先例を守って知行するようにとの事であるから、五戸代官は盛時以前から置かれていたと思われる、と述べている。

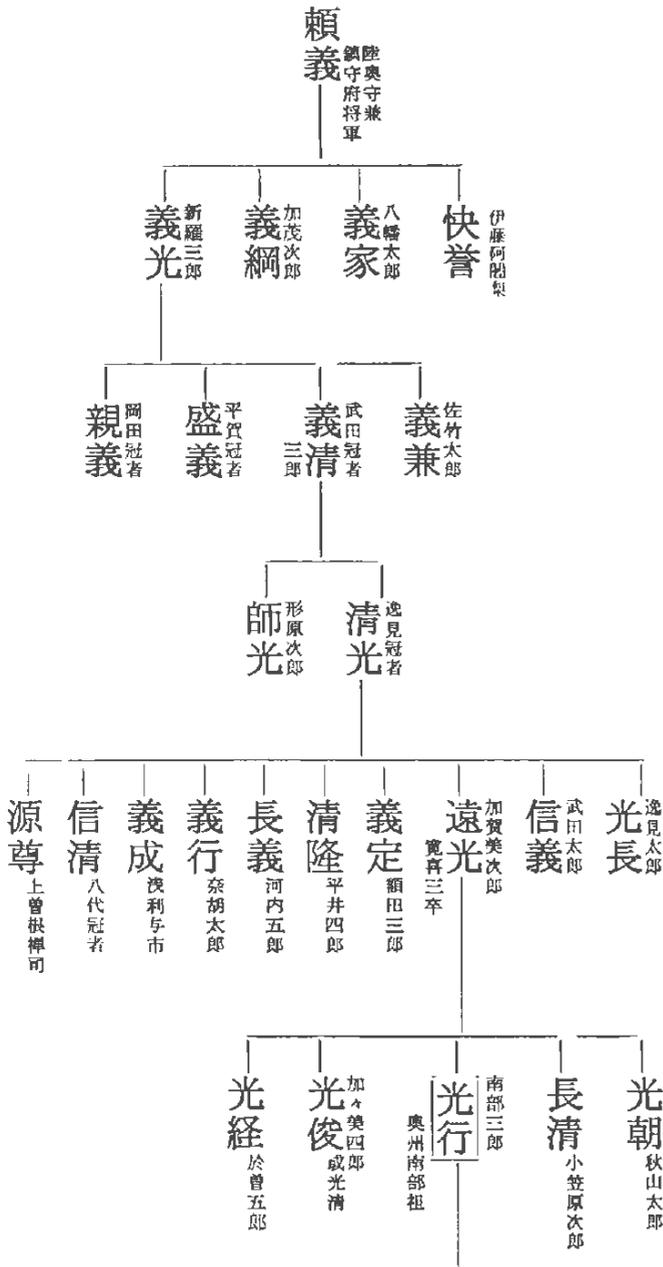
鎌倉時代初期における南部光行の糠部下向を否定する最有力者である森嘉兵衛の所説は既に引用した通りであるが、氏は『九戸地方史』の中で、「南部氏が糠部地方を領有するようになったのは師行(根城南部氏初代)がこの地方の国代になってからであり……」とまでいいきっている。

このように光行の糠部支配についてはいまだ定説をみないが、いまは、光行の糠部支配は一円支配ではなく、一部支配であったという説に従って論を進めることとする。

第二節 七戸太郎三郎朝清の糠部下向

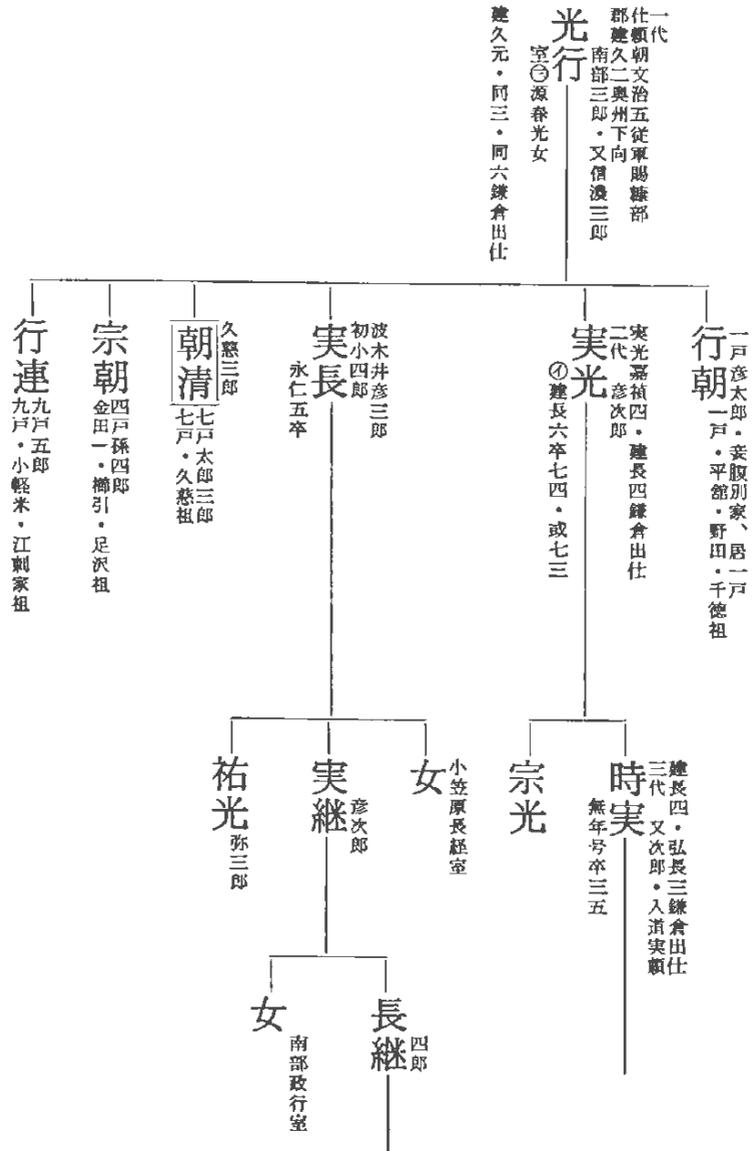
考察の便宜上、はじめに南部氏の始祖南部光行の系図を掲げよう。(以下系図類は、とくに註記しない限り、『岩手県史』に掲げるところによる。)

甲州源氏 統評書類従、閑老遺事參取。



三戸南部氏 (一)

① 聞老遺事系譜。八戸家系伝記。靉群書類従系図。
② 伊藤祐清編南部御系録、参考諸家系図、③ 三翁昔語



最初に、南部氏の始祖光行の出自を明らかにするために甲斐源氏の系図を掲げた。

南部氏は清和天皇より出、第六皇子貞純親王、その王子源経基、その長子多田満仲、その第四子頼信、その長子頼義、その第四子新羅三郎義光（甲斐源氏の祖）、その第二子武田義清、その長子逸見清光、その第三子加賀

美次郎、その第三子南部三郎光行と続く。

この光行が南部氏の始祖である。

七戸氏および久慈氏の祖である七戸太郎三郎朝清はこの南部光行の三男とも四男とも、ときには六男ともされ、判然としない面もある。

それどころか、『寛政重修諸家譜』および『南部家伝旧正録』等には、家光・行朝・実長・宗朝・行連の名のみをあげ、朝清の名をあげていない。

また根城南部氏の史書として権威のある『三翁昔語』も、光行の子として、長男行朝、次男実光、三男実長、四男宗朝、五男行連の五人をあげ、朝清の名を記していない。

しかし、『南部根元記』・『南部系図』をはじめ、前掲の各史書はいずれも朝清の名をあげ、実在の人物としている。そのようなところから『三翁昔語』も「但し七戸に二流有、其七戸は久慈と同家にして、祖は六男太郎三郎朝清也と南部士鑑に明なり。」と朝清の存在を認めた形をとっている。

さて、この朝清は、七戸氏および久慈氏の祖となるのであるが、その糠部ないし七戸・久慈等への下向の時期については、光行と同時に下向したのか、あるいは遅れて下向したのか判然としない。

たとえば建久二年光行下向説をとる『南部根元記』では、「光行は建久二年辛亥十二月下旬に本国甲州南部の庄より奥糠部に入部し玉ふ。甲州より家臣追々下着す。…中略…三男太郎朝清、是は七戸の祖なり…」と、家臣追々下着という表現を用いているが、子息達も家臣の中に入れていいのかどうか疑問である。

また、光行の承久元年下向説をとる『奥南旧指録』では、朝清等光行の子供達と一緒に来たかどうか、はっきりとは記していない。

これに対し、同じく光行の承久元年下向説をとっている『篤焉家訓』所載の『南部系図』では南部の私大のことを述べたのに続いて「甲州侍追々下着、親族ハ北・南、一家は一戸・四戸・九戸・七戸・久慈五人、家ノ子目時・津島・神・津村・岩間五人、四天侍三上・桜庭・安芸・福土也……」と家臣ならびに御一家（七戸とあるのは朝清のこと）が、光行よりやや遅れて下向したように記している。

以上のほか、光行の下向と一緒に下向したという説と、光行の代には下向せず、二代目南部実光と一緒に下向したという説がある。

前者の代表は『参考諸家系図』巻八に収める朝清系図である。

これには「朝清君 七戸太郎三郎 母家女 甲斐ニ生ル 建久二年 公ニ從テ糠部郡ニ到ル 北郡七戸ノ郷ニ封セラル 以テ家号トス」とある。

後者は『南部史要』の説である。同書は

承久元年（一二一九）正月鶴ヶ岡別当公暁、將軍実朝を弑し鎌倉大に騷擾す。

公（南部家二代実光）これを避け一門を率て糠部に下向す。

着後諸兄弟に領知を頒ち、行朝を一戸（一戸・野田・長牛・浅石・乳井・中村諸氏の祖）に、朝清を七戸

（七戸・久慈諸氏の祖）に、宗朝を四戸（四戸・金田一・櫛引・足沢諸氏の祖）に、行連を九戸（九戸・中

野・高田・坂本・小軽米・江刺家諸氏の祖)に置く。

而して実長のみは甲州巨摩郡にありて、館野、三枚橋、破切井の地を領し、破切井を氏とす。

(八戸氏の祖) 実長は深く僧日蓮に帰依し、後剃髪して日円と称し、身延山に久遠寺を建立す。……

と、朝清の糠部下向を、光行の代ではなく、二代目実光の代の承久元年としている。

以上のように、朝清らの糠部下向の時期についてはまだ定説がない。

前述したように、始祖南部光行の糠部拝領説や、建久二年その他の時期の糠部への下向が後世の演出だということになると、七戸太郎三郎朝清の糠部への下向も怪しくなってくるが、今は光行についての糠部の一部拝領説に従って、朝清の七戸下向もあったものとの見方に立って論を進めることとする。

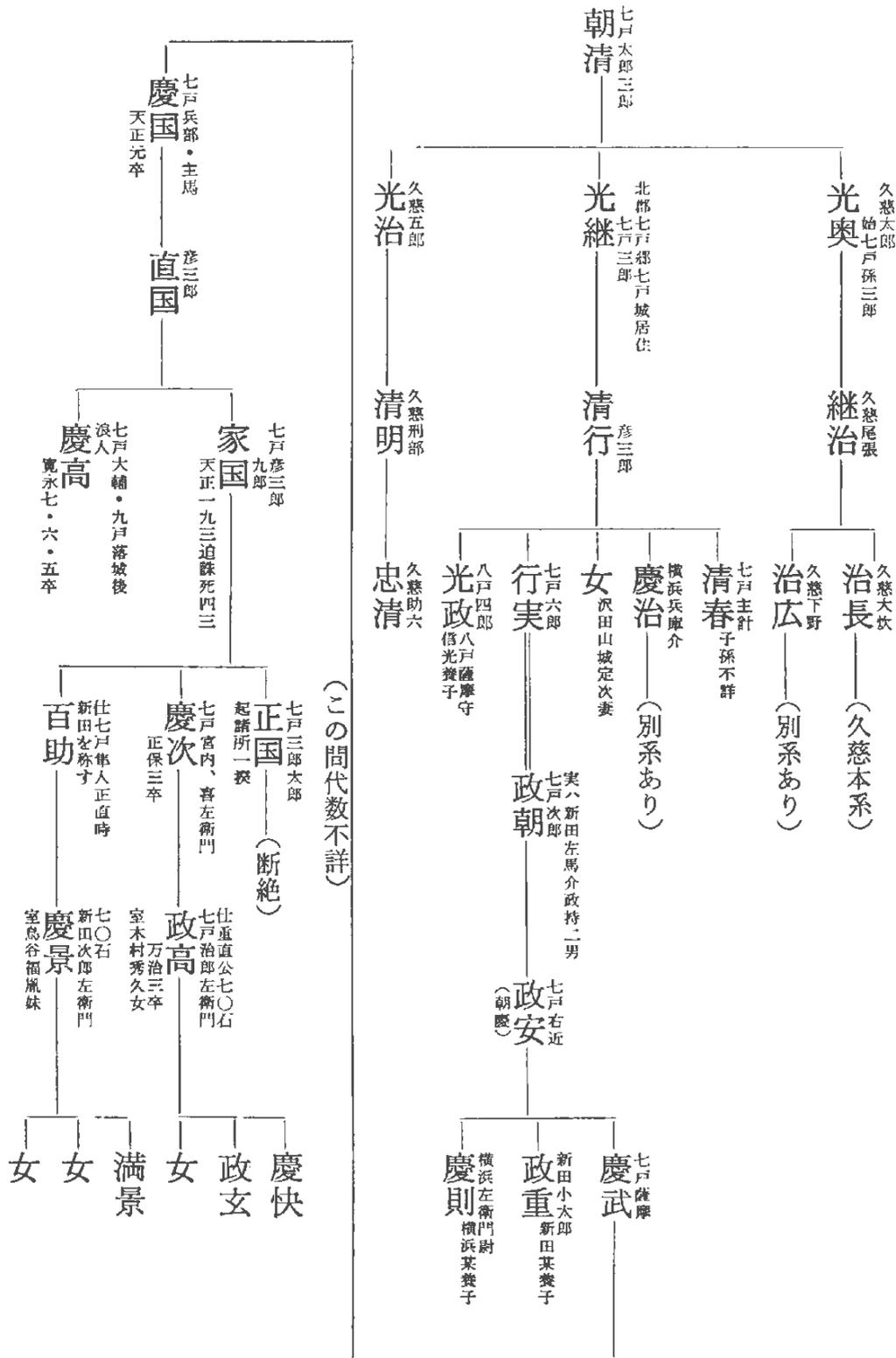
第三節 第一期の七戸氏

七戸太郎三郎朝清の糠部への入部については種々の疑問があるが、中世その系統と称する家柄の者が数家あり、系図もまた数種伝わっている。

それらの系図間の関連も明らかではないが、いずれにせよ、この朝清系の七戸氏が七戸氏を名乗る最初の人であるので、これを第一期の七戸氏とする。

最初に七戸本系と目されている七戸系図を掲げよう。

七戸系図（本系）
系胤譜考・奥南落穂集・参考諸家系図参照



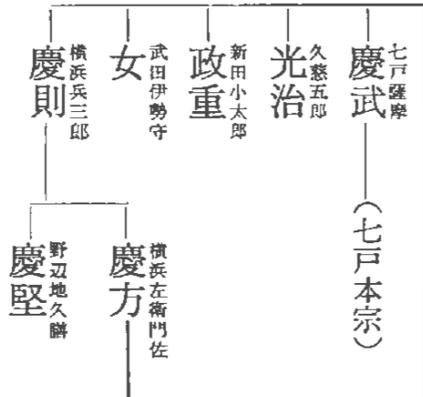
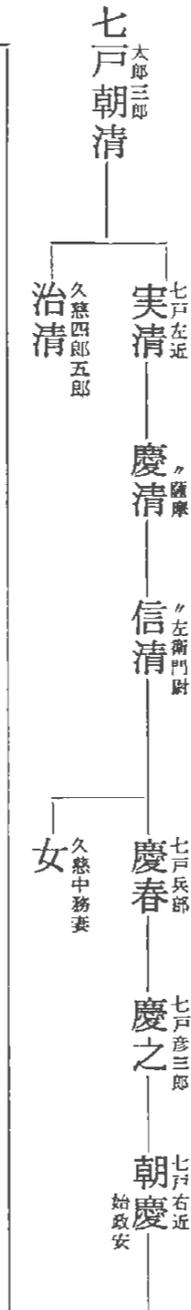
これによれば、朝清家は、その子の代に二家に分かれる。その一は久慈氏であり、朝清の長男光奥がこれを立てた。他の一は七戸氏であり、二男の光継が七戸郷を賜り、代々七戸城に在城し、七戸氏を称したという。

七戸氏は、朝清・光継・清行・行実・政朝・政安（のち朝慶）・慶武（こののち数代不詳）・慶国・直国・家

国・正国とあるが、天正一九年の九戸政実の乱で亡んだ家国以外の事績は全く明らかでない。

この系図によって、横浜氏が七戸氏より出ていることが分かる。

七戸系図（別系） 参考諸家系図、横浜氏所伝



この両七戸系図についての疑問点は二つある。

この横浜氏所伝の七戸系図（別系）によれば、朝清の子は、本系に伝える光興・光継・光治ではなく、七戸左近実清・久慈四郎五郎治清の二人となっているのが第一の不審である。

これは朝清の子には、本系の三人の外にこの別系の二人が存在したか、あるいは本系の二代目あたりからこの別系の二人が分かれたと見るべきであろうか。

さて、この系図を見ての第二の不審は、朝清の子の実清以後五代の間、本系と全く異なる人物が登場してくるのに、その後は朝慶（政安）・慶武と本系と同一人物が登場することである。

この疑問は、七戸本系である朝慶・慶武によって、両七戸氏が統合された、と見る以外に解きようがない。

この解釈は、『三翁昔語』に「但し七戸に二流有……」の次に朱書して「初[・]の七戸は八代目に横浜に移る、後[・]の七戸は九戸乱に断絶して後再興」とあることによって裏付けられるのではなからうか。

朝慶は本系では六代目、別系では七代目となっているが、史実の不詳な時代のことであれば、一、二代の違いは容認されるべきであろう。

この七戸本系が横浜に移ったのちどうなったか、当然七戸氏を名乗ったはずであるが、これについては後述する。

さて、『三翁昔語』にいう「七戸に二流有……」の一流は七戸本系朝清系のことであり、今一流は根城南部八世から七戸に退隠し、七戸氏の祖となった七戸政光系のことである。

初の七戸というのは前者をさし、後の七戸というのは後者すなわち七戸政光系をさすものである。

すなわち『三翁昔語』に云う初の七戸氏とは、第一期の七戸氏のこと以外ならない。

第一期の七戸氏を、系図その他後世の史書によって考証してきたが、この第一期の七戸氏の存在を認められた場合、私達は一つの大きな問題に遭遇する。

その大きな問題とは、第一期の七戸氏の七戸地方、広くは糠部地方における事蹟がその後も長く、全く明らかでないという事実と、今一つ、次章に示すように、鎌倉時代末期には、七戸地方には、れっきとした地頭（代）工藤氏が居たが、めまぐるしい変遷をへて七戸は南部政長の領地となり、やがてそれが七戸政光すなわち第二期の七戸氏に引き継がれるという事実である。

一体この間、第一期の七戸氏は、七戸地方の何処を支配していたのであろうか。

この問題については、南部氏の始祖光行の糠部支配が一円知行ではなく、その一部の支配に止ったであろう、という説が台頭しているのと同じく、第一期の七戸氏の七戸支配も、広大な七戸地方全域の支配ではなく、その一部の支配に止った、と見るべきであろう。

当時の七戸は、今の上北郡に相当する地域であったことは、後述するように野辺地なども七戸に含まれていたことでも分かるが、当時の状況からして、七戸本系だけで七戸地方全域の支配は困難であつたらう。

七戸本系の外に七戸別系が存在した理由もそういう処に見出すことができる。

また七戸地方は、後述するように建武年間、南部政長が七戸を拝領した時点においてすら、南部政長・結城親

朝・伊達宗政の三人で分割支配していることは根本史料によって確実であるから、第一期の七戸氏の七戸支配が一円支配でなかったであろうことは、この点からも窺われる。

第三章 南北朝時代の争乱

第一節 鎌倉時代末期の糠部の給人

建久二年（一一九一）または承久元年（一二一九）南部氏の始祖である南部光行および七戸氏の祖である七戸太郎三郎朝清がそれぞれ三戸ならびに七戸へ下向したとする古くからの通説に対し最近疑問が提起されていることは既に述べたが、下向したという年代以後、南部氏の名は鎌倉時代末期迄、百数十年の間、糠部の正史に登場してこない。

この空白の期間、奥羽地方には、左のような武士が在住していたことが『吾妻鏡』によってわかる。

すなわち、承久三年（一二二一）のいわゆる承久の乱のとき、官軍と対抗するために上洛し、鎌倉（北条）軍に加わった武士の中には

陸奥六郎有時 南条七郎 安東藤内左衛門尉 伊具太郎 横溝五郎 安藤左近将監 阿曾沼次郎親綱 成田

五郎 奈良兵衛尉 曾我太郎 阿曾沼六郎太郎 安保刑部丞実光 安東平次兵衛尉
 等の奥州在住武士がいた。

これらの武士のほか、前述したように岩手郡には工藤行光の系統の者が居り、また寛元四年（一二四六）二月五日には左衛門尉平盛時が北条時頼から五戸の地頭代に補任されている。

五戸地方は、のち永仁五年（一二九七）には検注もされているから、中世県南地方では最も早く開発されたものである。

ちなみに同じ頃、津軽では、安東氏、曾我氏、乳井福王寺、源光氏一族等が繁栄していた。

県南地方における史料空白の期間を過ぎ、鎌倉時代末期になると、ようやく、この地方に在住した武士の動向がおぼろげながら分かってくる。

それらの人々の知行地又は預り地、前給人（先の知行主）名、領有権移動の年月日、新給人名等を現在する根本資料によってあげてみよう。

第一表 鎌倉時代末期青森県南の新旧給人名

地名	前給人	移動年月日	新給人
三戸	横溝新五郎入道	建武・元・四・晦日	南部又次郎師行・戸貫
八戸	工藤三郎兵衛尉	〃	出羽前司・河村又三郎
八戸上尻内	工藤左衛門次郎	〃	入道預り

三戸	会田四郎三郎	〃	・元・	六・十二	工藤三郎景資
八戸	工藤孫四郎	〃	・元・	六・十二	
八戸	工藤孫次郎	〃			
五戸	三浦介入道	〃			
八戸上尻内	工藤左衛門次郎	〃	・元・	七・廿一	伊達大炊助三郎次郎光助
七戸の内	工藤右近将監	〃	・元・	七・廿九	伊達右近大夫将監行朝
七戸の内野辺地	結城七郎左衛門尉朝祐	〃	・二・	二・卅	伊達五郎宗政
七戸	〃	〃	・二・	三・十	南部六郎政長
五戸	三浦介高継	〃	・二・	九・廿七	結城親朝
宇曾利郷	安藤宗季	〃	・二・	閏十・廿九	安藤五郎太郎高季

註 『南部家文書』および茨城『宇都宮文書』（東京大学史料編纂所写本）『白河証古文書』（大日本史料）による。

これによって見れば、建武元年以前の県南地方の給人は、横溝、工藤、会田、三浦の諸氏であり、いずれも北条氏系の者ばかりであるが、このことは、県南地方が鎌倉末期まで北条氏の支配下にあったことを物語るものであろう。

南部氏が糠部地方の一部の支配者として、その名をはっきりと史料の上にあらわすのは、右の表のように建武二年であり、その人は、南部六郎政長である。

八戸根城南部の始祖であり、政長の兄である南部又次郎師行の名が糠部地方に登場するのは建武元年であるが、それは三戸・八戸・八戸上尻内の横溝・工藤氏等の闕所地の預人としてであり、八戸の給人としてではない。

南部師行が本県内の給人として、その名がでてくるのは翌建武二年三月一〇日、外浜内摩部郷ならびに泉田・湖方・中沢・真板・佐比内・中目等の給人となったのが最初である。

そして、八戸が南部氏の所領であったことを示す根本資料は左の、正平五年（一三五〇）の『南部政長讓状』が初見である。

（端裏書）三郎讓状

讓 渡

陸奥国糠部郡内

八戸

右彼ところハ くんこうのしやうたるあひた

政長知行せしむるを 信光に讓あたふる物なり

彼讓状をまほりてはいりやうすへし

正平五年_成八月十五日

前遠江守源政長 （花押）

これは、勲功の賞として、八戸の地を根城南部五世政長が拝領していたのを孫の信光に讓ったものであり、相

伝の文言がない点からすると、一見政長の先代師行から政長が相伝した所領ではないように思われる。

そうしてみると、根城南部の初代師行は八戸根城の地を拝領しなかったのであろうか。不思議である。

また、政長が拝領したものであるとしても、いつ拝領したものであろうか。

根城南部家にはこの頃の資料がよく保存されているのに、この根本資料がないのも謎である。

しかし、師行は元弘三年（一三三三）には国司北畠顕家に従い多賀の国府に入り、国代を命ぜられ、翌四年（建武元年）の二月一八日には、久慈郡に信濃前司二階堂行珍の代官を置くようにとの顕家の国宣を受けており、また後述のように建武元年以降の糠部における国代師行の活躍には顕著なものがある。

このような活躍は、糠部に所領がなくてはなし得ないと思われる。また、讓状中に相伝の文言が無くても実際は相伝されたものである事例も他にある。

こういふところから、従来の通説は、八戸の根城は建武元年（一三三四）師行によって築城された、としている。

すなわち、根城南部氏研究の先学、森林助は『八戸南部氏勤王史の研究』の中で、「建武元年六月比ころ、師行は八戸の内石掛村八森に城を築きて根拠とした。根城はそれである。」とし、根城史研究の権威小井田幸哉は『史跡根城』の巻頭に次のように述べている。

史跡 根城 （中略）

一 築 城

建武元年（一三三四）南部師行の築城である。

中略

北奥統治の任を帯びた南部師行は、その拠点として糠部郡（ぬかのぶのこおり）八戸を選び、石懸村八森に築城し、居館を構えた。

奥州下向後もない建武元年、春も早い頃であった。

これらの諸説は、「八戸弥六郎殿家系」・「八戸系図」・「南部五世伝」等、後世の伝承に基づくものであるから、前述の疑問を解消してくれない。

しかも、前掲『鎌倉時代末期青森県南の新旧給人名』でわかるように、建武元年四月以前における八戸の給主は工藤三郎兵衛尉であった。

この工藤氏は北条方であったため南部師行に預けられたのであるが、その工藤氏の居館は何処にあったのであろうか。名称はともかく、その居館がのちの根城となったのではないか、と考えられないこともない。

さらに不思議なことに、これも前掲給人表に示したように、師行が工藤三郎兵衛尉を預かった二カ月余後の建武元年六月の頃、八戸には、工藤孫四郎、同孫次郎の二人が給主として登場している。

すなわち、六月一二日付の北畠顕家の教書に、

（前略）

一当郡給主等中参御方輩注進同披露畢 一戸給人横溝孫次郎浅野太郎跡 三戸新給人工藤三郎今田四郎三郎跡 八戸給主

工藤孫四郎 同孫次郎等 名字不見何様振舞候乎 可被注進候 (後略)

とあり、頭家は八戸の給主工藤孫四郎、同孫次郎の動向を気にかけている。

これらの史料からして、少なくとも建武元年に八戸の全部すなわち八戸一円が師行に与えられた、とすることは無理であろう。

この点につき石橋勝三は『北奥史の謎を探る』の中で

工藤三郎兵衛尉の闕所地は師行が預っているのであるから、当然その居館も亦没収していたことになる。

この辺の事情と前述の政長の譲り状等から憶測すると師行が管理していた三郎兵衛尉の楯を中心とする知行地は間もなく、師行の所望により勲功の賞として与えられたのではあるまいか。そしてその工藤氏楯を師行が破却せずに利用したと考えられないこともない。

と述べている。

師行と工藤三郎兵衛尉との関係はそれでよいとしても、師行と工藤孫四郎、同孫次郎の二人の八戸給主との関係はそれでも明らかにはならない。

前出の頭家教書に、工藤孫四郎・同孫次郎の二人の八戸給主が頭家の味方として参じなかつたことに対する不信感がみられるから、この二人の領地も没収されて、師行に与えられたものであるうか。師行が根城南部氏初代となる前後の八戸地方の政治情勢には、まだまだ解明されなければならない問題が多い。

結局、この問題は糠部地方の工藤氏と根城南部氏との関係を徹底的に究明することなしには解くことは出来な

いであろう。

第二節 建武中興と根城南部氏

平安時代の公家政治が衰え、武家政治の時代となってからも天皇を中心とする公家側はたえずこれを回復しようとしていた。

鎌倉時代の初期、後鳥羽上皇も政権の回復を志し、將軍源実朝の横死に鎌倉幕府の自壊を期待したが成らなかった。第三皇子の順徳上皇と謀って幕府の執権北条義時追討の院宣を發した。しかし、召しに應ずる武士が少なく承久三年（一二二一）ついに敗北し、後鳥羽・順徳・土御門三上皇の遠島と、順徳上皇の第一皇子で当時天皇在位の僅か四歳の仲恭天皇の廃位という惨たんたる結果を招いた。世にいう承久の変である。

この変における武家方の勝利は鎌倉幕府ならびに執権北条氏の地位を強固なものとした。

しかし、その後も大覚寺統（亀山・後宇多・後二条・後醍醐天皇系）の天皇を中心討幕の企てが進められた。後醍醐天皇は、宋学の影響を強く受け、道義を重んじ、知行を一にする、という知行合一論を信奉し、革新的な精神を持っていたので、正中元年（一三二四）討幕を計画したが、事前に事が漏れ失敗に終わった。

これを正中の変というが、この変の後、嘉暦元年（一三二六）皇太子邦良親王が病死したのを機に、幕府の圧力により、持明院統（後深草・伏見・後伏見・花園天皇系）の後伏見天皇の皇子、量仁親王が皇太子となった。

後醍醐天皇はこれを不満とし、元弘元年（一三三一）再度討幕を企てた。

これも未然に発覚し、天皇は笠置山に南遷したが、翌二年捕えられ、隠岐に流された。

しかし、この頃ようやく人心は幕府を離れつつあった。

幕府の財政は、弘安の役（一二八一）以来極度に窮乏していたが、時の執権北条高時には政を行う明がなかった。

また、おりしも津軽では元享二年（一三二二）から嘉暦三年（一三二八）にかけて、蝦夷管領職をめぐる安東氏の間にも内紛がおきた。鎌倉幕府は二度にわたってこれが討伐軍を出し、波木井南部（根城南部の祖）の三世長継の参加などもあり、嘉暦三年一〇月、ようやく和議が成立し、この「津軽大乱」は一応おさまったものの、完全な解決とはならなかった。

執権北条氏の海上権の重大な一翼の担い手である御内人安東氏の内紛を速やかに解決し得なかったことは、北条執権による専制体制の弱体化を示すものとして『鎌倉年代記』はこの内紛を「天地の命を革むべき危機の始め」である、と記している。

後醍醐天皇の挙兵、津軽の大乱、北条高時の暗愚等は幕府から人心の離れつつあった御家人たちに、これを討幕の機会と見させた。

楠木正成をはじめ、各地の豪族が御醍醐天皇の側に立った。

波木井南部（後の根城南部）の二世実継も後醍醐天皇の皇子尊良親王に供奉して従軍し、元弘二年（一三三二）

一二月京都六条川原において北条氏のために死刑に処せられた。

実継はまさに南部氏の殉忠の最初を飾る人であった。

その翌元弘三年二月、後醍醐天皇は隠岐を脱出、伯耆に着いた。

同年五月、上州新田の住人新田義貞を中心とし、関東、西国、奥州の諸将がこれに従い鎌倉を攻撃した。

一方足利高氏は六波羅を攻めた。これにより源頼朝以来武家政治の府であった鎌倉幕府も一朝にして亡び、北条高時は一族郎党とともに自尽した。

この時、波木井南部長（のちの七戸城主、根城南部五世）が義貞の軍に従い、功績があったことが、元弘三年一二月の『南部郷以下所領訴訟目安状』に記されている。

南部郷以下所領訴訟目安状

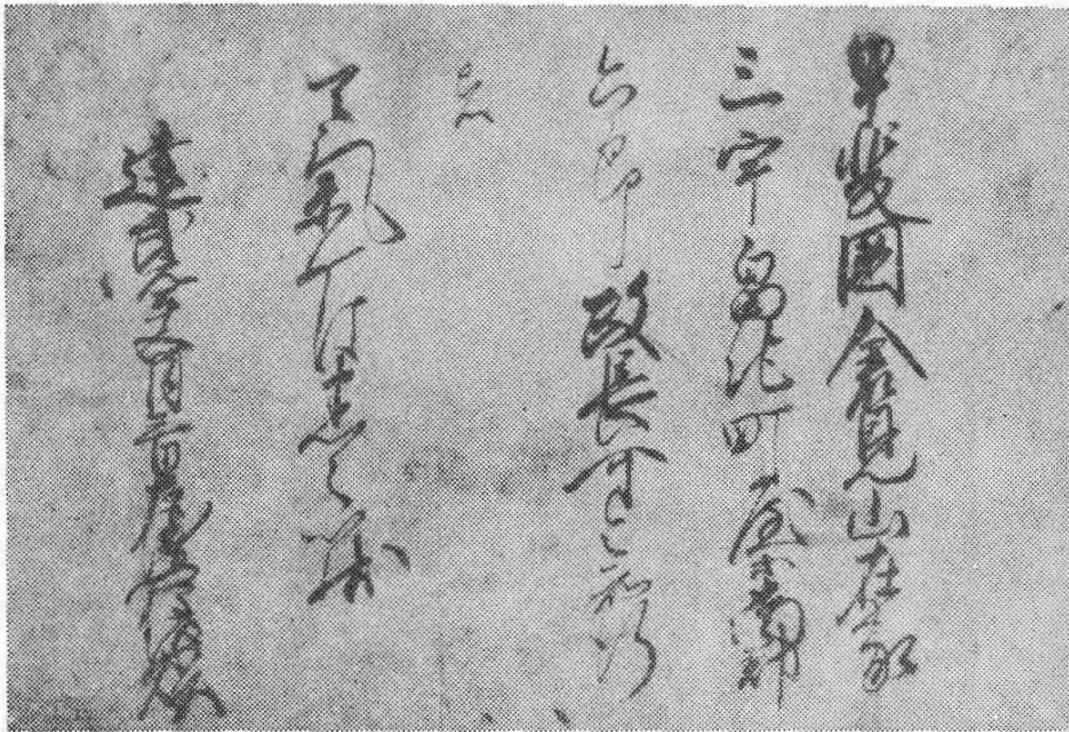
（前略）

政長自_ニ奥州_ニ最前馳参_ニ御方_ニ、自_ニ五月十五日_ニ至_ニ同廿二日_ニ、於_ニ所々_ニ致_ニ合戦_ニ、若党守家討死畢、巨細被_レ載_ニ注進_ニ敷_ニ。

政長が奥州より馳せ参じ、味方となり、五月一五日から二二日の間、所々の戦斗に参加し、若党に戦死者のあったことを記したものである。

『三翁昔話』には

北条高時、新田、足利、楠が為に滅亡す。



後醍醐天皇旨

此節師行君宮方へ御加勢有て、御子政長君新田義貞に従五月十五日、十六日、廿二日の合戦にて討死の御家士も有之といへとも姓名不知、但老人名乗斗守家と云者討死の由古記に見へ候事と記し、なお註記して、「御家系に政長在^ニ奥州ノ領地^一、受^ニ義貞ノ密旨^一、速かに馳上ると有。右奥州の領地に在て受^ニ密旨^一とは不審。」としている。この点につき、史家は、当時政長の領地が奥州にあつたかどうか不明であるが、奥州から馳せ参じたことは目安状のいう通りであらうと見ている。政長は建武元年（一三三四）五月三日、後醍醐天皇より甲州倉見山の地を賞賜された。もちろん鎌倉攻めの功績によるものである。その旨は次の通りである。

甲斐国倉見山在家三字、畠地、町屋等、南部六郎政長可^レ令^ニ知行^一者、天氣如^レ件悉^レ之^以状。

建武元年五月三日

左衛門 佐 (花押)

鎌倉幕府打倒に成功した御醍醐天皇は、六月京都に還幸、延喜・天曆の治を理想として天皇親政による新政権を樹立、翌年、年号を建武と改めたので、江戸時代以降この新政は建武の中興と呼ばれている。

第三節 北畠顯家の下向と根城南部氏

後醍醐天皇は元弘三年隠岐から還幸すると直ちに天皇親政の第一歩をふみ出した。

足利高氏が勢力を有する関東をおさえるためにも、その背後にあり、しかもその面積が日本全土の半分もあるといわれる奥州をしっかりと味方につけることが必要であると見た天皇は、元弘三年(一三三三)一〇月、北畠親房後見のもと、その子顯家を陸奥守に任じ、第八皇子義良親王(後の後村上天皇)を奉じて奥州に下向させた。

この時、甲州波木井の地頭だった波木井南部四世の師行も供奉して陸奥の国府多賀に着き、えらばれて「国代」すなわち国司である顯家の代官の一人に任ぜられた。

国代の任務は、管内の治安維持、賞賜・国宣・教書等の伝達、闕所地の受託、管内の政情報告、巡検等であったことが文書の上から察せられる。

師行の担当した地域は北奥糠部と津軽とであったが、師行は北奥統治の拠点として糠部郡の八戸を選び、建武

元年（一三三四）春、石懸村八森に築城したといわれている。

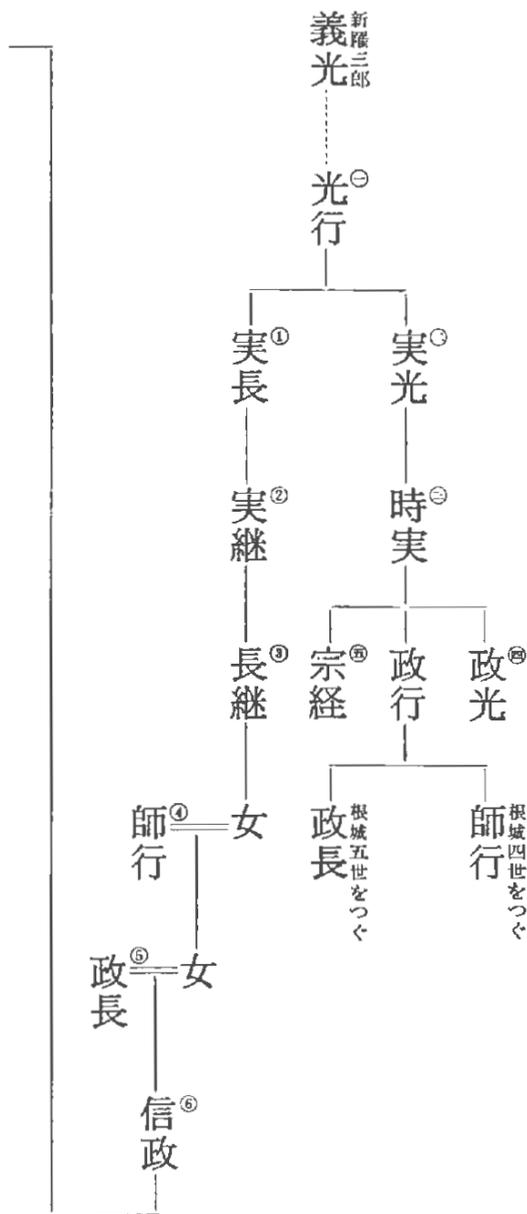
国司顕家はこの築城を祝し、本州蕩平の根本の城である、という意味で「根城」と命名したという。

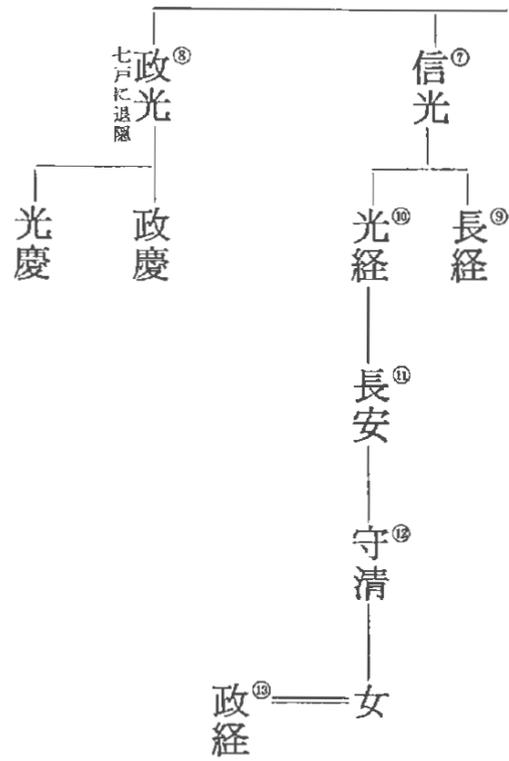
しかし、『史跡根城』の著者である小井田幸哉によれば、「八戸城」が公称であったという。

波木井南部四世師行の糠部下向以後、この南部氏（以下根城南部氏という）は、五世政長、六世信政、七世信光、八世政光と五代にわたって南朝（後醍醐天皇の系統）のために忠節を尽し、後世、南部五世の勤皇と称えられている。

次に叙述の便宜上、三戸・根城南部氏の関係を示す南部氏略系を掲げる。

南部氏略系





註

①②…は三戸南部系

①②…は根城南部系

建武新政直後の北奥の状況は次のようであった。

鎌倉幕府が倒れても、北条氏の勢力が強かった本県地方にはなお北条方（武家方）の旗色の濃い者も少なくなく、津軽の曾我氏や工藤氏は宮方と武家方に分かれ、安東一族は、南部師行の工作もあって宮方についていた。

北条氏一族の残党名越時如・安達高景等が津軽に逃れ津軽の武家方と結び、元弘三年一二月大光寺城によって反旗をひるがえしたのも、こういう情勢を反影したものであった。

師行は北畠顕家の命をうけ、これらを討伐するために派遣された多田貞綱等を支援した。

戦場は大光寺城（平賀町）から石川城（弘前市石川）、さらには持寄城（中津軽郡相馬村）へと移り、ようやく建武元年（一三三四）一二月、名越・安達等の降伏で終わりを告げた。

一方糠部地方にも工藤氏・横溝氏等、宮方に従わない者がいたが、師行はこれらを平定し、持寄城陥落の半年前の六月一二日、顯家よりその功を賞されている。

この持寄城の戦いの結果は、建武元年一二月、師行が北畠顯家にあてた報告書『津輕降人交名注進状』に詳しいが、ここには記さない。

別記のように、根城南部氏は、四世師行以下八世政光に至るまで終始宮方たるの立場を堅持したが、当時は宮方につきも武家方につきも、いずれが己れに有利であるかによってきめた武家が多かった。

足利尊氏はさておき、この持寄城の合戦で宮方の主役をなした岩楯の曾我光高（後の貞光）が、恩賞を不満として、後に武家方に回るようになった如き、その一例である。

この合戦で宮方についた工藤貞行・曾我光高・安東高季等はそれぞれ新規領地や旧領の領有を認められ、師行は建武二年三月に、外ヶ浜内摩部郷や泉田・中沢・真坂・佐比内・中目などの村々を与えられた。北奥鎮護の使命を担った国代師行の管轄区域は、糠部を中心に、外ヶ浜・津輕郡・閉伊郡・久慈郡・鹿角郡・比内郡に及んでいるが、糠部入部の頃の初期の任務は、糠部・津輕等における、いわゆる凶徒（北条方）の討伐のほか、北条方の武家の所領の没収せられたもの、すなわち關所地を北畠顯家の命によって、あるいは預かり、あるいは新しい給人に支給することであった。

その関係の文書は、いわゆる南部家文書中に多数あるが、繁雑なので一々これを記さない。

前記鎌倉時代末期青森県南の新旧給人名は、その一部である青森県南の分を記したものである。

第四節 南北朝時代の開幕と根城南部氏

元弘の乱に幕府軍として西上しながら反旗をひるがえして後醍醐天皇の側につき、六波羅探題を滅ぼした功により、新田義貞を抜いて建武新政第一の功臣とされ、天皇の一字を賜わり高氏を尊氏と改めた足利尊氏は以前から源氏再興の志をいだいていた。

一方建武の新政は公家一統の政治を日ざしながらも、新政樹立のために働いた武家の参加を認めざるを得なかった。

これらの武家の間には、恩賞に対する不満もあり、武家政権の再樹立を望むものも少なくなかった。一方打倒された北条氏の残党も各地に蜂起した。

これらの情勢を機敏につかみ、武家政権の再興に成功したのが足利尊氏である。

建武二年（一三三五）七月、北条高時の遺子時行が鎌倉に打ち入り、「中先代の乱」がおこった。

これを討伐するために鎌倉入りをした足利尊氏は、一〇月一五日付の天皇の帰京命令にも服さず、自らの勢力の拡張をはかった。

これよりさき、尊氏は斯波家長を奥州管領に任じ、陸奥守と称させ、今の岩手県紫波郡日詰町にある高水寺城にこれを配置した。

これは明らかに北畠顕家の国府政治を無視する、公然たる挑戦であった。

その結果奥州の豪族たちは大きく動揺し、各地に内戦状態がおこった。

天皇は十一月一二日、北畠顕家を鎮守府將軍に任じる一方、十一月一九日、新田義貞に尊良親王を奉ぜしめ、尊氏追討の軍を東下させた。

尊氏を挾撃する策をとったのである。

これよりさき、顕家はこのことあるを予知し、一〇月二四日、師行に国宣を下し、成田六郎泰次と相談して対策をたてるよう指示している。

しかし、新田義貞らは箱根竹下の戦で敗れ、尊氏はこれを追って西上した。

北畠顕家は、一二月二二日、義良親王を奉じ、父親房・結城宗広・伊達行朝・結城親朝など五万余の奥州軍を率い、尊氏軍を追って長駆遠征の途に上った。

このとき根城南部氏は、師行が多賀城に入り留守を守る大任に当たり、政長は成田泰次とともに津軽の叛徒の備に当たり、師行の孫の信政が顕家の軍に従ってその先鋒となり各所で戦功をたてた。

奥州軍は翌延元元年（一三三六）正月一三日には近江に達し、同一六日、京都付近ではじめての主力同志の合戦があり、同二七日再び京都で尊氏と対戦した。

二九日から三〇日にかけて、奥州軍は大いに尊氏を破ったので、尊氏は丹波路に去り、ついに二月一二日には九州に敗走した。

尊氏の敗走により、奥州軍はやがて帰国の途につく。

一方、師行や政長があとを守っていた津軽地方では、成田泰次と三者で一応津軽の武家方を押えていたが、延元元年正月、かねてから態度あいまいでいた外ヶ浜の安東五郎二郎家季が尊氏の教書を受けて兵をあげた。

さきの持寄城の論功行賞を不満とした宮方の曾我貞光（先の光高）も武家方に馳せ参じ、秋田比内郡の浅利六郎四郎清連と呼応し、師行・政長・泰次らによる藤崎・平内両城を攻め、また正月二〇日には船水楯の小笠原孫四郎を、五月二七日には倉光孫三郎の拠る小栗山館を、さらに六月二一日には田舎楯城を攻め、その勢はあなどるべからざるものとなった。

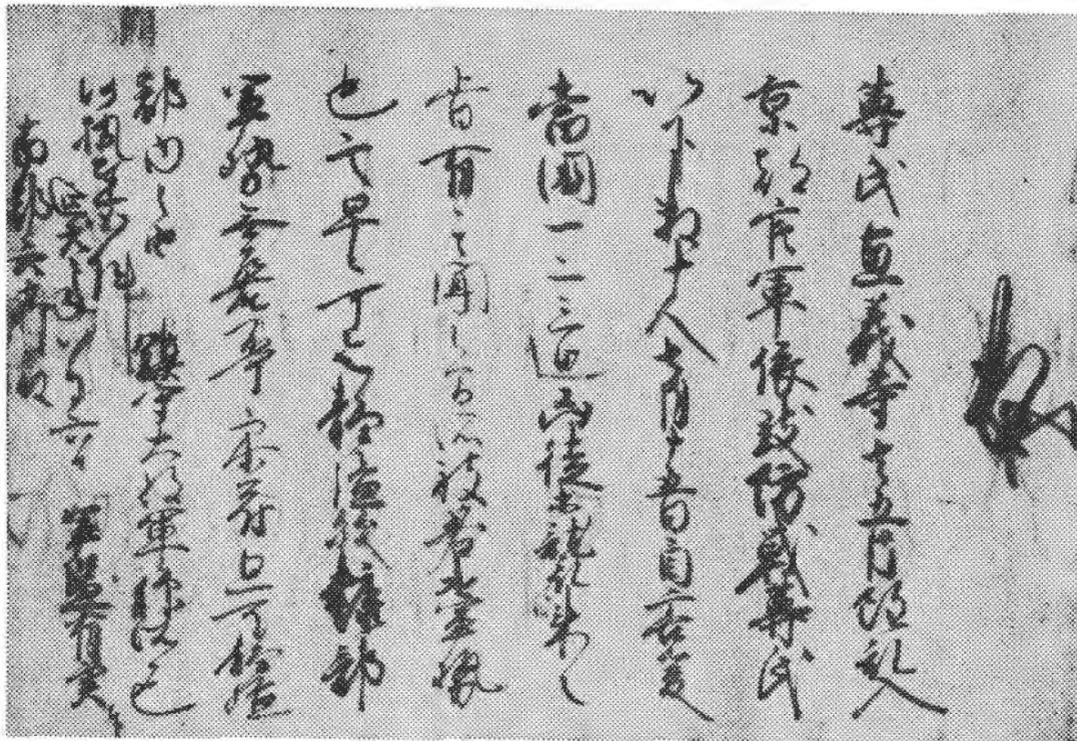
七月に入ると曾我貞光は武家方のために新里・堀越（中津軽軍）楯を築き、これを攻撃してきた宮方の倉光孫三郎とたたかい、また八月一日には貞光の代官が鹿角郡の国代成田小次郎左衛門尉頼時を大里楯に攻めている。

北奥がこういう状態にいるとき、中央では、いったん敗走した尊氏が九州で多くの武士を味方につけ、勢力を盛りかえし、早くも四月には海陸両面から東上の途につき、五月二五日の湊川（神戸市）の合戦では楠木正成を自害させ、新田義貞を退け、六月一四日には持明院統の光厳院を奉じて京都に入った。

このため後醍醐天皇は山門に行幸する。

多賀の国府に帰任の途にあった北畠顕家は、五月二四日、武家方相馬一族の根拠地小高城を陥れ、翌二五日国府に入って、八月六日、左のような御教書を南部分長に下した。

袖判（顕家）



北畠顯家教書

尊氏・直義等去五月雖亂入京都、官軍依致三防戰、尊氏以下數十人、七月十五日自害。

爰当国一二三迫凶徒等襲来之旨、有其聞之間、所被差遣軍勢也。

定早々可令静謐、糠部軍勢無左右不可參府、

且可静謐郡内之由、鎮守大將軍所仰也。仍執達如件。

延元元年八月六日 軍監 有実 奉

南部 六郎殿

尊氏以下數十人自殺、というのは全くの訛伝である。

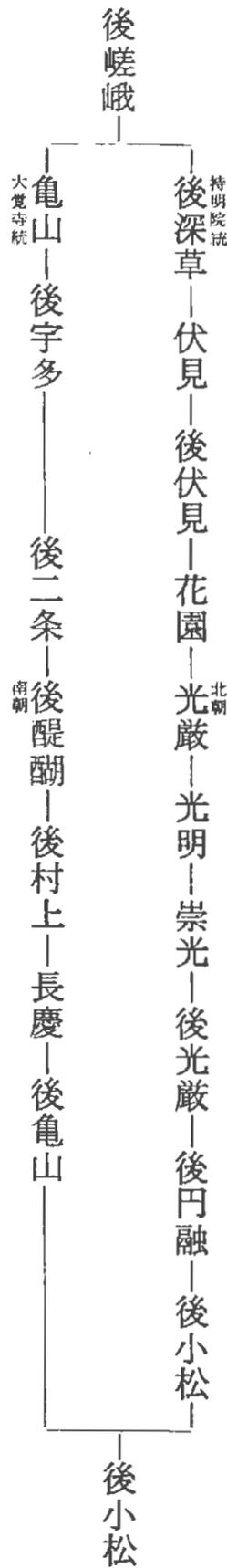
顯家が尊氏自害を信じて、政長に報じたものか、デマと知りつつ、士気を鼓舞するために流したものが判然としないが後者とすれば顯家の追いつめられた気持の現われとも見られる。

とにかく、京都方面および多賀方面のことは気にせず、政長は専ら糠部郡内の治安の維持に心がけるよう指示したものである。この時、政長の兄師行は、顕家の祝儀言上のため国府に参着していた。

京都では、八月足利尊氏が光明院をたて、偽って後醍醐天皇に降ったので後醍醐天皇は一〇月京都に還幸したが、偽りと知り、一二月、吉野の奥に潜幸された。

かくて、尊氏の擁した光厳天皇（北朝）と、吉野に潜幸した後醍醐天皇（南朝又は吉野朝）との二人の天皇が同時に存在することとなり、爾来南北両朝対立の全国的動乱の時代が数十年にわたり続くこととなる。

次に南北両朝の皇統を掲げよう。



第五節 根城南部第四世師行の戦死

南北両朝対立の始まった延元元年の一月二五日、師行に対し、糠部に帰国するよう顕家の命が下り、師行は根城に帰った。

帰国早々、翌延元二年（一三三七）正月には、曾我貞光の再度の田舎楯攻撃があり、七月には鹿角の合戦があり、政情は不安定であったが、多賀の国府はさらに多事であり、仙北方面の足利軍に脅かされ、正月早々国府を靈山（福島県伊達郡）へ移さなければならなかった。

しかし、靈山は岩石突兀たる天然の要害で、しかも多数の僧兵を有する靈山寺の支援を得ることができたので、顕家軍に対する後醍醐天皇の期待は大きかった。

その期待に応え、顕家軍はようやく足利軍の囲みを破り、延元二年八月、義良親王を奉じ、総勢一〇万余騎の大軍を率いて、再度足利尊氏追討のため西上した。

前年の第一次足利征討の軍の時は留守を守った根城南部四世であり顕家の国代である師行も糠部の兵士を召し連れて参加し、政長と、前回第一次征討軍に加わった政長の男信政とが糠部にとどまって北奥の押えの任に当たった。

征討軍は八月一九日白河関を立ち、一二月一三日利根川を渡り、鎌倉にうちいり、同二五日足利義詮を敗走させ、翌延元三年（一三三八）正月、美濃の青野原で足利の尾撃軍を破り、ついで迂回して二月二日奈良を占拠したが足利軍の反撃を受け、河内に退いた。

義良親王はここから吉野にいる後醍醐天皇のもとに赴いた。

征討軍は進んで河内より和泉・摂津に転戦し、一時勝利を得たが、高師直・師冬等の大軍のため大きな損害を受けた。

五月、顕家軍は堺浦を連続攻撃し、摂津・河内・和泉の戦野に対峙したが、五月二二日、堺浦と石津における激戦に高師直の軍に敗れ、北畠顕家は壮烈な戦死を遂げ、師行もともに討死、家士一〇八人がことごとくこれに殉じた。

ときに北畠顕家二一歳、師行四二歳であった。

第六節 根城南部第五世政長の七戸拝領とその活躍

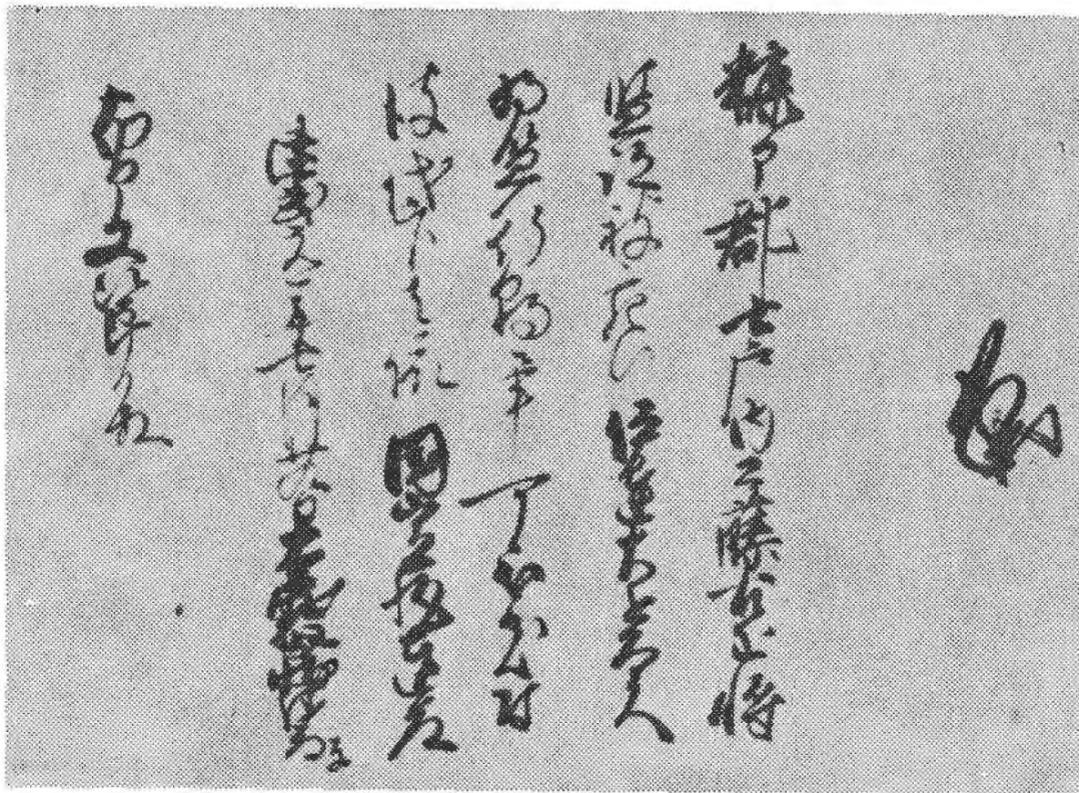
延元三年（一三三八）師行戦死の後の糠部は師行の実弟であり、女婿である政長の支配するところとなった。政長は既に述べたように元弘三年（一三三三）の鎌倉攻めの時は、奥州より馳せ参じ、新田義貞の旗下の武将として功をたて、建武元年（一三三四）五月三日、後醍醐天皇より甲州倉見山を賜る綸旨をうけた。

この頃政長は、元弘三年北畠顕家に従って奥州に下った兄師行にかわり、甲州の本領波木井郷を守っていたが、建武二年三月一〇日には顕家より、後記のように七戸を勲功の賞として賜っているからそれより先糠部に下向し、戦功をたてていたものと推察される。

さて、政長の七戸拝領のことであるが、当時七戸は無主の土地ではなかった。

政長に与えられた七戸は結城七郎左衛門尉の跡地であった。

その結城氏の前には伊達氏が居り、伊達氏の前には工藤氏がいた。



北畠頭家国宣

七戸の城主は、このようにして建武元年七月から翌二年三月までの数カ月間めまぐるしく変わっている。

左に、まず三点の根本史料を掲げよう。いずれも根城南部家文書である。

さらに既に述べたように、この外に七戸朝清系の第一期の七戸氏も七戸のうち何処かに居たはずである。

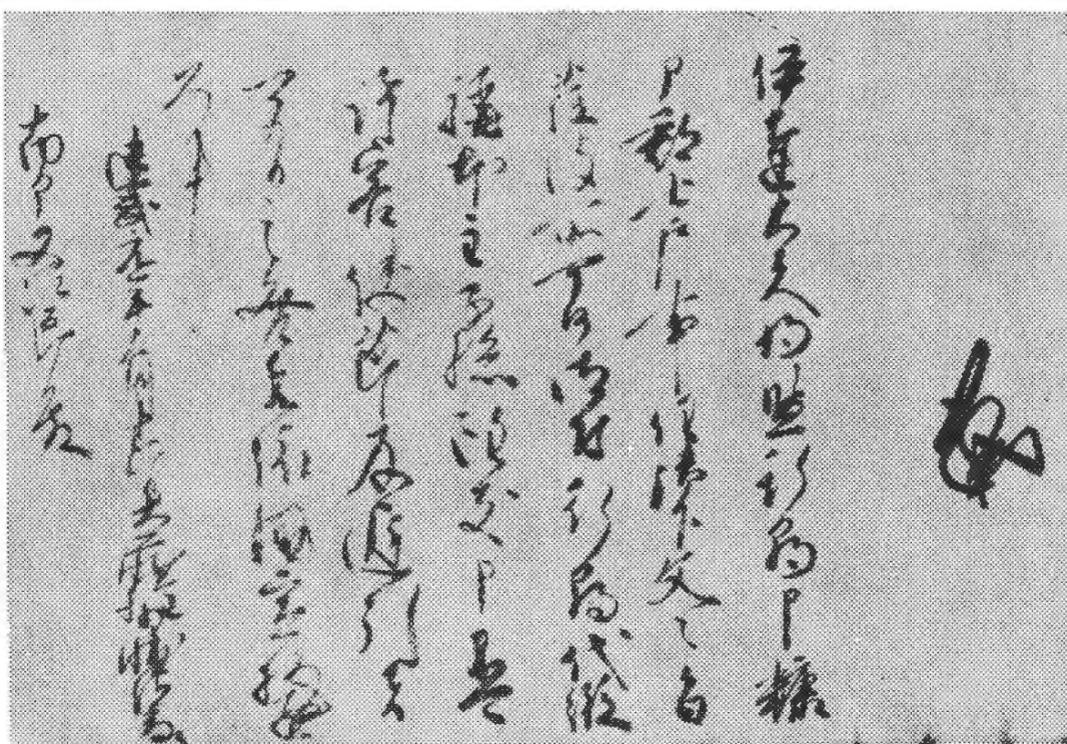
一 北畠頭家国宣

花 押 (頭家)

糠部郡七戸内工藤右近將監跡、被_レ宛_三行伊達右近大夫將監行朝_一畢、可_レ被_レ沙_三汰付彼代官_一者、依_三国宣_一執達如_レ件

建武元年七月廿九日 大藏権少輔清高奉

南部又次郎殿



北畠頭家国宣

二 北畠頭家国宣

花 押 (頭家)

伊達大夫將監行朝申、糠部郡七戸事、任_二御下文之旨_一、莅_二彼所_一可_レ沙汰付行朝代_一、縦称_二本主子孫_一雖_二支申_一、不_レ可_二許容_一、使節及_二遅引_一者 可_レ有_二其咎_一者依_二国宣_一執達如_レ件

建武元年九月十六日 大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

三 北畠頭家下文

花 押 (頭家)

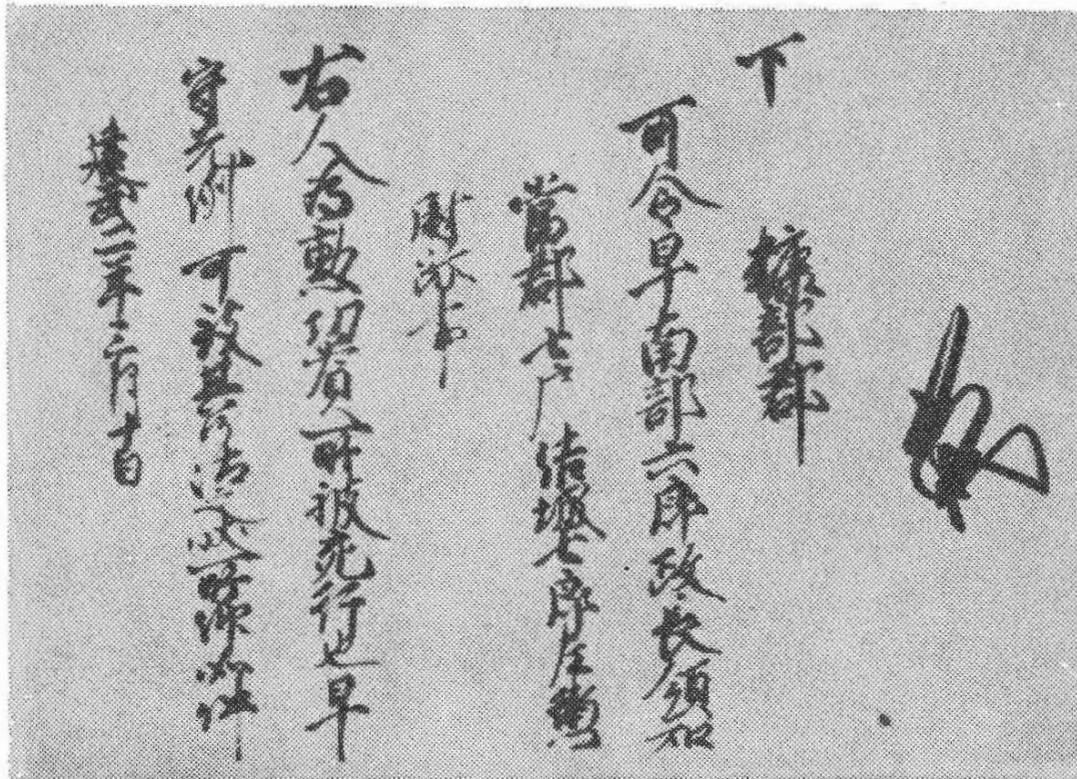
下_二糠部郡_一

可_レ令_二早南部六郎政長領_一知_二当郡七戸結城七郎

左衛門尉跡_一事

右人為_二勲功賞_一所_二宛行_一也、早守_二先例_一可_レ被_二

其沙汰_一之状所_レ仰如_レ件



北島頭家下文

建武二年三月十日

第一の頭家国宣によって明らかのように、鎌倉時代末期の七戸城主は、北条氏の地頭もしくは地頭代である工藤右近将監であった。

工藤氏の七戸支配がいつ頃から始まったか明瞭でないが、鎌倉時代初期工藤行光が岩手郡を頼朝から拝領していること、建武元年前後には、一戸・三戸・七戸・八戸等に工藤一族が繁栄していたこと等から見て、鎌倉時代の中葉頃ではなからうかと思われる。

なお、七戸の現在の工藤氏系には、工藤祐経の子の犬房丸系を名乗る家柄（例えば工藤正六家）もあり、工藤右近将監がいずれの系統の工藤氏であるかも不明である。

それはともかく、元弘三年（一一三三）工藤氏の属する鎌倉幕府が滅亡すると、七戸の地は、翌建武

元年（一三三四）、鎌倉幕府打倒に功のあった伊達右近大夫将監行朝に与えられた。その旨を、伊達行朝の代官に沙汰するように、南部又次郎（師行）に命じたのがこの第一の国宣である。

ところが、師行から伊達氏への、その旨の示達はスムーズには行われなかったようで、第一の国宣が出された一カ月半後に第二の国宣が出された。

その主たる内容は、七戸に、たとえ本主の子孫と称する者がいて、伊達氏の来任に異議を申し立てるようなことがあっても許容してはならぬ。速やかに伊達氏に伝達せよ。その使節が遅れるようなことがあれば咎を受けるであろう、というのである。

ここに本主の子孫と主張する者がいる可能性を示しているが、本主とは第一期の七戸氏の系統であろうか。それとも工藤氏のことであろうか詳らかでない。

いずれにせよ、国代師行の戦後処理の仕事が容易なものでなかったことはこの一事を以てしてもわかる。

この七戸の地が南部政長に与えられたことを示す下文が第三の文書である。

しかし、この下文によって明らかのように、政長は、伊達氏の跡を拝領したのではなく、結城七郎左衛門尉（朝祐）の跡を拝領したのである。

そうしてみると、七戸の地は、工藤氏↓伊達行朝↓結城七郎左衛門尉↓南部政長と引き継がれたことになる。

この段階において、七戸の知行主が伊達行朝から結城七郎左衛門尉へ変わった理由は判然としない。

この頃、宮方の最有力武将である結城一族は宮方（後醍醐天皇側）と武家方（足利尊氏方）とに分裂するきざ

しを見せはじめていたので、結城氏懐柔の一策として、伊達氏に七戸拝領を辞退させ、結城七郎左衛門尉に与えたものであろうか。

しかし、その時期は明らかでない。

建武元年と推定される六月一二日付の北畠顕家教書には、「当郡内三浦介入道并結城七郎等代官は未参候哉、注進之面ニ不見、御不審候……」とあり、結城七郎左衛門尉の去就が疑問視されている。

ところが、同年一二月一四日付の『津軽降人交名事』には、結城七郎左衛門尉は、津軽の降人小国弥三郎泰経を預かっているから、この時はまだ官方に属していたことは間違いない。従って、その足利方については、その後のことであろう。

さて、政長は、第三の文書の示すごとく、建武二年二月一〇日に七戸の地を拝領した。

ここに、七戸というのは一体どこをさすのであろうか。

実は、これより先、建武二年二月三〇日には、伊達五郎宗政が「七戸内野辺地」を拝領しているから、元来の七戸には、野辺地方面も含まれていたのであるが、その野辺地は伊達五郎宗政に与えられた以上、この段階で政長が拝領した七戸の中に野辺地が含まれていないことは明瞭である。

それでは、残りの七戸の全部が政長に与えられたか、というと、はっきりそうと断言出来ない一面もある。

それは、『白河証古文書』に

建武二年以前新恩所領注文

同 陸奥七戸 同年 建武二年三月十日

同前 前後略ス、同前トアルハ、陸奥国宣ヲ指ス (『大日本史料』第六編之二)

とあることによる。

この史料を収めた『大日本史料』第六編之二、三二六ページには

建武二年三月十日、癸巳陸奥国衙、外ヶ浜ノ地ヲ南部師行等ニ、結城氏の旧領七戸ヲ、南部政長及び結城親朝ニ授ク

とあり、次頁に、前に引用した『白河証古文書』を収めている。

これらによれば、結城七郎左衛門尉の跡は、同じ建武二年三月一〇日付で、南部政長と結城親朝とに与えられているから、野辺地を除いた七戸を二人で分領したことになる。

この点につき、沼館愛三は『南部諸城の研究』の中で、「七戸の地はもと工藤右近将監の領地であったが、伊達行朝に賜い、更に結城七郎左衛門朝祐に与えられたが彼は叛したので、政長及結城親朝に与えている。……政長の所領は其後永く七戸氏が継承したのである。……」と述べている。

また、大西源一も『北畠氏の研究』の中で、「三月十日、陸奥国宣、結城親朝ヲシテ同国七戸ナル同族朝祐ノ跡ヲ領セシム。顕家、陸奥糠部郡ニ令シテ、南部政長勲功ノ賞トシテ郡内七戸ナル結城七郎左衛門尉ノ跡ヲ領知セシム。」と述べている。

ここに朝祐と七郎左衛門尉とは同一人であるから、結局野辺地を除いた七戸は、ここでも結城親朝と南部政長

とで分領したことになる。

これに対し、森林助の『波木井八戸南部氏勤王史の研究』は、「七戸はもと工藤右近将監跡を伊達行朝に賜はり更に結城朝祐に与へられたが、彼は尊氏に党したので領地を没収され、政長に賜はり、子孫伝領した。」と述べ、結城親朝の七戸拝領のことについては言及していない。

しかし、これは『白河証古文書』がある以上、野辺地を除いた七戸は二人に分領されたと見ないわけにはいかないだろう。

そうすると、結局七戸は、伊達五郎宗政と、結城親朝と南部政長の三人で分領したことになる。

さらに何度もいうように、七戸の内何処かに第一期の七戸氏の所領もあったはずである。

政長拝領の分は長くその子孫が伝領したが、その他の分、とくに結城親朝拝領の分は、その後どうなったのか。

結城親朝は、その後次第に武家方に傾むき、遂に興国四年（一三四三）六月、足利氏についている。

その領地は当然没収され、政長に与えられたのではないかと推察されるが、それを裏づける史料は全くない。

さて、このようにして、政長は七戸の領主となり、兄師行のいる根城と七戸城とは、糠部における宮方の二大拠点となるに至った。

政長が七戸城に入ってから最初の合戦は、津軽山辺の合戦である。この戦についての史料はほとんどないので詳細を知るよしもないが、前年に一応終わりをつけた大光寺・石川・持寄城の合戦の続きであったろう。

この合戦で政長は大將となり、これを鎮定し、頭家から教書（感状）を受けている。その教書は次のようなも

のであった。

下向以後合戦被致忠之由被聞食候、今度山辺合戦、又以為大将被抽軍忠云々、返々神妙之所候、凶徒更不遁
天罰弥成其勇、可被致忠節也者 依仰執達如件

建武二年九月一日

修理亮 経泰 (花押)

沙弥 宗哲 (花押)

南部 六郎 殿

政長は兄師行に勝るとも劣らぬ勇将であったのである。

延元元年(一三三六) 顕家が第一次足利尊氏討伐の軍をおこしたとき、政長は兄師行等とともに、平内・藤崎の二城に拠って武家方の曾我氏と対し、また翌延元二年の第二次討伐の時も政長は子の信政とともに北奥の押えに当たり、よくその任を果たしたことは既に述べた。

延元三年、師行の戦死により政長は根城南部五世となった。一方北畠顕信も顕家のあとについて閏七月二六日、陸奥介・鎮守府將軍に任ぜられ、奥州下向をこころざし、国司義良親王を奉じ、父親房ともども九月伊勢の大浦を発したが暴風に逢い、船は四散した。親王と顕信は再び伊勢に引き返したが、親房はひとり常陸に上陸して小田城に入り、のち関城に転じ、興国四年(一三四三) 同城落城のため吉野に帰るまで六年間、自ら陣頭に立ち南朝方の総参謀としての采配を振った。

一方顕信は、暴風ののち、艱難辛苦の末ようやく興国元年(一三四〇) 六月一日、任国に赴いたが国府に入

ることは出来ず埋峯城によった。

一方、糠部の新支配者となった政長は、席の暖まる暇もなく、延元四年（一三三九）三月には曾我貞光の一味の拠る大光寺城を、九月には貞光の本城岩楯を攻め、一〇月には尾崎（平賀町）を攻めた。戦況は政長にとって必ずしも有利には展開しなかったが攻勢は維持することが出来た。

天下の情勢は、南朝にとってまことにきびしいものとなってきた。

こういう時南朝の勢力をさらに急低下させる事情がおこった。

延元四年八月一六日の後醍醐天皇の崩御である。一〇月義良親王が御即位、後村上天皇となられ、翌年興国と改元された。

陸奥国司兼鎮守將軍である顕信の当面の最大の任務は賊將石塔義房に奪われている国府の回復である。

このため顕信の父親房は南の結城氏・田村氏と北の南部政長等をもって国府を挾撃する計画を画策していた。

興国元年一月七日、政長は顕信に対し、北奥の戦況報告と功臣の官途所望等について請うところがあつた。

これに対し、顕信は一二月二〇日付で政長に対し教書を下し、津軽の安藤一族が味方になったことを喜び、政長の長子信政の忠節をほめ、岩手郡西根（平館）に要書を構えたことを祝し、明春は、足利方の奥州管領家斯波を退治するよう申し付け、功臣の処遇のことにも言及している。

興国二年（一三四一）顕信はいよいよ国府回復の動きを見せる。

四月、政長は兵を率いて南進し、岩手の滴石氏、斯波の河村氏とともに、岩手・斯波二郡を討ち、さらに和賀



足利直義勸降状

氏・葛西氏と合し、国府を攻撃した。

国府の石塔勢は一時国府を逃れ、栗原郡三迫において防戦するなどのことがあり、戦は翌年一〇月まで及んだが頼みとする結城親朝が両端を持し、いっこうに立たなかつたので、遂に国府奪回は成らなかつた。

今や政長は南朝では最も頼みとする武将であつた。

足利方としても政長を味方にほしかつた。

そこで暦応二年（延元四年：一三三九）三月十七日、足利直義名で左のような勸降状を發した。

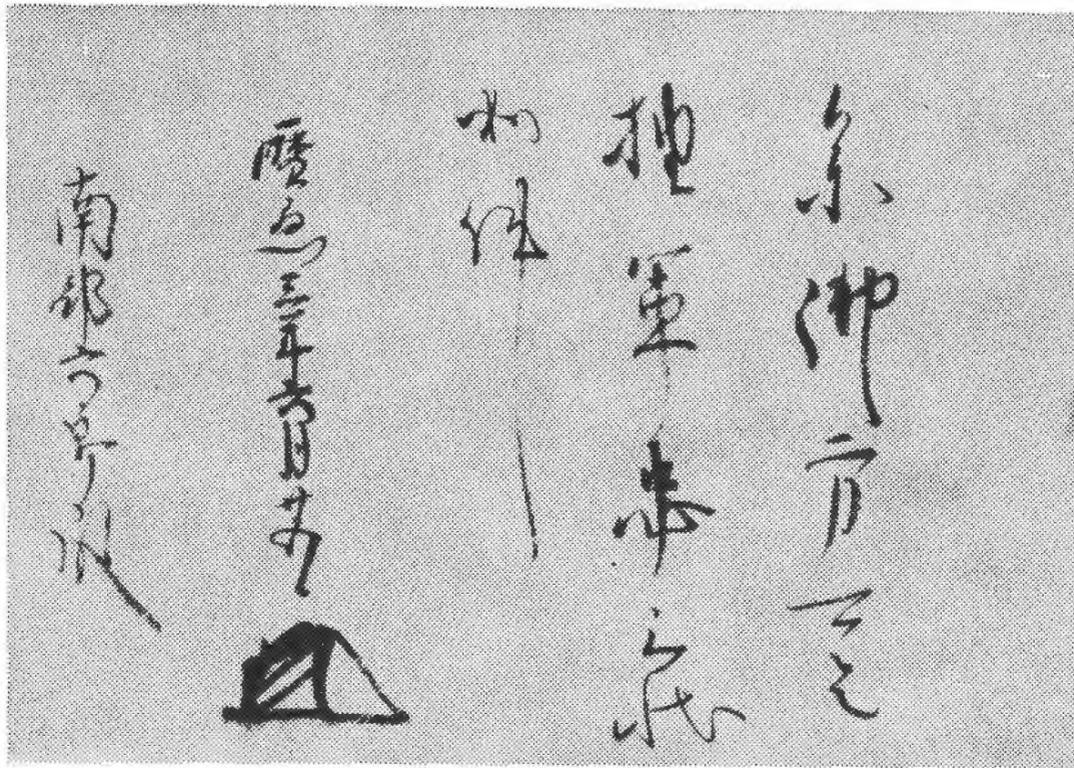
参御方者 本領事可被定置之旨 可有其汰沙之

上 致軍忠 可抽賞之状如件

暦応二年三月十七日 直 義 花押

南部 六郎殿

政長がこれに応じなかつたことは、その後、暦応



足利直義勸降状

三年（興国元年…一三四〇）、六月二五日、暦応四年二月七日、貞和二年（正平元年…一三四六）二月九日付の直義から政長にあてた同種の勸降状が出されていることでも明瞭である。

しかし、後醍醐天皇亡きあとの南朝の退勢は覆うべくもなかった。

この機に乗じて津軽の武家方曾我氏が大攻勢に転じ、足利尊氏の教書を受けて、はるばる相模国曾我郷から津軽に下向した同族曾我師助とともに、暦応四年（興国二年…一三四一）六月、糠部に攻め入り、翌年秋まで、糠部の各地で数十度の合戦が行われた。

この時の合戦の様子は、武家方の貞光の記した貞和三年（正平二年…一三四七）の『曾我余一左衛門尉貞光謹言上』に

暦応四年（興国二年…一三四一）六月 曾我左

衛門尉師助賜御教書 令発向凶徒南部六郎政長等城郭糠部之処 同御敵滝瀬彦次郎入道以下輩打塞路次 致
防戦之間 自同年六月夏比至翌年七月秋比冬数十度合戦仁 或貞光自身被疵 或若党以下手勢数百人同被疵 討死之上
若干凶徒等打取畢 此条師助連々令注進之間 被下御感御教書畢 巨細師助之一見状 矣
以前条々粗 恐々言上如件

貞和三年五月 日

と書かれてある。

ここで注意しなければならぬのは、まずこの合戦の行われた年月日である。この年月日は、前述政長等の国府回復のための合戦とほとんど重複する。

そのことがなぜおかしいのかといえば、たとえば根城側の後世の史書である『南部五世伝』には

興国三年六月、曾我師助受尊氏命 与族貞光大举来攻 相持踰年 敵兵愈加 城殆陷 政長執戟 開門出戦
衆従之 縦横奮撃 斬師助 敵兵遂潰 後村上帝賞賜刀及甲冑

とあり、貞光言上書にはこの合戦を興国二年から三年にかけてのこととしているのに対し、五世伝は、一年後の興国三年から四年にかけてのこととし、一年のくいちがいがあからである。

国府回復の戦いも、糠部での防戦もどちらも大変な激戦であり、政長にとっては苦戦であった戦いである。

この二つの戦いが、同時期の戦いであるとすれば、政長が両方に顔を出しているのはおかしい、という判断から『南部五世伝』等後世の根城関係の史書は、これを一年ずらしたものではなからうか。

一方の貞光の言上書は、貞和三年すなわち、この糠部の合戦のわずか数年後に書かれたものであるから、こちらの記述が正しい、ということになる。して見ると、政長は、興国二年から三年にかけ、南の国府奪回作戦遂行中、糠部を突かれたため、急拠軍をかえし、曾我氏を退けた、ということになる。

さて、曾我一族の攻撃目標となった糠部の城とは、貞光言上書に、南部六郎政長等城郭糠部、とあるから、根城だけとは限らず、七戸城等も含まれていたことだろう。師助の攻めた城は七戸城であり、七戸郊外にある地獄沢は、師助軍敗走の地とも伝えられる。

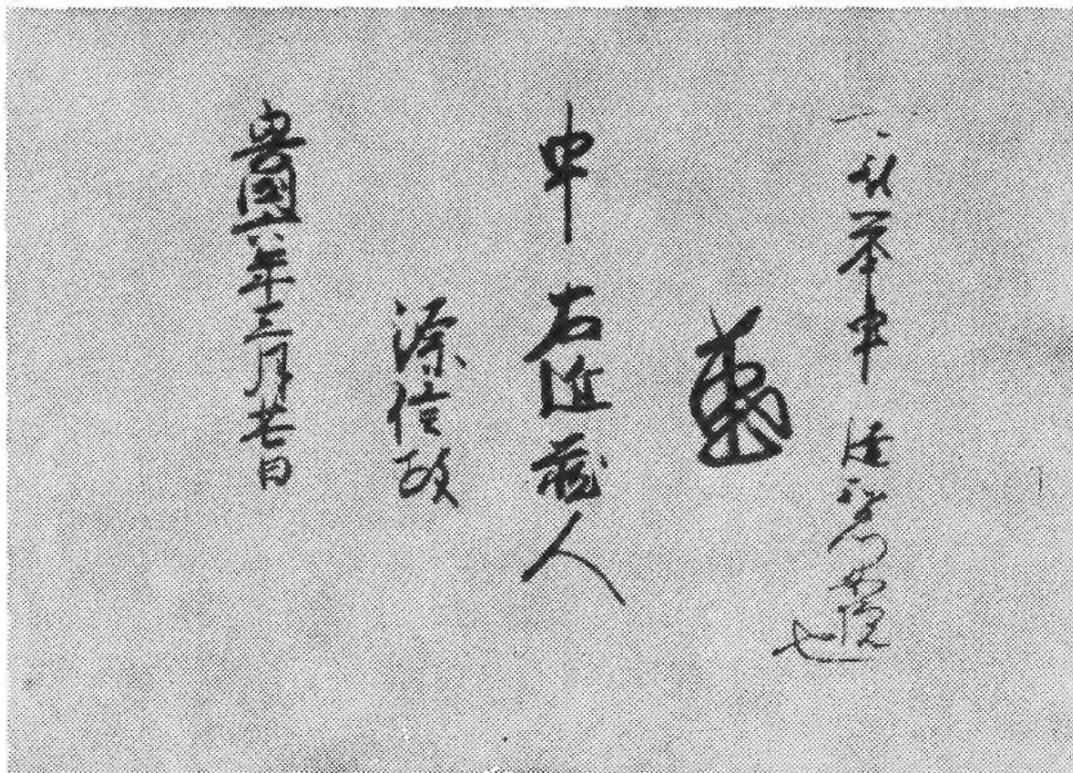
この二つの資料によってもこの合戦が激戦であったことがわかるが、政長自らの奮戦によって進攻軍を退けることができたので、後村上天皇は、合戦終了後、栗田口国安の太刀一腰と式法鎧を賜って政長を賞した。

ついで、翌興国四年（一三四三）九月と推定される顕信教書で、顕信は、その後の糠部方面の動静を問い、近く合戦を始めたいから、近郡を退治した上、顕信に合流せよと指示を与えている。

これより先、五月二五日には、北畠親房は、結城親朝が砂金および兵糧を贈ったことを謝しているから、この段階まで親朝は、南朝につくか、北朝につくか、旗幟を鮮明にしていなかったようである。しかし親朝は六月一日、尊氏の命をうけた石塔義房の誘いに応じ、ついに款を尊氏に通じた。それとも知らず、親朝への説得はなおも続くが、無駄であった。

南朝の大忠臣結城宗弘のあとの親朝を敵にまわしたことは顕信にとっては大きな痛手となった。

同年十一月、関東の官方の拠点である常陸の関、大宝の二城も陥り、官方の参_マである北畠親房もついに遁れ



北島顯信推挙状

て尾張に到りやがて吉野に入った。

興国四年・五年の政長らの動静は明らかでないが、五年（一三四四）には、北島顯信による常陸大宝城の一时的回復、同年四月の足利方石塔義元による顯信の居城宇津峰城攻撃、八月陸奥靈山城の北島軍の伊達・信夫二郡の攻略等の戦闘があった。

越えて興国六年二月八日、政長は軍功により、足利尊氏の所領であった陸奥国甘美郡（加美郡）を加賜された。『三翁昔語』によれば、この恩賞は、四戸における逆意の者を討伐した功によるものだという。

同年三月二六日には、政長の長男信政に対し、国司顯信から、たびたびの合戦の忠節をほめた感状（教書）を下賜、翌二七日には信政を達知門女院右近藏人に推挙した。その推挙状は左の通りである。

可被挙申 達知門女院也

（顯信花押）

申 右近藏人

源信政

興国六年三月廿七日

この女院は後宇多天皇第一皇女槎子であり、弘安九年（一二八六）誕生、文保三年（一三一九）皇后宮となり、一二月院号を名のり、ついで出家された方である。

この推挙状によって、信政は吉野朝廷に出仕したことが明らかとなる。

同日、政長の二男政持は左馬助に、三男信助は兵庫助に推挙されている。

南部政長一族が、いかに南朝から重視されていたかがこれでもわかる。

顕信は、同じ日、津軽の平賀藏人を鼻和郡摩祢牛郷地頭に、工藤四郎五郎を同郡大浦郷北方地頭に、海老名小太郎を田舎郡安庶子郷地頭に任じている。

南朝勢力の全国的衰退傾向の中にあつて、ひとり糠部・津軽においては南朝方がなお優勢を保っていたのである。

このような情勢を見て、足利方では、正平元年（貞和二年：一三四六）四月一日、政長に対し、勅降状を發したが政長は応じない。そこで一二月九日、四度目の勅降状を發したが、もちろん応ずる筈はない。

しかるに『齋藤文書』に、左のように政長が降伏したか、という疑問をいだかせる足利氏の教書がある。

南部（政長）遠江守降参事 就ニ注進状ニ所レ成ニ御教書ニ也

此上之儀宜_レ有_レ計ニ沙汰ニ之状如_レ件

貞和二年十二月廿一日

御 判

右京太夫殿 (吉良貞家)

右馬権頭殿 (畠山国氏)

この教書については、二つの解釈が成り立つ。

第一は、南部政長が降参したという注進状が届いたので教書を下す。今後よろしく取り計らうように、という解釈であり、第二は、南部政長に降参をすすめたという注進状が届いたので教書を下す。今後のことは (降参させること) よろしく取り計らうように、という解釈である。

まず第一の解釈についていえば、文字の解釈としてはこの解釈は成り立つ。従って降参したことになる。

しかし、政長に対する第四回目の勸降状は一二月九日に出されているから、少なくともこの日まで、政長は降服していない筈である。

もしその後数日の間に政長が降服したとしても、そのしらせを陸奥から得て、九日からわずか一二日目の二日に教書をしたためるということは不可能である。

また、その後の根城南部氏の南朝に対する勅皇の事実からみても、政長の降伏はあり得ないことである。

第二の解釈も、文理解釈上立派に成り立つ。また第一説批判後段に述べたような理由もあり、第二の解釈が正当と考えられる。

さて、正平（一三四六）の初年頃と推察される顕信から政長にあてた左のような書状がある。

其後無指事之間 不申遣候 兼又上田城事 成和与之儀候之間 遣此辺之軍勢 御方をも無相違ひかせ候
就其者 以此仁申遣子細候 被思案候て 可承左右候也

六月十八日

（顕 信 花押）

（縣紙）
一ノ

南部前
（遠江守殿か）

前段、上田城和与のことはともかく、後段、政信に対し申遣次第があるから思案の上、次第を言上せよ、というのは何を意味するのか。

あるいは、正平元年四月の足利直義の政長に対する勸降状に関連があるのかもしれない。

その後数年間の政長の動静は明らかでない。津軽の動きも割におだやかであったためかも知れない。

一方国司北畠顕信の旗色は、正平二年（一三四七）九月の宇津峰城、霊山城、藤田城の陥落等で次第に悪くなり、顕信は宇津峰宮を奉じて出羽に走る等のことがあり、さらに京都付近では正平三年正月五日、四条畷の戦闘で楠木正行が戦死する等のことがあったが同日、信政（根城南部六世）も京都付近で戦死をとげている。（『東北太平記』）

その後も各地に小戦闘はあったようであるが、大きな合戦はなかった。

そして、正平五年（一三五〇）八月一日、死期を覚った政長は、長子信政（六世）がすでに戦死していたので、孫信光に八戸を、その弟政光のためには、その父信政の妻（政光の母）である加伊寿御前に対し七戸を譲渡する旨の譲状を認め、一七日に死去した。

六世信政の勤皇のことはすでに一部述べたが、言及しなかった分を加えて次に簡単に述べておこう。

第七節 根城南部第六世信政の勤皇

信政は五世政長の長子で、三郎と称した。建武二年（一三三五）から翌延元元年にかけての北畠顕家の第一次足利尊氏追討軍の先鋒となり、尊氏を九州に走らしたことは前に述べた。

その妻は黒石の地頭工藤貞行の嫡女加伊寿である。男二人あり、長子を信光（幼名力寿丸、根城南部七世）、次子を政光（根城南部八世、七戸に退隠）といった。

貞行は根城南部氏と同様、南朝に忠節の武将であったが建武三年病没し、その妻志練が遺領を相続し、興国四年（一三四三）六月二〇日、自分の死後黒石の領地を南部信政の女房となった娘の加伊寿御前に譲り、一部はその妹福寿にも分かち与うべきことなどを認めているが、翌五年二月には改めて、黒石を加伊寿の長男力寿丸（七世信光）に譲り、うちいくらかを五人の女子に譲ることを認めている。全文かな書きであり、読みにくいので漢字まじり文に改めて左に示そう。

譲渡す力寿丸

津軽田舎郡黒石の郷 同じき政所職の事

右所ハ故工藤右衛門尉貞行 重代の所領たる間 志練彼の後家として 相伝知行今に相違なし

その子細譲証に見えたり 志練一期の後は 嫡孫力寿丸に此の所を譲り与うる也 余の子孫等違乱あるべからず 但し此所のうち 女子五人に少しつゝ一期の間譲也 譲証文ニあり これを違うべからず いづれも自筆なり 自筆にて無からんをバ 用いべからず 依て譲証件の如し

興国五年二月十三日

しれん 花押

これより先、建武元年八月二日に貞行は、津軽山辺郡二想志郷内下方及び田舎郡上冬井郷拾分参を、娘加伊寿御前に譲っている。

これらの譲状により、工藤貞行の領地の大部分は、信政の妻となった加伊寿御前を通じて根城南部氏に伝領されるに至ったことがわかる。

ついで延元二年（一三三七）八月、第二次の足利尊氏追討の戦いときは、信政は父政長とともに糠部にとどまり、北奥の押えに任じた。

その後の北奥におけるたびたびの合戦にも当然信政は父政長とともに活躍したことだろう。

興国六年（一三四五）三月二六日には、これらの合戦の戦功を国司から賞められ、ついで翌二七日には達知門女院右近藏人に推挙され、吉野朝廷に出仕したことも先に述べた。

信政は既述のように、この後正平三年（一三四八）京都付近の戦いで討死をするが、それより前、正平二年四月参内し、後村上天皇より後醍醐天皇の皇子護良親王の遺子八幡麿を託され、これを北郡（下北）王に奉戴したことが『東北太平記』に記されている。

このことは、のちの康正二～三年（一四五六～五七）の蛸崎戦争へとつながるものであり、本県中世史上の大きな謎の一つともなっているので別記することとするが、この信政が八幡麿を託された年代を『東北太平記』は正平二年（一三四七）としているのに対し、森林助は正平元年説を主張している。

いずれにせよ、『東北太平記』にのみその記載があり、根本資料を欠くこのことが事実とすれば、吉野朝廷に仕えていた信政は一時八幡麿を奉戴して下北へ下り、再び吉野に赴き、正平三年、京都付近で戦死したことになる。

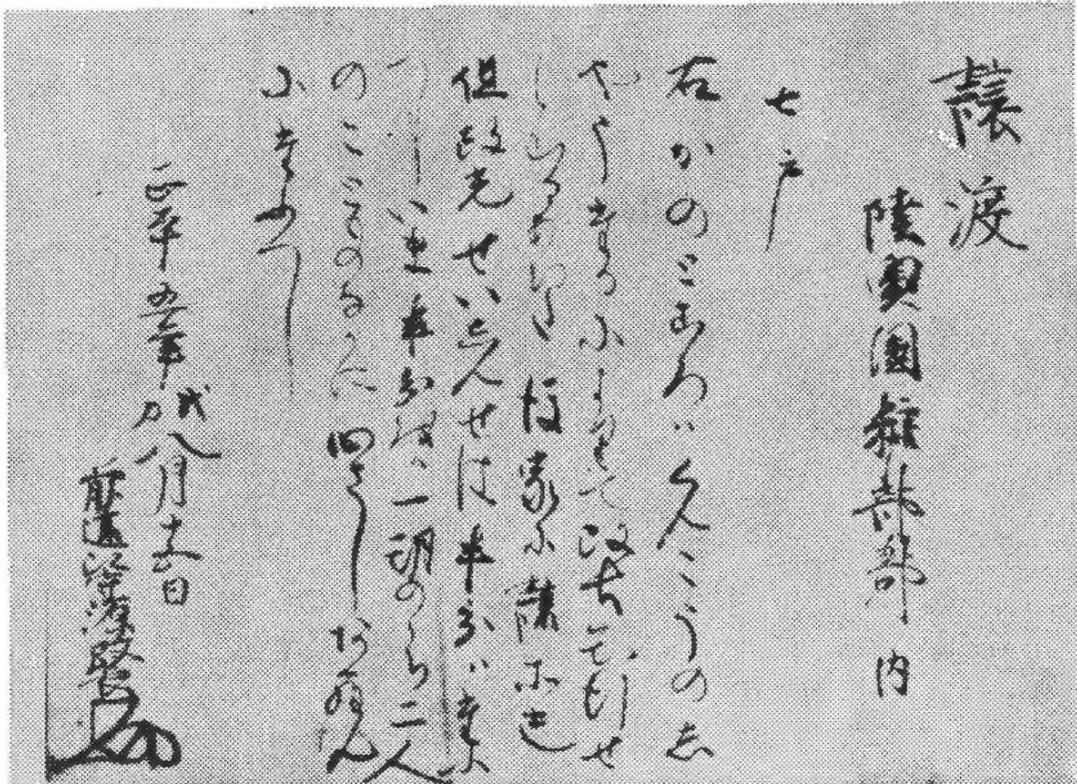
しかし、戦死のことも、系図、家伝の類に見えず『東北太平記』にあるのみであり、真疑のほどは定かでない。

第八節 根城南部第七世信光の忠節

信光は幼名力寿丸といい、のち三郎と称した。

六世信政の長子で、八世政光の兄である。母は黒石の工藤貞行の娘加伊寿御前である。

貞行の妻志練の没後、黒石の地を伝領したことは前に述べた。



南部政長讓状

正平五年（一三五〇）八月一五日、祖父である五世政長は、死期を悟って、八戸をば信光に、七戸をば加伊寿御前に譲り、信光の弟政光が成人となったら七戸の半分を政光に与えるようにとの讓状を認め、一七日に死去した。讓状は左の通りである。

讓 渡

陸奥国糠部郡内

八戸

右彼^所ところハ ^勲くんこうのし^賞やうたるあひた

政長知行せしむるを 信光に讓^与あたふる物なり

彼讓状をまほりては^守いり^拜やうすへし^領

正平五年^戊八月十五日

前遠江守源政長 (花押)

讓 渡

陸奥国糠部郡内

七戸

右破所かのところハ、くん勲功こうのしやうたるによりて、政長知行せしむるあいた間後室に讓所也

但政光成せいしん人せは半分は与たふへし、いま半分をハ一期のうちに、二人の子こと供ものなかに、心さしあらんに与たふへし

正平五年戊八月十五日

前遠江守源政長 (花押)

すなわち、信光は祖父政長の領地のうち八戸を譲られ根城南部氏の家督を継ぎ、七戸の地は一旦加伊寿御前の手を経た上、弟の政光に譲られることになったのである。

この年、中央では足利尊氏・直義兄弟が不和となり、一二月九日直義は吉野朝に帰順したが翌六年二月、尊氏・直義間に和議が成立、七月には再び不和となり、一〇月には今度は尊氏が偽って、その子義詮とともに吉野朝に降伏したが、結局、七年(一三五二)閏二月義詮は、公式の和の破れたことを宣するなど、変転極まりない時代であった。

こうした情勢に乗じて、奥州でも一時国司が勢力を盛りかえし、三戸南部一世信長も国司方につき活躍するなどのことがあったが、当時信光は幼君であったためか、まだその名は歴史の前面に登場してこない。

正平一〇年(一三五五)三月一五日、信光は大炊助に任ぜられ、翌一一年一月には昇進して薩摩守に叙爵した。

『東北太平記』に、正平一一年五月、信光は北部王となった護良親王の遺子八幡麿（良尹）の長子乙寿麿（尹義）当時八歳を奉じて吉野に参内し、翌正平一二年北部に帰ったとあるから、これが真実であるとすれば薩摩守昇進は参内後のこととなる。

正平一五年六月五日、信光は、津軽田舎郡黒石郷ならびに鼻和郡目谷郷等を相伝領掌することの安堵状を顯信から賜った。

このうち黒石郷はすでに興国五年（一三四四）、外祖母志練尼（工藤貞行の妻）から、志練の死後譲渡を約束されていたものである。

また同日、津軽田舎郡冬井・日野間・外浜野尻郷は南部雅楽助に安堵された。

このうち冬井郷拾分参は、工藤貞行から娘加伊寿御前に建武元年（一三三四）八月二日に譲られたものであった。

これらの土地を譲られた南部雅楽助とは誰であるか。あるいは三戸南部茂行か政行であろうとされ、あるいは信光の弟の政光であろうとされているが、今のところいづれともはっきりしない。

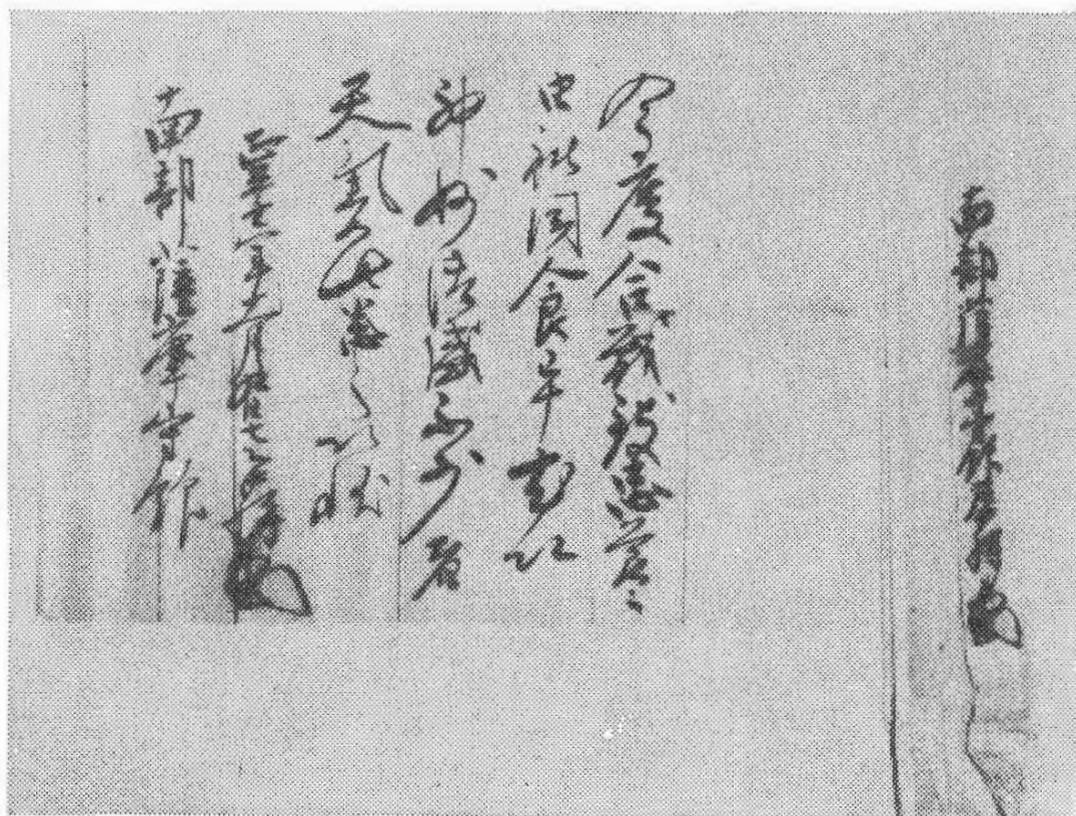
正平一六年（一三六一）一月九日、信光は、戦功により後村上天皇より左のような叡感の綸旨を賜った。

今度合戦致_二忠節_一之由被_二聞食_一畢 尤以_二神妙_一 御感不_レ少有 天氣如_レ此 悉_レ之以_レ状

正平十六年十一月九日

左 中 将 （花押）

南部薩摩守館



後村上天皇 綸旨

左中將はその花押から顕信であることが明瞭である。

これと全く同文のものが南部左馬助（政持）と南部兵庫助（信助）にも与えられており、また翌正平一七年正月一八日の北畠顕信から信光にあてられた書状には、「七戸へも同じく下され候、つかわし候よし、つたへられ候へく候」とあるから七戸在住の政光も同文の感状を賜ったことは確かである。

して見ると、この戦いは相当に重要なものであったと思われるが、どのような合戦か、全くわからない。

これより少し前、正平一六年正月一八日、顕信は曾我周防守に対し勅降状を発している。

しかし、曾我氏が降伏しなかったため、根城南部の一族と曾我氏との間で合戦を見るに至ったのであるまいか。

津軽における武家方の最大の雄曾我氏に係る『曾我文書』は現在も東京府中市にある、根城南部氏の正系南部光徹氏の東郷寺にほぼ完全な形で保存されている。

このことは、曾我氏が根城南部氏に亡ぼされ、その文書は根城南部氏に没収されたことを明瞭に物語るものである。

正平一六年、後村上天皇の感状が根城南部一族の四人に対し、同時に下賜されるものとなった合戦とは、この曾我氏討滅作戦以外には考えられない。

曾我氏の動きがその後全く無いところからも、この頃を以て曾我氏滅亡の時とすべきであろう。

さて、曾我氏が滅亡したとなると、津軽に対する顧慮もそれほど大きくなかったのか、正平二〇年を過ぎる頃には、信光は本領である甲斐の波木井城に帰り、糠部の統治は弟の七戸城主である政光にまかせたようである。

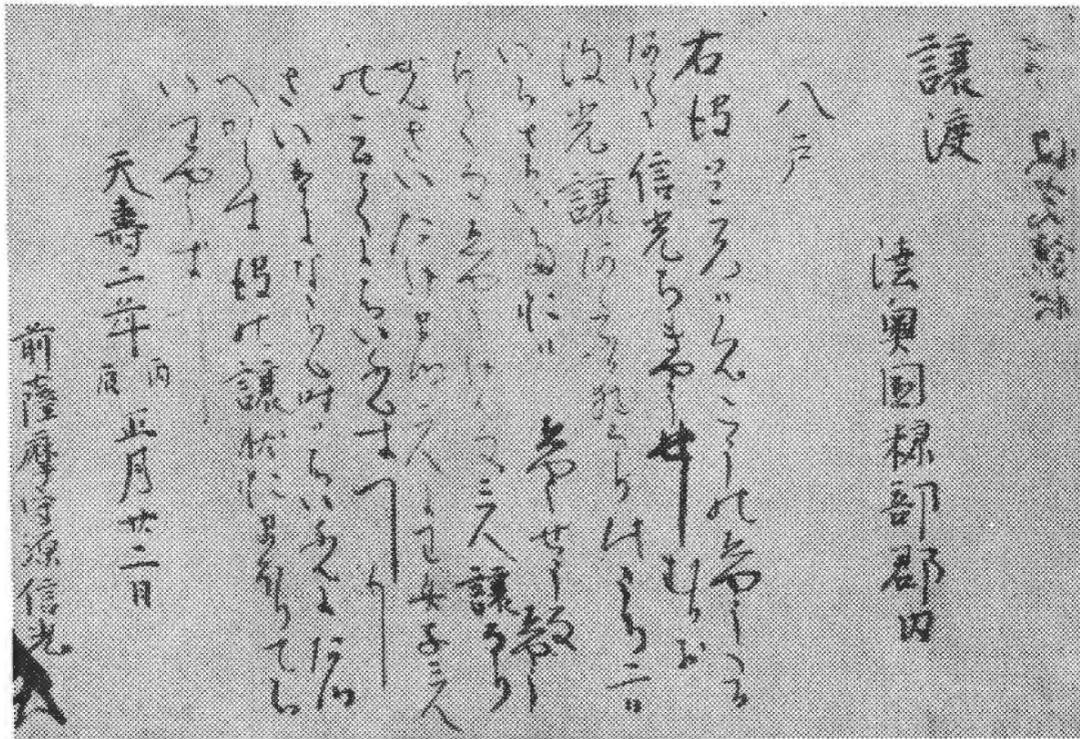
正平二二年（一三六七）正月一日、信光が波木井城において恒例の武事始めの式を行っている最中に、隣郷の神大和守が不意に來襲した。

信光はこれを敗走させた上、事の由を吉野朝廷に報告、四月、詔を奉じて大和守の居城神城を攻め滅した。

後村上天皇の御感斜ならず、数年の軍功をも加えて、褒美として甲冑一領ならびに綸旨二章（六月二五日付）を賜った。

今櫛引八幡宮社宝となっている国宝、白糸緘妻取鎧がそれである。

このとき信光は大和守跡である神郷半分を賜り、また叔父左馬助政持も、綸旨ならびに天国太刀一腰、ほかに



南部信光讓状

甲斐国倉見山三分一を賜った。

正平二三年（一三六八）後村上天皇が崩御なされ皇子長慶天皇が即位なされた。

信光は文中元年（一三七二）剃髪して聖光と号した。

信光は生来多病であり、かつ嗣男子長経が幼少であるため、天授二年（一三七六）正月二日、弟政光に八戸を譲る状を認め、翌二三日死去した。

『東北太平記』は、これより先、文中三年信光は政光を七戸から波木井に呼びよせ家督を譲り、奥州には叔父政持の子親光を置いた、とある。

天授二年の讓状は左の通りである。

讓渡 陸奥国糠部郡内 八戸

右彼の所はくんこうのしやうたるあいた 信光
ちぎやうせしむるを 政光讓あたふる物なり

此うち二日いち さかいたをば しやうせう殿

しやうさく殿 しやうげん殿三人譲なり せんさい たけまつ二人には女子三人のことくはいふんすへし
もしさいけにならん時は はいふんにあつへからず 彼の譲おまほりてはいりやうすへし

天寿二年丙辰正月廿二日

前薩摩守源光信 (花押)

これによって七戸城主であった政光は、根城南部八世となった。

しやうせう、匠作(修理太夫)、将監の三人はいかなる関係の人物か不詳、せんさい(千歳)は長子長経、たけまつ(竹松)は二男光経である。

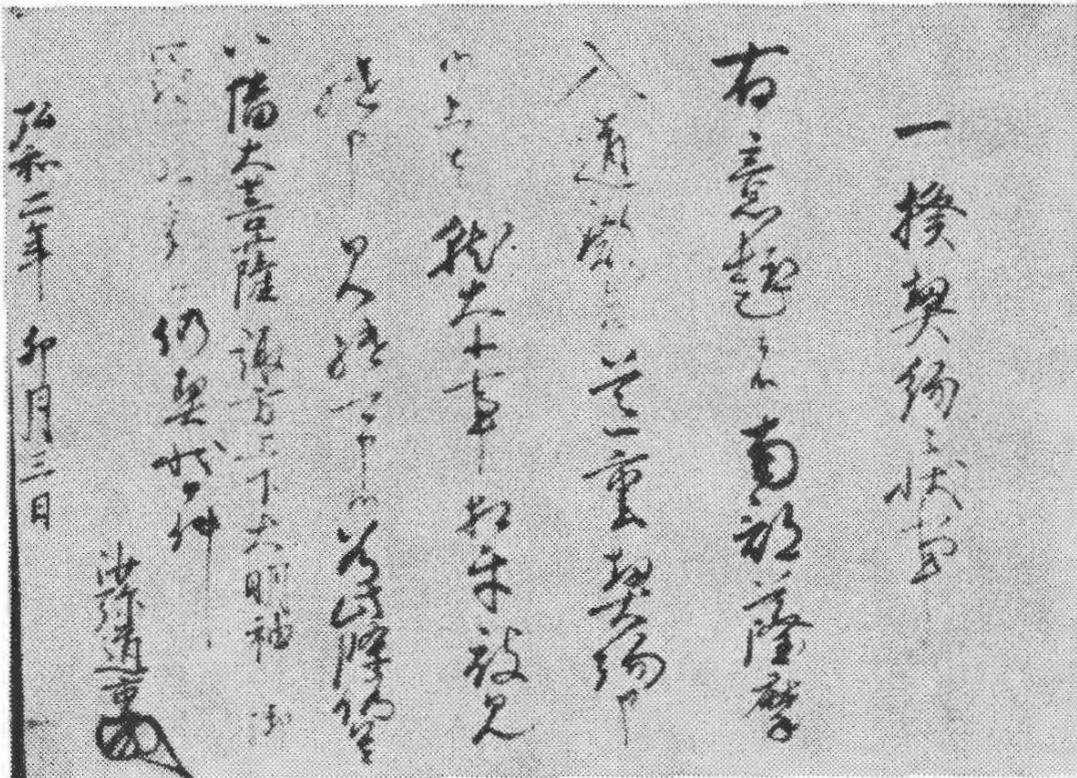
長女は宗家の南部守行室、次女は新田行親室、三女は西沢右近勝広の室である。

第九節 根城南部第八世政光の勤皇

政光は六世信政の二男、七世信光の弟である。はじめ四郎と称し、のち弾正少弼、さらに薩摩守に補任された。

祖父政長から母加伊寿御前を経て七戸を配分され、七戸城に在城し、病弱な根城城主たる兄信光とともに糖部の治安維持に任じた。

正平一六年(一三六一)後村上天皇より、兄その他とともに、おそらく津軽の曾我氏討滅戦と思われる合戦の功により感状を受けたことはすでに述べた。



南部・道重契約状

その後、兄信光が本領甲斐の波木井に帰ってからの糖部・津軽の管理は政光が中心となって当たった。

しかし、やがて兄信光は政光を波木井に呼び、天授二年（一三七六）政光に家督を譲った。

波木井が本領である以上、政光は少なくとも当分の間波木井に在城したものだと思われる。

政光の糠部不在間、糠部には、政持の子親光をおいたと『東北太平記』にある。

それから七年目の弘和二年（一三八二）四月三日、政光は沙弥道重と、また永徳四年（元中元年：一三八四）八月一五日には藤原守綱と一揆契約すなわち軍事同盟を結んでいる。

道重も守綱もいかなる人物かわからない。また永徳は北朝の年号であり、しかも永徳四年は、二月に至徳と改元されているのに、八月になっても旧年号を用いているのも疑問である。

この守綱の一揆契約の宛名は「七戸殿」となっている。この時政光は七戸城にいたのか、それとも波木井にいても世人は「七戸殿」と呼んだものかわからない。

『東北太平記』によれば、政光の長子政慶は元中元年甲斐で生まれたという。これが正しいとすると、北朝年号永徳四年は南朝年号元中元年であるから、少なくともその一〇カ月前に、政光は波木井にいた、ということになる。しかし、生まれる前に七戸に帰っていたかもしれない、はっきりしたことはわからない。

それから数年後の至徳四年（一三八七）根城の八戸左近将監（信光の子、長経）は、三月二九日に前信濃守清継と、また同月晦日には近江守清長と一揆契約を結んでいる。

長経の一揆契約の相手がいかなる人か、これもわからない。また至徳の年号が北朝年号であるのも気にかかるが、このとき長経は根城にいたであろう、とするのが通説のようである。

一方、政光の方は、少なくともこの頃から南北両朝合体まで波木井に在城したことは確実である。

元中六年（一三八九）、旧臣教来石孫三郎忠編が津軽の戸波城（西津軽郡浮田）に拠って叛し、足利方に属し、名を津軽左衛門佐氏国と改めた。

政光は当時波木井にあり、同八年には足利方に攻められて籠城する等のことがあった。元中九年（明德三…一三九二）閏一〇月五日、南朝の後龜山天皇が皇位を北朝の後小松天皇に伝え、南北両朝が合体したので政光は明德四年春甲州を退去し、奥州に下り、根城に住したが晩年、根城を兄信光の長子長経に譲り、自らは七戸に退隠し、実子孫三郎政慶に新に七戸氏をたてさせた。

『東北太平記』には、政光は波木井退去後直ちに根城には入らず、元中九年（明德三年）十一月三日、津軽の鼻和城につき、同城に一〇カ年在城し、応永八年（一四〇一）根城に帰ったとあり、この間応永元年（一三九四）には教来石を亡ぼしたというが、『新田系図』・『三翁昔語』その他の史書はいずれも明德四年春、波木井退去説をとっている。

それはさておき、南北両朝が合体し、天下の悉くが足利氏に帰したとき、ひとり政光のみが足利氏に降るを潔しとせず、南朝への節を守りぬいたにもかかわらず、天戴の地糠部に下り、存続することのできたのは、その不遇時根城南部氏の恩恵を受けた恩を忘れぬ宗家三戸南部守行の足利將軍義満への取り成しによるものであったといわれる。

この間の事情を『新田系図』は左のように伝えている。

守行公、將軍義満卿の意を含み、政光及び親光に諭して曰く。南北既に和して天下咸將軍家に帰服せざるはなし。

然るに卿之曹今誰が為に義志を立て、従はざらん哉。速に幕府に馳参すべし。然らずんば則ち不参の咎を得ん云々。

政光君、親光相与に謂て曰く。時勢猶示諭の如し。吾儕ら今將軍家に恨みを懐くの心無しと雖も代々朝恩を担ひ、貞忠の志を立ること人の普く知る所也。

今將軍に従はゞ則ち二君に仕へ、武臣の本意を失ふ也。仮令斧鑕の誅を得んも為すに忍びず云々。

守行感涙袖を濡し復諭して曰く。卿等節操間然すべくもなし。然りと雖我の勸むる所以は則ち誓に親族の旧好を懐ふに非ず。

吾祖父信長飄零して三戸に幽居す。時に卿等の祖父政長心を尽して供給し、終身資用を乏しからざらしむ。況んや亦家父政行の時に及び若干の軍料を寄与し、以て再び家運を開かしむ。

其恩愛の厚きこと何を以て之に報ぜんや。我今幸に將軍の懇に遇ふ。悉く願ひ、卿等の異心無きを述べ以て南朝の賜ふ所を領地せしめんと欲す。

采地の奥州に在るを旧の如くせば則ち如何んと。

累言止まず。

政光君涕泣して曰く。嫡家の厚情豈敢て命に背かん哉云々。

將軍亦稀世の義心を感賞して以て其希望に充つと云ふ。

時に明德四年春、政光君甲州を去り、奥州糠部に下向す。八戸親光も亦従つて八戸に至り新田城に居る。因て新田氏と為す。(原文、漢文、森林助訳による)

なお守行は、根城南部七世信光の女婿でもあった。

三戸南部家と根城南部家とは、おのおのその立場を異にすることが多かったが、両者の間に決定的対立がなかっただけでなく、むしろ、ことに当たっては同族的意識が強く働いたところに、根城南部家の存続し得る途が残されていた、ということになる。

第一〇節 七戸城と天間館

七戸町付近には、七戸城をはじめ多くの城館跡がある。

一方天間林村にも、天間館字家の下の天間館をはじめ、これと一連のものと考えられる小館・大館・中野館等がある。

これらの城館のはっきりした築城年代はわからないが、いずれも中世武士が居館した形跡が残されている。さて、七戸城と天間館とは、中世どのような関係にあったろうか。

すでに見たように、鎌倉時代末期、七戸地方は鎌倉幕府の執権北条氏の勢力下であり、工藤氏が地頭として派遣されていた。

その頃、野辺地を指す場合、“七戸内野辺地”と記されている（建武二年三月二四日、南部師行請文）ことからも明らかであるように、七戸という領域は、北は少なくとも野辺地までをも含む広大な領域を占めていた。

従って天間林地方も当然、七戸の地頭工藤氏の支配下にあったものと思われる。

ところが元弘三年（一三三三）後醍醐天皇の旗下に馳せ参じた新田義貞、足利高氏等の活躍により、鎌倉幕府が亡ぶと北条氏関係の旧支配地には、後醍醐天皇についた武士たちが新地頭として入ってくる。

七戸には、まず建武元年（一三三四）七月二九日、のちの仙台藩主伊達氏の祖父に当たる伊達行朝が封ぜられ

たが、七戸の本主の子孫などと称する者が頑張っているため、行朝は簡単に七戸に入ることは出来なかったらしい。

そのことは、同年九月一六日に、北畠顕家が、そういう障碍を廃除して、伊達氏の入部が可能になるように速やかに処置するよう南部師行に命じていることからわかる。

しかし、結局伊達氏が七戸に入ってきたかどうか、はっきりせぬまま、七戸は間もなく結城朝祐に与えられたらしい。

“らしい”といったのは、七戸は、その翌二年（一三三五）の三月一〇日、結城氏の闕所地として南部政長に与えられているからである。

結城朝祐が七戸の地を没収されたのは、彼が足利氏に党したからである。

わずか数カ月たらずのうちに、七戸の領主は二転、三転している。

南部政長が七戸を与えられる少し前の二月三〇日、七戸の内野辺地は、伊達五郎宗政に与えられ、宗政は代官を野辺地に派遣している。

従って政長が支配した七戸の中に、野辺地は入っていなかったことになる。

さて、政長の七戸拝領に関し、建武二年七戸領主として七戸へ赴任してきた南部政長は、直接七戸城には入らずに、まず天間館に入り、のち七戸城に移ったという考え方があ

『南部諸城の研究』の著者沼館愛三は、この点について左のように述べている。

政長は始め天間林村の天間館に居たが、七戸城を築城して上屋館に居館していたらしい。

中略

南部政長は始め天間館に居たが、間もなく七戸に移転したのは、天間館よりも七戸が勝れている為である。天間館は七戸川の支流坪川の右岸で、附近は茫々たる大草原で、土地不毛、交通不便且つ要害に欠くる為であると思う。

之に反し、七戸は北郡平野の中心で七戸川、和田川、作田川、見町川の諸流域は耕作地帯として物資が豊富である。

殊に七戸川沿岸は資源が多く大なる聚落が続いていた。

亦道路が四通発達し交通至便である。…中略…斯くの如く道路の四通発達しあるということは敵の攻撃に際し、諸方向より近接せらるる事を意味するが、一面近傍の諸村落から物資が七戸へ集中し、其繁栄を来す所以である。

結局、政長が七戸へ移転した主なる理由は物資の豊富なることと、交通の至便を考慮せし為である。

沼館氏は、政長は始め天間館に居たが云々と、それが自明の理であるかのように記しているが、これは、沼館氏が、戦前戦後に接触した七戸の郷土史家達の見解をそのままとり入れたものであるろう。

そこで私達はどうしても、それら先人郷土史家の見解を知る必要がある。その代表として、郷土史界の先達であった中道等の所説を『七戸町史 南北朝時代篇』によって紹介してみよう。

天間館は津輕に対する關係上、恐らく根城よりも緊要なものであつたらう。といふことはこれ迄の記述で略々明白となつたらう。

此館は、政長が最初、糠部地方の到る所を丹念に調べ歩いた時、所謂先住民族のチャシの址を発見して、四囲の天然的環境や交通の要衝としての価値を考え抜いて、除々に加工構築を示したものと思はれる。

現在の遺跡からみてもかなり大規模なものであつたことは充分に窺はれる。

今の天間林村字天間館、それが全部館郭として構成されたものらしく、其西方に小館と大館とがあり、こゝへの入口、今の一里塚の在る辺から最近に発見せられたる古墳群所在地（小館の南方台地）にかけて、人馬の聚合地があつたらしい。

又常海寺河原といふ地点を浸す天間川、当時は小河原沼の水を合して此館を繞つてゐたと覺しく、塚の根といふ畑地から西方に延びて、小田の森林地帯にかけて、兵器を容れる倉廩が設けられたらしい。

今の遺址から想定しても、それは南北朝時代に於ける立派な構築の館郭であつた。

政長の七戸を領する頃からして此天間館は物の見事に完成した。

亟で政長は、これの外郭として、中野と鳥谷部とに数郭を施設した。

これと同時に、都平（盛田註 七戸町西野）一帯、即ち都平から羽栗平（七戸）にかけて非常に巨きな都市計画を試みた。

但し、別曾から道地（共に七戸）に及ぶ線を作りあげんとして、之は途中で止めたらしい。それは屢々津輕

地方に戦争をしてゐたからである。

中略

天間館・中野・烏谷部の各郭が第一期的の工作と見るならば、勢ひ七戸城は、道地川・和田川を防備として、見町を警固し、且つ殿城（盛田註 八幡岳中にあるという）の急に具える第二期的施設と見ねばなるまい。七戸城は、恐らくは正平一四、五年頃（一三五九・六〇）既に所謂巨大なるチャシの自然的措置をば多分に取り入れて考究せられたものだろう。

これによれば、天間館は村全体が巨大な館郭であり、時代も南北朝時代のもつと見られるから、政長が築城したものであり、七戸城は第二期工事として、政長入部から二十数年後の正平一四、五年の頃造営したものである、というのである。

天間館址を最近まで正洞院の建っていた場所と限定せず、村全体を館郭址と見るのは良からう。

しかし、そのことが、政長が最初に天間館に入ったということにどうしてつながるのか、そしてまた、政長以前七戸の地頭であった工藤氏等はどこに在城していたのか。また、この政長すなわち根城南部系の南部氏が七戸地方に入らずと前、七戸地方に入っていたとされる七戸太郎三郎朝清の系統は、何処にいたのか等々の疑問も残っている。

とすれば、根本資料の存在を欠く以上天間館が政長によって、七戸城以前に築造された、という結論を出すのはまだ早いと思う。

ただ、そういう伝承があるとすれば、それは次のように考えるべきであろう。

すなわち、政長が七戸を拝領し、七戸城に入ろうとしたとき、七戸城にはまだ工藤氏の残党あるいはその他の残党がいた。

このことは、建武元年九月、北畠顕家が、師行に対し、七戸の旧主の子孫と主張する者の存在を許さないよう命じていることから窺われるし、またそれらを討伐するための戦闘で七戸城の一部が破壊されていたかもしれない。

これらのごたごたがかたづき、城が修理されるまでの間、政長は天間館に在城したのかもしれない。

正平一四、五年に七戸城を築城した、というのは遅すぎよう。

七戸城と天間館のどちらが早く造営されたか、政長がはじめ天間館に入り、のち七戸城に入ったかどうか、そういうことのせんさくはさておいて、その後両城館の関係はどうであったか、ということについて一言する必要があるであろう。

後述するように、康正二〜三年（一四五六〜七）の蛸崎の乱の時、七戸城主と天間館主との間は敵対関係にあったが、この一時期を除けば、七戸城主と天間館主との間は君臣、あるいは少なくとも密接なる協力関係にあらう。

二つの城館も、それぞれ独立の存在と考えるべきでなく、両者一体のものとして考えらるべきものであることは、既に沼館愛三が次のように指摘する通りであらう。即ち

七戸城主もチャシの改造に過ぎぬのであるから天険に乏しき同城の価値は甚だ少ない。

而して七戸城攻略の手段としては、西北方の台上より攻撃し来ることは必至で、而も此台地は城地よりも比高き為め、攻者に取りては好都合である。

そして東方及南方は七戸川、作田川の障碍あり、地形低湿で此方面よりの攻撃は至難である。

しかし、若し城の東方川向の坂本館及城南の砂子田館若しくは下見町館、北方の天間館等が七戸城の出城として利用せらるる時は七戸城の価値は大いに異なる。……

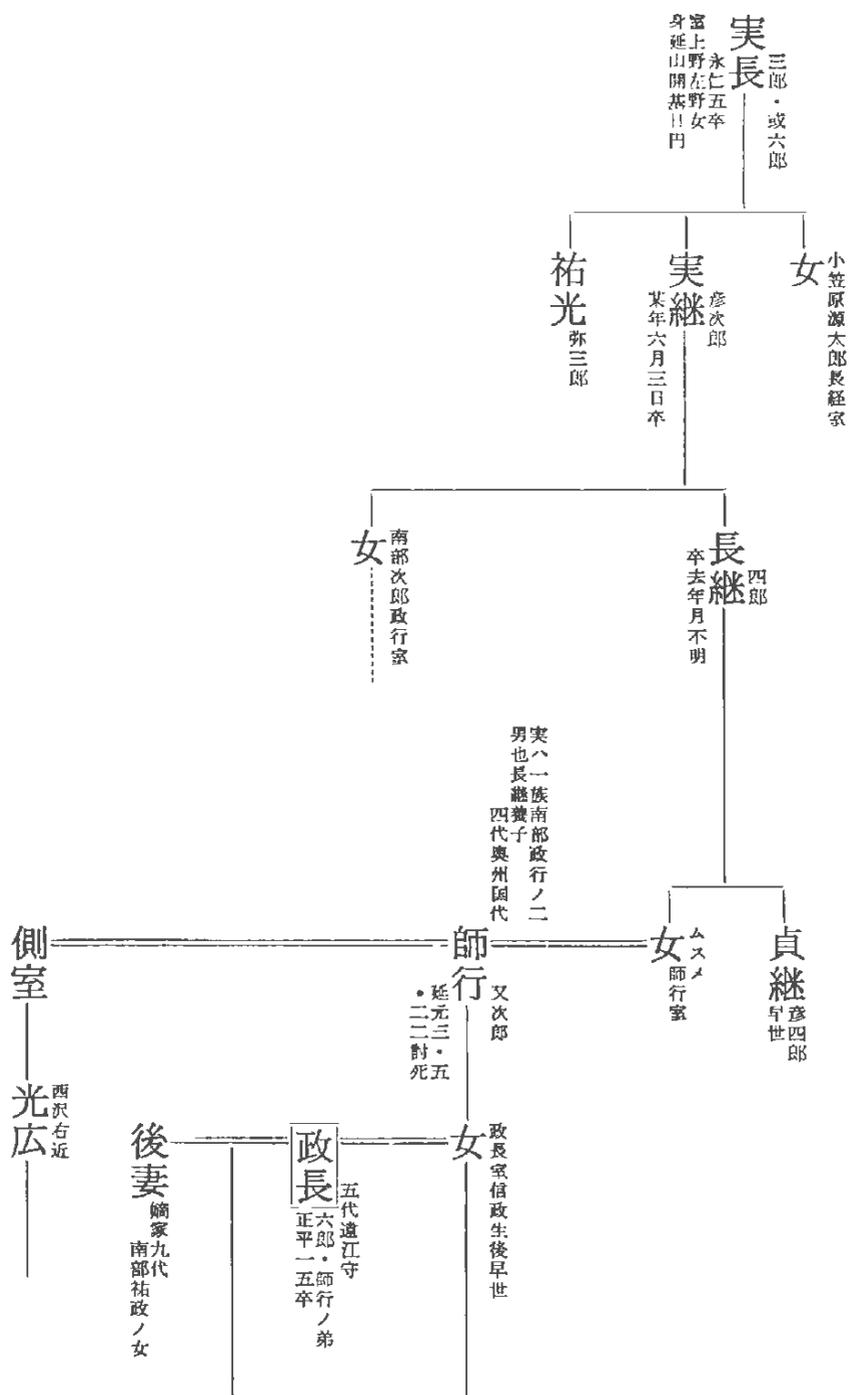
第一一節 第二期の七戸氏

南北朝合体後、根城南部八世政光は足利氏に降ることをいさぎよしとせず、三戸南部氏のとりなしにより、本領甲斐の地を捨て、糠部に下り、根城に入ったが、やがて根城を兄信光の長子長経に譲り、自らは七戸に退隠したことは既に述べた。

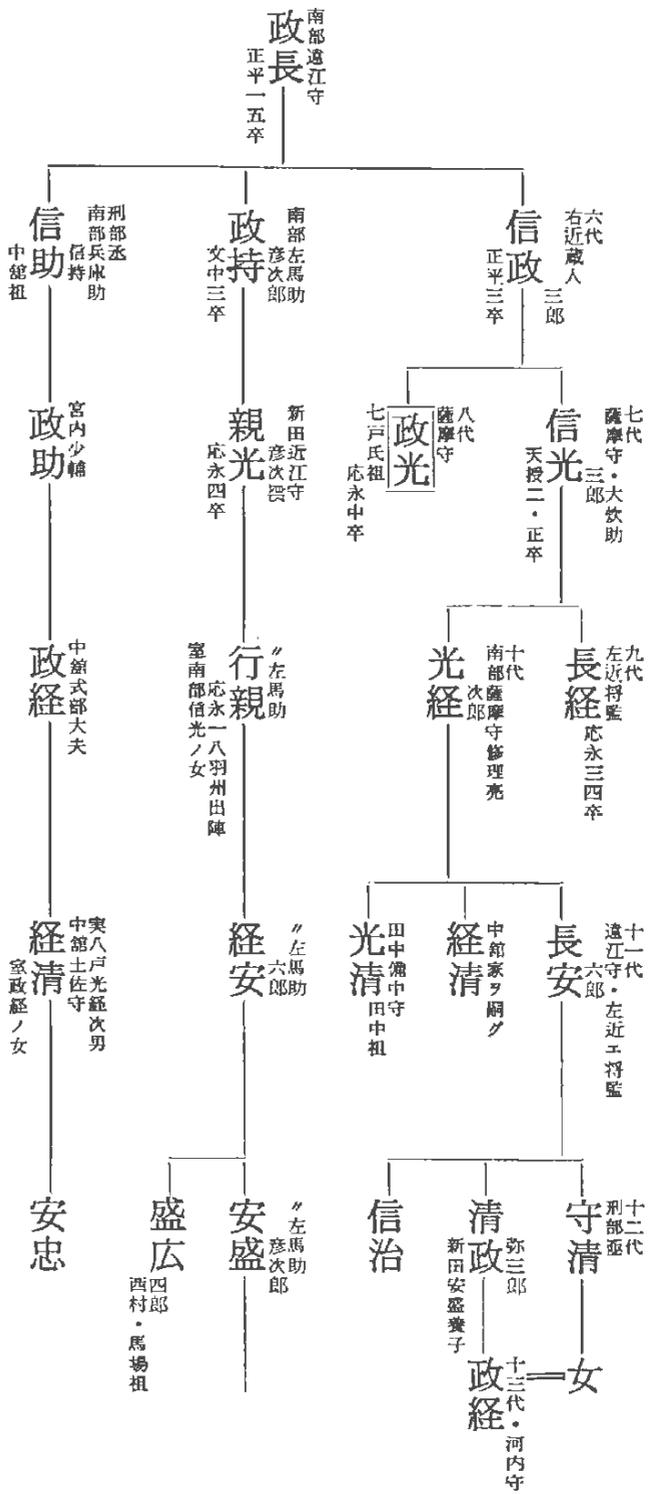
そして、長子政慶が第二期七戸氏の初代となった。

次に第二期の七戸氏の系図を掲げよう。

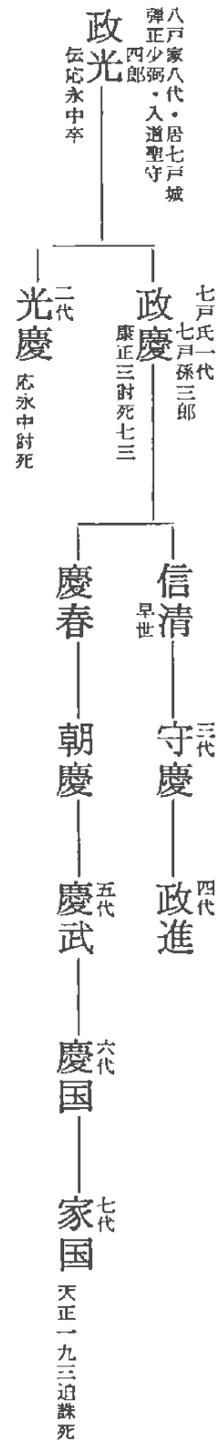
根城南部氏系図 その一



根城南部氏系図 その二



第二期七戸氏系図



この第二期の七戸氏の系図を七戸系図本系および七戸系図別系と比較して見ると、朝慶・慶武・慶国・家国等がいずれの系図にもでていいることがわかる。

私は先に、七戸本系が横浜に移り、七戸別系を統合したのであらうと述べた。

この考え方は、七戸本系と七戸別系との関係および『三翁昔語』の記述から導きだされた考え方であるが、これに、根城南部氏との関係ならびに第二期七戸氏の系図とをからみあわせて考量するとき、七戸本系が横浜に移ったという本筋においては変更がないが、その移った時期および人についてはなお推考を重ねる必要がでてくる。

すなわち、第一期七戸氏が横浜に移った時期を朝慶もしくは慶武の頃とすると、これを第二期の七戸氏にあてはめると、五代目の慶武とその父朝慶の代ということになり、移った時代が室町時代後期となり、遅すぎる。

第一期の七戸氏が横浜に移るとすれば、それは、七戸の中心地に、有力な勢力が入ってきたため、これを保持できなくなった時点でなければならぬ。

その時期は、工藤氏が七戸を領した時点と考えるのが一番理に合う。

それでは朝慶・慶国・家国等が前記三系図のすべてに登場する理由、すなわち三系図の混交をどう解釈したらよいであろうか。

これについて南部氏の研究家がすべて大きな疑問をいだきながら、まだ一致した見解が出せないでいる。

私は、先の見解をさらに進め、敢えて試論を述べるなら、根城南部氏または第二期の七戸氏が横浜に移った七戸氏を再度統合したのではないか、と考えたい。

このことは後述するように、蛸崎の乱の際、蛸崎方に屈した横浜館主横浜空之助が「我は当浦の開基にして代々主たりといへども、時勢にせまって八戸に屈服す。数十年間恨絶る日なし……」と『東北太平記』に述べているのが大きな参考になる。蛸崎の乱は康正二〜三年（一四五六〜七）であり、その数十年前といえど丁度政光が七戸に退隠した応永年中に当たる。

政光は、足利氏の天下となったとはいえ、根城南部五代にわたる勤皇の歴史を飾る最後の人であり、退隠当時の権威は根城南部氏にも劣らず、南部氏の宗家の地位を確保した三戸氏とも対等に話しあえる権威の持主であった。

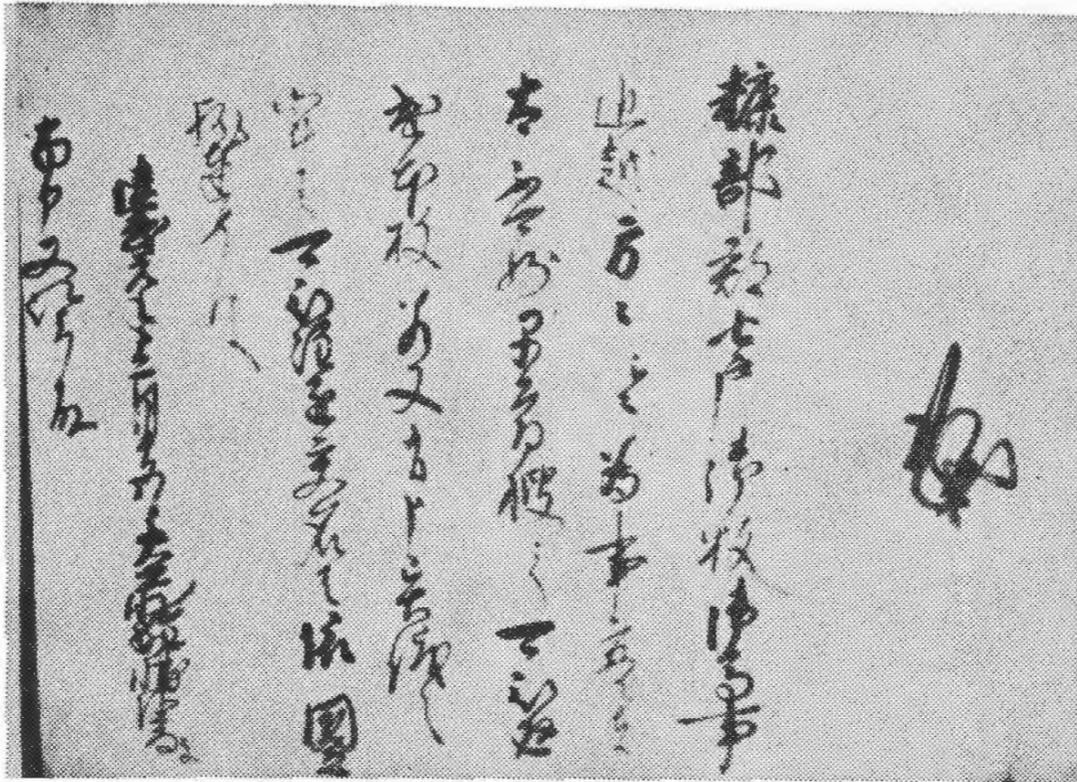
この政光が横浜に分散している七戸氏を統合することは、戦国の世を生き抜くため当然のことであつたらう。

さて政光の根城に入った時期にも諸説があり、また七戸に退いた年月日も明らかではないが、政光は応永三年（一三九六）三月、七戸の見町観音堂（金鶏山長福寺）を、同じく小田子村に不動産を建立したといわれ、見町の観音堂には同年銘の棟札も残されている。

この二つのお堂は、珍らしく格調高い、中世期のものを含む南部小絵馬や、日本最古と思われる古型の羽子板様の報賽物を多数保存しているが、このことは、政光と吉野朝廷との深い因縁を示すものかも知れない。

七戸に落ち着いた政光は、南北朝が合体し、天下は大凡一に帰したとはいえ、武備をおろそかにするわけにはいかない時代のことであるから、子の政慶とともに、七戸城をはじめ周辺の諸城の整備につとめるとともに、長年の戦乱のため、十分に意を用いることの出来なかった農村の振興や民生の安定に力を尽したものと思われる。

これより先、建武元年（一三三四）一二月一五日、北畠顕家から国代南部師行にあて、七戸の御牧の馬の逸走



北畠頭家国宣

したのを搜索して、速やかにもとの牧場に返すようにとの左のような国宣がでてゐる。

北畠頭家国宣

糠部郡七戸御牧御馬事 追ニ越方々一云々 為ニ
 事実ニ者太不レ可レ然 早尋ニ搜之ニ 可レ被レ返ニ遣
 本牧一 若又有テ申ニ異儀ニ之輩ニ者可レ被レ注ニ進交
 名ニ者 依ニ国宣ニ執達如レ件

建武元年十二月十五日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

平安時代以来の名馬の産地としての伝統が脈々と
 受継がれていたことはこれでもわかるし、なにより
 も政光自身、根城南部氏が北畠氏旗下の奥州軍の中
 核として、北は津軽から南は京都までの間、縦横に
 疾駆して軍功をあげることに出来た蔭には、糠部の
 優駿の力があつたことを知っていた。

そこで、七戸における政光・政慶の農村振興の第

一の施策は当然に馬産の振興に向けられたものと思われる。

前述二堂にすぐれた南部小絵馬の存するのも、名馬の産出を願う祈りのあらわれであったのである。

政光は、応永二六年（一四一九）八月六日、八戸の内、先に甥の長経に譲った分以外の領地と、その他の領地を長経の弟、修理亮光経に譲った。その譲状は次の通りである。

八戸郷之内 其外岩手之たひらたて^平 山北之長野 淀河 へいのい、^飯おか このあひたのことく 上をハシ
ゆりのすけ^{修理亮}のはからいたるへく候

その内もちくの所へいらんあるましく候

応永廿六年八月六日

聖 守 （花押）

聖守というのは政光の入道名である。

政光はその九日後の応永二六年八月一日、八三歳にて死去したとされている。

政光死去後七戸は長子政慶が継いだ。

政慶は『東北太平記』によれば元中元年（一三八四）甲斐で生まれたとあるから、この時三六歳であった。

以下、七戸家は、政慶・光慶・守慶・政進・慶武・慶国・家国と続くが家国の代、天正一九年（一五九一）、九戸の乱に党して七戸家は断絶する。

政慶から家国の滅亡までの一七〇余年間は、三戸南部氏による青森県全域統一の時代から、津軽における為信の独立の時代に入る。

この間、七戸氏が、まきこまれ、あるいは七戸氏が主役の一翼をになった事件が幾つかある。その主なものを列記すると次の如くである。

一 康正二～三年（一四五六～五七）田名部蛸崎藏人の乱（後述）

二 文明一五年（一四八三）南部彦四郎の乱

三戸南部第二〇世信時の時、信時の妾腹の兄南部彦四郎がお家騒動をおこし、三戸城を襲ったが失敗し、次に七戸城を襲ってこれに拠った。

しかし、彦四郎は糧道を断たれ、津軽に逃亡を計ったが捕えられ、監禁中に自殺をし、事件は終わった。

この時の七戸氏の動きについては何も伝えられていない。『南部史要』

三 天正一六年頃（一五八八）七戸陣（七戸一揆）

七戸家国は、天正一〇年三戸南部二四世晴正死亡後の後嗣問題における内訌の際、九戸政実等とともに、常に反信直の立場にあった。

その具体的行動は、天正一九年の九戸の乱の際における九戸政実への一味となって現われるが、それ以前にも、その前哨戦ともいべきものがいくつあったようである。

その一つがこの七戸陣である。

『系胤譜考』切田氏、氣田右京（切田）の譜に「居_ニ住古館_一、從_ニ七戸_一依_レ攻_ニ三戸_一而、度々合戦有_レ之、米田氏ト云合、途中而支_レ之、三戸_ニ不_ニ入立_一、右京毎度為_ニ武功_一云々」とある。

七戸家国は度々三戸進撃を企てたが、切田氏は、米田氏、沢田氏等と計り、これを途中で阻止し、家国の企てを不成功に終らせた事件である。

しかし、この七戸陣で、切田兵庫（四〇〇石）・沢田定次（一〇〇〇石）等が討死している。

四 天正一九年（一五九一）（後述）

イ 三月、七戸家国の伝法寺城攻撃

ロ 八月～九月、七戸家国、九戸政実に加担し、九戸の乱をおこす

この一七〇余年間における七戸氏と三戸南部氏・根城南部氏・その他近隣館主との関係は、おおむね友好関係にあったのではないかと思われるが、常に必ずしもそうであったわけではなく、蛎崎の乱の時には、七戸氏は根城南部氏配下の一武将として活躍したが、隣りの天間館主との間は敵対関係にあった。

戦国時代末期、七戸家国は、九戸政実方に立ち、反信直の立場にあったので、近隣の信直方の館主との間には度々トラブルがあったし、根城南部氏とも結局は敵対関係に立った。

以下、章を改めて、蛎崎の乱について述べよう。

第四章 蛎崎藏人の乱と天魔館五郎右衛門

第一節 乱の原因と緒戦における根城南勢の苦戦

康正二年（一四五六）下北蛎崎の蛎崎藏人信純が南朝回復を旗印として乱をおこし、根城城主の南部政経が勅裁をえて、翌三年にかけてこれを討ち、藏人を松前に追いやるといふ事件があった。

世にこれを“蛎崎藏人の乱”と称する。この乱の時七戸氏は根城南部についているが、天間館の館主天魔館五郎右衛門（天間（館）五郎）は蛎崎氏についている。

七戸と天間館との間の交流の長い歴史の中で、両方がはっきり敵味方に分かれて戦ったのは、これがほとんど唯一のものであろう。

この事件のあらましは『八戸家伝記』に記されているほか、この乱で戦功をあげた武将に対する陸奥探題大崎左衛門佐教兼の“挙状”が一八枚も残されているので、この事件が実際にあった事件であることは確かであるが、この“挙状”の存在が確認される以前は、この乱のことを詳細に記した『東北太平記』（一名『田名部御陣日記』）の存在にもかかわらず、史実としては疑問視されるむきもあった。

それはこの『東北太平記』は、政経の配下の武将であった福士右馬丞長高の子孫である福士長俊が江戸時代初期に誇張と潤色の多い物語にしたためた為である。

しかし、「挙状」が発見された以上、この『東北太平記』の内容を全くの、たんなる物語として捨て去るわけにもいかないが、さりとて全部を史実として採用するわけにもいかなかったのでその整理は今後にゆずり、以下便宜上主として『東北太平記』により、この乱のあらましを述べて見よう。

話は、康正二年より百余年前に遡る。

正平二年（貞和三年：一三四七）根城南部六世信政が吉野朝廷に奉仕していた当時、後村上天皇の御依頼により、護良親王の遺子八幡麿を北部王（下北の王）に奉戴した。

八幡麿は源姓を賜り、良尹と名乗り、信政に守られて、いったん津軽鼻和城に入ったのち、翌三年四月順法寺城（下北郡城ヶ沢）に入城した。

信政は良尹の妻に自分の妹を配し、その間に二代尹義が生まれたが文中二年（一三七三）二四歳で夭死したので、家臣は、その子太郎麿、当時三歳を守立て、三代目とした。

しかるに、根城南部氏の目代である武田信吉は、これより先北部の福浦に漂着し、順法寺城に入り、良尹に保護されていた後村上天皇の第八子宗尹を擁立し、強引に三代目北部王の位につけた。

これが原因となり、根城南部氏と、その目代武田氏との仲は悪化するが、やがて天授三年（一三七七）武田氏の擁立した宗尹（義祥）は、新に御所を造営してそこに移り、太郎麿を本城に据え、太郎麿は義邦と称した。

義邦は南北朝合体後も足利氏に降らず、応永二五年（一四一八）死去した。

その子義純は二〇歳で北部王家を相続したが、北郡野沢出山（蒲野沢村）から金を発掘し、將軍足利氏ならびに執政畠山満家に接近し、豪華な生活を営んだため、近臣の中にも反感をいだく者がでてきた。

南朝の衰退を憂えていた義祥は、この氣運に乗じ、北部王の重臣である蛸崎城主の武田信純（蛸崎藏人信純）に南朝の回復を命じた。

そこで蛸崎藏人は文安五年（一四四八）五月二五日、義純（四四歳）・その長男太郎義元（二二歳）・次男次郎義久（一九歳）等を船遊びに誘い、これを溺死せしめた。

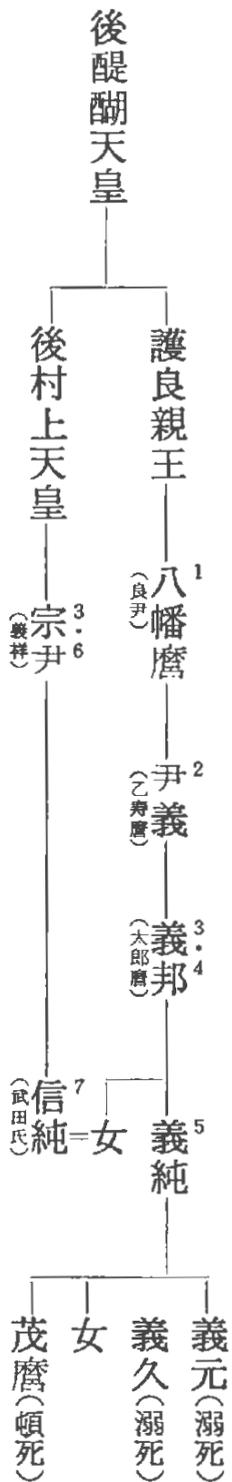
義純にはこの外に、六歳になる女子と生後一〇〇日足らずの茂麿との二子があった。

藏人等衆議の結果、茂麿を跡目に据えることとなったが、六月一八日茂麿が頓死したため、先に北部王の三代の地位を犯した老齡の義祥が当主に迎えられた。

ついで、宝徳二年（一四五〇）正月、義祥の希望という形で蛸崎藏人が義祥の養子となり、准主となった。

藏人の妻には、義邦の娘、義純の妹がなっていた。

これらの関係を図示すると次のようになる。



これより先文安五年（一四四八）五月、北部王義純以下溺死の報に接した根城城主南部政経は、直ちに七戸内蔵頭等を順法寺城に派遣して調査した結果、蛸崎蔵人の陰謀であることを知った。

蛸崎氏の反乱が明確となったにもかかわらず、政経が直ちに討伐の軍を動かさなかったのは、それが南朝の回復を名分とし、それに荷担する者も多かったので慎重を期したためといわれるが、根城南部氏自体、かつては南朝の柱石であったためでもあろう。

こうしている間に享徳二年（一四五三）九月蛸崎蔵人は上洛し、足利氏にとりいり、翌三年二月、従五位下蔵人将監に叙任され、義純の遺跡を正式に賜り、翌四年（康正元年：一四五五）には勅使を順法寺に迎える準備をし、また北州・ロシア・韃靼・蒙古等の將軍等と計る処があった。

翌康正二年三月二八日、後花園天皇の勅使藤原光康卿、將軍足利義政の上使築田大膳等が到着、蔵人は陸奥国北一八郡押領使に任ぜられた。

押領使の辞令を手中にした蔵人は、即刻、三戸南部氏・八戸南部氏をはじめ反南朝の者共を亡ぼし、南朝を回復する計画を明らかにし、足利將軍の上使築田大膳を切り、勅使光康卿を岩屋に押込め、天下併合の計をめぐらしはじめた。

これらの次第は佐井村の孫八により、四月一八日、八戸の政経に報告された。

それより数日後の二一日、勅使光康卿は政経の家臣に助けられて根城に到着した。

二二日、早速軍議が開かれたが、ここでも蔵人の南朝回復論が問題となり、結局、勅裁を得た上で“主殺し”

の名義で追討すべきである、ということになり、まず三戸南部氏や津軽にも応援を求め、総勢七〇〇〇人で防備の態勢を強化した。

軍議には勿論七戸城の七戸孫一郎政進も参加しており、手勢五〇〇余人をもって南本道惣大将に任ぜられた。軍議の席上、七戸城を餌とし、逆徒に驕心を生ぜしめ、虻崎方が陸戦のみに心を奪われているすきに、政経を総大将とする本隊が海路敵の本城虻崎を急襲する戦略がたてられた。

そうこうしているうち、虻崎蔵人の兵糧奉行中津川七郎右衛門が降服し、敵軍の配置・軍法等のあらましがわかったが、その総兵力は六万二七〇〇余人と称された。

八月末頃から小ぜり合いがはじまったが、九月に入ると虻崎軍は、各方面で猛攻に転じた。

このため、九月一九日、横浜の柵が破られ、守将横浜奎之助は敵に降り、雉崎館の主管郷之助は壮烈な戦死をとげ、野辺地の金鶏城もホテレス砲の威力と夷兵の猛攻の前になすすべなく陥り、城主菅主水正源時氏も弓に射られて戦死した。

この時七戸の城主は弾正少弼政慶であった。政慶は当時七三歳の老齢であったが、曾孫の孫一郎政進を主戦場と予想される壬母川に派遣し、自らは七戸城を守っていた。

横浜・野辺地の敗戦の情報は一九日のうちに伝えられたが、政慶は少しも動ぜず、

蓮原に 綴る錦を着重て

花降る里にかへる嬉しさ

の辞世の歌を詠んで、敵軍の来襲を今や遅しと待ち受けた。

敵の攻撃は、九月二〇日辰の上の刻（朝の八時）から始まった。

この時の政慶ならびに七戸勢の戦いぶりを、『東北太平記』は左のように伝えている。

九月廿日の辰の上の刻、北軍（蛎崎軍）進み寄ると聞えければ、霜台入道（霜台とは政慶の父政光の号であるが、政慶も斯く号したのか、太平記に霜台即政慶としている）莞爾として、去時南帝の御賜物緋緘の着背長、日輪の前立打たる兜を着、無地紅に金題目の褰をかけ、朱柄の長刀搔込、老臣の野々村大蔵に介添させ、厚総懸たる名馬に跨り、二百余りを左右に随へ、城外遙かに討て出、潮の如く責懸る大軍に割て入り、霜台自ら六人を切て落し、勢ひ猛て無人界を行が如くなりければ、北将武田信利小高き丘より望みて、天晴の武者振、題目の大旗共、惣大将政経なるか、但しは当城の主七戸なるか、何れにもせよ余り小勢を誤て籌に落入るな。

先遠矢にかけて試よと下知を下す。

北狄の騎射一隊五百を繰出し、雨や霰と射出程に、むざんなるかな南霜台を始とし、一人不残射殺さるを、介添せる野々村大蔵未だ矢にあたらず有ければ、霜台の戸を肩にかけて城に入らで、横切て正法寺の方へ落行けば、狄らは関を発し、笳を鳴らし、猛虎の如く責懸る。

元来守なき七戸、手もなく落しいれられける。

この時七戸に対する援軍が正法寺までできていたが、間にあわず七戸は落城したのである。

七戸城は、はじめ敵の餌とする軍略であったが、予想よりも早い落城であったようである。

これより数日前の九月一七日、新田刑部丞清政を大将とし、七戸孫一郎政進（七戸政慶の曾孫）その他の武將が壬母川に入城、壬母川の備えは強化されたが、横浜、野辺地、七戸の落城は味方に大きな衝撃を与えた。

九月二一日、敗戦でござったがえす八戸根城に右大臣敏則からの書翰が到着したが、その内容は

今度蛸崎藏人退治の義、聊か叡慮あり、追て勅使成し下さる条、河内（根城南部政経）領内堅く相守り、敵地の働、無用たるべく、申達せらるべきやう、御気色に依って執達件の如し

康正二年八月廿八日

右大臣（御判）

参議 宰相殿 進上

というものであった。（『津軽南部の抗争』）

この回答は、根城の南部河内守政経が、北部の動静を逐一京都に報告し、その指令によって行動しようとしていたことに対するものであり、案に相違した内容のものであったので、前の勅使藤原光康や政経をはじめ家臣一同歯ぎしりをしてくやしがあった。

これは蛸崎討伐に反対の立場に立つ右大臣敏則の陰謀であることはわかっているものの、勅命とあれば致方なく、いったんは根城南部家もこれで滅亡かと覚悟をきめたが、三戸南部通継がことの次第に驚き、二条関白父子に訴える道をつけてくれた。

その後も七戸城をめぐる攻防があり、一〇月三日には三戸南部からの援軍の申込みなどがあり、また一〇月一

七日の壬母川の合戦では根城勢の大勝となった。

この合戦では大将新田清政自ら城を打って出、さんざん敵をなやましたが、七戸孫一郎政進は、壬母川の城の守将としての任を果たしている。

このようにして根城勢の意気上った処へ一二月二八日、勅使藤原資宗が検使斯波伊賀守を従えて八戸根城に到着し、政経を召し、今迄裁判が延びたのは右大臣敏則が異議を申立てていたためであるが、事理が明白となったので敏則を解官し、土佐国外へ流したことを告げるとともに、左のような綸旨を下した。

今度朝敵蔵人を追討せしむべく注進の始末、天晴誠惶の働き之に過ぎず、叡慮真慶弥忠勇せしめ、これを追討し、太平をやわらげば、天下皆幸甚なり。

此において大将出陣の例物に准じさせられ、兵杖・斧鉞・金米を惣大将に位させられ、特に諸侯百方に宣すと雖も、是卒て忽ち天氣を案ぜしむれば執達之儀、参議資宗宣述し奉ること件の如し

康正二年十月二十五日

関白道次（在判）

進上 八戸河内守殿

蛎崎蔵人征討の勅許がようやく下ったのである。

第二節 根城南勢の攻勢

満を持していた政経は勅許を得て公然と総攻撃に転じた。

政経軍の最初の目標は先に奪われた七戸城の奪回である。一二月四日、一門西沢民部大夫行重を総大将とする八戸根城勢二八〇〇余名が八戸を出発、六日には七戸在神子森に配陣した。

七戸城にいた虻崎軍の守将武田左衛門助は、野戦にてことを決せんと一万五〇〇〇の大軍を繰りだしたが、根城勢の術中にはまり、自らも討死をとげた。

同日巳の刻（午前一〇時～一一時）根城勢は七戸城を回復し、賊の首一二七二級をあげるといふ大勝をほくした。

直ちに七戸城において根城軍の軍議が開かれ、野辺地金鶏城と横浜館を回復するための方策が決定された。

すなわち、金鶏城を占領している賊将原舎人にこれを与えて味方につけ、敵に降っている横浜館主横浜柰之助を討たしめる、いわゆる「両虎を闘はしめ両虎を得る」といふ方策であった。

ことは方策通りに進んだ。

六日夜、根城軍の軍使伊藤主殿の説得に応じた金鶏城の賊将原舎人は、七日横浜に至り、柰之助に直面し、七戸も根城勢に回復されたことを物語り、降参を進めた。柰之助は大いに怒り、次のような口論の末、両者ともに

打死する。

我ハ当浦の開基にして代々主たりといへども、時勢にせまって八戸に屈伏す。数十年間恨絶る日なし。

今幸に斯て有るを汝が如きの国商人と心得て拙き事を申さるるか。基処を退けといひければ、火急短慮の原舎人ぐつとせき上げ、汝は八戸の臣下ならずして代々当浦を隠目せし禄賊なればこそ、国賊の蔵人が家来となんなれ。

然るを我を国商人とは何事ぞ、我元蔵人が家来にあらず、恭も皇孫家開闢の功臣にして岩松義徳が支流、又汝が如き土民の化身にあらず、程なき過言思ひ知れと切付るを、心得たりと奎之助抜かんとするを、たたみかけたたたみかけ、終に討果しける所、奎が嫡子主馬馳せ来り、親の敵といひざま、原が右手を切落し、ひるむ所を取押え、首打落し、者ども出よ、原が下人を打殺せと下知すれば、若党僕等抜連て打て出る。

かくて根城軍は野辺地金鶏城に入り、翌八日には十府が浦まで軍を出した。

勝ちに乗じた根城勢の行動であったが、この戦で根城勢は大敗を喫した。

しかも、その相手は天満館五郎右衛門（五郎左衛門とも）英運を軍師とする蛎崎信広の軍一万二〇〇〇であった。天満館主が反根城、反七戸の立場に立っていたことは前述したが、ここではじめてその姿をあらわしたのである。

この時の戦闘の模様を『東北太平記』は次のように述べている。

偕も北部の惣大将蛎崎蔵人信純は、日頃の遺恨を散せんと能く斗り、氏族蛎崎平右衛門信広に、新手の夷壱

万二千を与へ、天満館五郎左衛門尉英運を軍師として真先に無敵將軍と号したる。

火牛三百匹頭にホテルス五拾余挺を配列し、大寒深雪を馴れたる夷原物ともせず、高岡に登り、関をどつとぞ揚たりける。

官軍此時朝かれひの最中なりけるが、スワヤ敵寄たりとのゝめけども、数丈の雪にいくも分ぬもふまいたる折柄、北軍等懸並べたるホテルス五十余挺たんたと打出せば、只百千の雷一同に落かゝる音して、間八丁余を飛越し、岡前・三上両家の陣屋は落花微塵に打碎け、こぞり居たる兵等玉に中り、材木にひしがれ、雪に押され、即死する者七百余、周章狼狽大方ならず。

逃んとすれば数丈の雪垣、死戦せんには敵も無く騒立、其の中に数百の火牛一勢に駈込み、負ひたる櫃己と割れ飛散り、火の玉鳴出し震動雷電、当る者皆千丈の岩壁を打割り、波の如くなる火牛は弥猛り狂ひ、駈倒し、突倒せば、さしも名高き官軍等、剣を振ふは稀にして、徒にこそ死に失せたり。

この敗戦は政経はもちろん、勅使の両卿をも驚かせ、朝敵呪詛の大法を修したところ、来る一月一日東風が強く吹くのに乗じ火責めをすれば勝利疑いなしとあつた。

当日御告げの通り、東風がしきりに吹いたのに乗じ、西沢行重を総大将とする根城勢は、小忌幣・大忌幣の合戦をはじめ、万沢（東北町）の合戦にも奇計を用いて大勝をはくした。

この時の蛸崎軍の損失は、和兵二三〇人、将校四五人、夷狄七六三〇、ホテルス五四挺、牛三〇〇疋、馬六〇疋、元制馬具をよそおえる馬七〇疋に上り、蛸崎軍の勢力は激減した。

西沢行重は、正月一二日、兵を宇名井田に引上げ、一日休息の上、翌一三日、山越えに小野平に討って出た。

この時勇敢に西沢行重に立ち向い、打死をした賊將に七戸彦六という者がいた。

この彦六は、七戸に退隠した根城八世政光の次男光慶の末子で、壬母川・十府両所の地頭に任ぜられていたが早くから蛸崎蔵人に一味して、今日敗死したものだという。

根城軍は勢に乗じ、さらに横浜館を攻め、横浜主馬を降参させた。

これらのことから察するに、当時八戸根城氏ならびに七戸南部氏の上北郡地方に対する支配は必ずしも確乎たるものではなかったようである。

この後も、蛸崎軍と根城軍との戦斗は、上北軍北部を中心に一進一退を繰返しながらも次第に根城軍に有利に展開する。

この間にあって、根城軍に降った横浜主馬の奥内城主奥内九郎の生捕り、各地の戦斗における七戸孫一郎の奮戦がめだつ。

また中館左京助勝正を大将とする根城水軍の一隊は、二月一日、市川口を船出、難波崎を過ぎ、一気に波多城を陥れるという奇襲作戦に成功している。

かくして、二月二一日、新田清政は七戸孫一郎等をひきつれ、壬母川を出発、北地をめざし、日波城に入ったが、翌々二三日、蛸崎軍は逆襲に転じ、三方より攻めかかった。

この時七戸孫一郎は敵の四勇士を斬り、さすがに「獅子の子は獅子なり……今よりいかなる働すとも、此の殿

に上することなし……」と賞された。

一方、西沢行重を大将とする一軍も、新田清政の北地突入をきき、これと相呼応すべく、この年正月、根城軍に復帰していた横浜主馬の献策をいれ、二三日水陸両面より北地突入の動きを見せた。

これを見た蛎崎軍の天満館五郎右衛門は退路の遮断されないうちに北地をさして敗走した。

こうして、新田清政を大将とする一軍と、西沢行重を大将とする一軍とは、ともに北地をめざして大攻勢に出た。

一方八戸根城に残っていた城主政経は、新田清政の戦況報告を受け、敵の主力を地上戦に集中させておいて、ひそかに海上から大兵を送り、敵の本拠を一举につく計画をたてた。

第三節 征夷総大将南部政経の出陣と蛎崎藏人の逃亡

中央征夷惣大将源朝臣南部政経指揮下の水軍一七一五人は、康正三年（一四五七）二月二四日寅の上刻（午前四時）八戸市川口を堂々と押出し、先に中館左京助勝正が海路陥れた波多城に入ろうとした。

ところが、途中大時化にあい、ようやく到着した処が思いがけなくも、蛎崎城の背後に当たる奥戸であった。時に二月二四日酉の中刻（午後六時半）であった。

奥戸の地頭奥戸貴太夫は、すでにこの年の正月二八日、進んで政経に降伏を申し出ていたので、直ちに炊出し

を行い、政経軍をもてなした。

政経軍は直ちに蛎崎城に夜襲をかけ、翌二五日の午前二時半には惣大将政経が旗本を率いて城の一角二の門脇に本陣をしいた。

さて搦手には、さきの二三日の戦に敗れた天満館五郎右衛門が籠っていたが、ここで典厩清継および白畑五郎次のために首級を揚げられ、蛎崎軍随一の智将蛎崎信広もまた戦死をとげた。

政経軍は破竹の勢で攻めたてたが大手詰の大門をどうしても陥すことが出来ず苦戦を強いられたが二四日の夕政経軍に投降してきた松川弾正の献策により戦術を転換、二五日酉の刻（夜六時～七時）ようやく大門を開くことができた。

ほとんど同時刻に搦手も落ちたので、政経軍は、追手・搦手一時に乱入し、ようやく蛎崎城を陥したが、賊将蛎崎藏人信純は闇に紛れて船で松前におちのびた。

一方、陸路北上した新田清政軍は、二月二五日、藏人が北部王義純のために築いた“花の御所”を攻めたが、蛎崎城を陥され、窮鼠猫を噛む蛎崎軍の反抗に手を焼いた。これではならじと清政は、すでに数々の戦力をたてている勇将七戸孫一郎を召し、“花の御所”を前に背水の陣をしく蛎崎軍の討伐を命じた。

例によって『東北太平記』によって、その勇戦ぶりを左に掲げよう。

孫一（郎）承り候と只一騎金小真を崩黄匂に緘したる大鎧に、真朱の揚巻花やかに、楯形を打たる白星の兜に、十六葉の菊の前立、長刀搔込み、乱れ戦其中に、南部孫一郎政進惣大将の御下知に依て相向ふ、味方引

上げよ、と呼はって、近付敵を蹴倒し、向ふ賊を打落し、切殺し、名たたる北軍倉沢主馬、……中略……十
八人を長刀にかけ、に乘切り乗切り、難なく味方を引上げるは、天晴無双の大將やと敵も味方も感ずる
声、暫しは鳴りも止ざりけり。

かくして、同二五日末の下刻（午後三時）、新田清政軍は一旦引揚げると見せておいて、追かけてきた蛎崎軍
に横から奇襲をかけ、七戸彦三郎（政光の三子）、横浜主馬等の活躍もあって、無事“花の御所”に入城し、領
民順撫の高札を立てたのち、翌朝直ちに順法寺城（むつ市城ヶ沢）さして出立し、翌二七日早天、ついに順法寺
城を開城せしめた。

惣大将南部政経も同二月三〇日順法寺城に入城し、諸將兵の勞をねぎらった。

政経はまず新たな占領地となったこの地方の領民に対し、大逆人蛎崎蔵人一味の者を困いおかないよう、前々
からの条例は、宜くないものの外はその通り申付けること、諸官兵の横暴は許さないから、めいめい安心して油
断なくその職に励むべきこと等を示した撫育令を出すとともに、蔵人が残していった莫大な金銀財宝の一部を以
て、八戸・七戸・田名部・津軽の窮民二万四九〇七戸の百姓に対し、一戸に付米五石と金五両づつ、合計米一二
万四三三五石、金一二万四五三五兩を支給して救済を計った。

政経は、戦後処理を一応すませたあと、康正三年（一四五七）三月朔日、順法寺城から“花の御所”へ移った。

三月四日、根城にいた藤原光康・同資宗兩勅使ならびに検使も到着、翌五日、武者五九五騎、兵一万五九二五
人、合計馬上七五〇人、雑兵合わせて二万余人の軍勢は巍々堂々たる凱陣式を行った。

この戦いで勇名をはせた七戸孫一郎も戦士一五〇〇人の隊長としてその晴姿を見せていた。

この戦いで捕虜となった蛎崎藏人の妻子五人は、一時それぞれ政経の家臣に預けられたが、七戸孫一郎には蔵人の妻頼子（三七歳）が預けられた。

やがて三月一四日、政経軍は新田清継を北部の鎮めのために残し、他は全部帰路につき、一四日横井城、一五日金鶏城、一六日七戸城、一七日正法寺城をへて一八日午の刻（午前一二時～午後一時）さんざめかして根城に帰城した。

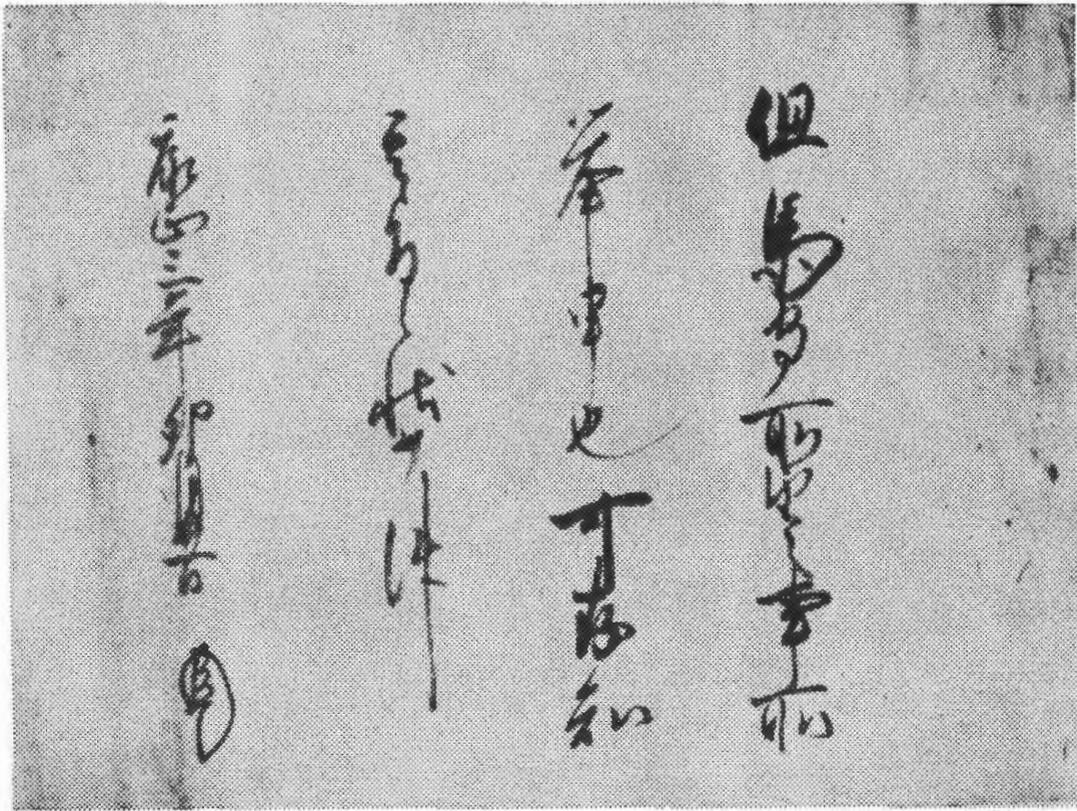
第四節 南部政経上洛

根城到着の夜、勅使は政経に、逆賊一味・夷将等二三〇を引いて上洛するようすすめたので政経はこれを受諾した。

そこで一九日、まず両卿が一足先に出発し、政経等将兵惣勢二四一八人は、二一日、二二日の二日に分かれて上洛の途についた。

七戸孫一郎もこれに従っていたことはいうまでもなく、途中西沢の兵を合わせ、その勢は二九二五人となり、四月一九日巳の下刻（午前一時）京都に入り、妙顕寺を本陣とした。

二一日、左大臣持道公は政経を邸にめし、その精忠を賞した上、先の右大臣敏則の陰謀により、蛎崎討伐の勅



大崎左衛門佐教兼推挙状

許が遅延し、多くの犠牲者を出させたことを詫びられ、政経を従五位上左近衛将監に叙任、昇殿を許可し、天盃を賜る故明日参内するよう仰せつけた。

大変な栄誉である。それだけでなく、同時に政経の家士二〇人に対し、大崎左衛門佐教兼を通してそれぞれ、補任状が与えられた。

この時七戸孫一郎は但馬守に補任されたという。

「補任された」といわずに「補任されたという」という表現をしたのは、この時の補任状二〇枚中、実際政経の家士に交付されたのは、新田家と中館家に対してだけであり、他の一八枚は現在でも根城南部家の直系である東京府中の東郷寺に一括保管されており、直接本人には交付されなかったらしいからである。

この補任状が交付されずに一括南部家に保管されている理由はわからないが、森嘉兵衛は『津軽南部

の抗争』の中で

中央からきた挙状二十枚の内二通だけ家臣に与え、他は政経が保留しておいたことは、蛎崎事件に対する論功申請と、実際の給与とが違っていたことを物語るものではないか。いいかえると、政経が家臣団に論功した加増高も零細であるし、たとえ名義だけであったとしても十八人も守を補任するようなものではなかったのではないかと思われる。八戸南部家ではその理由を根本文書の散逸を防ぐためといっているが疑わしいといっている。

さて、政経は二二日参内、後花園天皇に対し、この戦に関する軍記を奉り、命に応じて南朝の忠臣としての家系を言上したので、足利義政をはじめ公卿一統周章狼狽するの一幕もあった。

はじめ朝廷では、和泉・紀伊両国にて三万五〇〇〇貫の恩賞を下さる予定であったが、南朝の忠臣の家系で今以て足利將軍家と義絶とあるからは、それもならず、足利義政の申出により、「陸奥国北階上郡蔵人が闕地一円・津軽郡葛西左衛門外凶徒の闕地鼻和・田舎両郡合て三ヶ所」を永代に賜ったという。

御花園天皇と政経との対面を、『東北太平記』はきわめて劇的に左のように記している。

時に帝は御簾高々と巻上げられ、いかに政経、汝は東の果に住、朕は九重の深きに居る。

一別の後互に見る事定め難し。面を上げて能く見知らせよ、と宣へば、政経漸と面を上ぐ。

帝つくづくと見そなわし、斯る英雄近きにあらば朕が身もと……と計り宣ひて何思しけん、御涙せきあへず、一つの玉鏡を左の御手に持ち給ひ、今卿功高くして賞甚だひくし。

朕が心やめること爰にあり。能く思ひ能く察して折り折りに朕を思ひ出さば、正敷向見て真心を通はしめよ、近ふ近ふと膝下に召し、御手自ら彼の玉鏡に御製を副て賜りけるに、政経は飽まで高き天恩に心詞も及れず、只感涙を直垂の袖に洩して押戴き、やがて宿所に帰られける。

御製

我物と しれども儘にならぬ世に

見よや鏡のうちの面影

政経は面目をほどこして退出、翌四月二三日、帰国御暇のため参内、二四日帰国の途につき、五月二七日根城に帰った。

帰国後、政経は天戴の三郡を巡見したが、その途次、六月一三日には七戸城に一泊、七戸孫一郎の手の者を賞し、翌一四日には、金鶏城（野辺地）に入り、先に戦死した菅郷之助の嫡孫又太郎（主水正行次）を召して金鶏城の城主とし、横浜をば、旧の如く横浜主殿（はじめ主馬）に与えた。

以上の記述は主として『東北太平記』に拠った。

先にも述べたように本書のすべてを信ずるわけにはいかぬ。たとえば政経が大軍を引連れて上洛、参内したことも疑問である。

軍記物に多い、多くの誇張をとり除いて考察しなければならぬが、この乱そのものが実際にあったことは、一八枚の推挙状によって明瞭である。

ただこの事件ならびに、ここに登場する人物についてはまだまだ不明の点が多い。その一が天魔館五郎右衛門（天間館五郎）の出自である。

第五節 天魔館五郎右衛門と蛎崎氏

蛎崎の乱の時蛎崎方につき、壮烈な戦死を遂げた天間館の館主天魔館五郎右衛門の氏索性についてはほとんど何もわからない。

ただ三戸南部氏の系図中に、一三世守行の六男に横田行長又は横田五郎なるものを掲げ、蛎崎氏の祖と註記しているものがあり、また別の系図では、同じく六男として天魔五郎をあげ、蛎崎氏の祖としている。

これによれば、横田行長（五郎）即天魔五郎であり、天魔五郎は蛎崎氏の祖であった、ということになる。三戸南部氏の正史と称される『南部史要』は、この説を採ったものらしく、一七世光政の項に左のように記している。

光政公は政盛公の長子にして彦三郎と称す。文安五年五月先代助政公の後を継ぐ、この時に当り八戸氏の子孫八戸を領し河内守政経と称す、横田行長（十三世守行の子）の子孫また田名部蛎崎村を領し、蛎崎藏人と称す。

康正二年政経藏人兩人相戦ひ勝敗決せず、政経窃かに後花園天皇より、藏人討伐の綸旨を受け田名部の蛎崎

城を攻む、蔵人恐れて松前に走る、

茲において政経遂に田名部の地を併せ領す

処が、一方には蛸崎氏系図というものがあり、それでは蛸崎氏の祖は、根城南部師行の日代として下北にいた武田修理大夫信義であるとし、以下、信晨、信吉、信道、信純と続いている。

そこで『南部諸城の研究』の著者は、行長と武田修理大夫とは年代があわないから別人であろうし、又別に『南部史要』のような説のあることも伝えている。

これらに対し、吉岡龍太郎編『破木井南部第八世七戸政光公之誠忠』は

天間館は南部家系図其他の文書によると南部十三世守行の末子行長（横田五郎、蛸崎氏の祖）が康正年間に居城してゐた。世に伝へられる天間五郎である。

天間五郎は南部十三世守行の子であつて、蛸崎の祖即ち蛸崎蔵人の父に当ることになると述べている。

これによれば、天間五郎は、蛸崎の城主となった自分の息子のため、その軍師となり、息子に殉じて死んだこととなるが、どのような方法で蔵人が蛸崎城主になったのか、先に蛸崎にいる武田氏との関係はどうなるのか、わかっていない。

もし、これが真なりとすれば、蔵人は信道の養子となって蛸崎氏を継いだ、ということにならなければならぬが果してどうであらうか。

また同書には、根城南部六世信政が八幡曆（良尹）を奉戴した順法寺城は下北郡むつ市の城ヶ沢ではなく、上北郡東北町の鶴ヶ崎の順法寺であるとし、良尹王はそこから天間館に移ってこれを居館とし、常念寺を建てたがのち良尹の後裔が北部に移ったのに伴い、常念寺も北部に移り、天間館は天間五郎の居館となったものである、としている。

この説自体、根城南部氏の南朝への忠節が強かったことから、この地方に生まれた、いわゆる長慶天皇伝説と軌を一にするものとも見られるが、それは一応措いて、この事件以前天間林地方は当然に七戸南部家領であったはずであるのに、そこへ三戸南部守行の子の横田行長（天間五郎）が突如館主として入ってくる、というのは納得がいかない。

この乱のことは、資料不足でわからないことだらけであるが、このとき、七戸と天間とが敵対関係にあったことだけは疑う余地がない。

しかし、この乱後再び天間が七戸の治下に入ったこともいうまでもない。

七戸と天間とが、いつとき相争ったことは長い歴史の一こまに過ぎなかったといつてよい。

第五章 豊臣秀吉による奥州征伐

第一節 中世末期の中央情勢と青森県

織田信長の跡をついで豊臣秀吉が天下統一の大業に着手しはじめる天正一〇年（一五八二）六月より約五カ月前、南部では、田子城主である南部亀九郎信直が迎えられて三戸城に入り、南部二六世の大守となったが、信直の大守就任を不服に思う者が南部家の有力武将の中に少なからずいた。

その急先鋒は九戸政実であり、久慈政則や七戸城主である七戸家国等もそれと同調していた。

一方この頃根城南部氏は三戸南部氏とは対等の戦国大名としての地位を確保していたし、三戸南部氏による津軽支配も、大浦為信による独立戦争のためゆらぎ始めていた。

事情は南部氏の南境方面においても同様であり、群雄割拠が続いていた。

従って、信直の襲封以後、領国の内外に事件のない年はないといってもよいほど混乱続きであった。

しかし、信直は、後世史家をして名将と云わしめるほどの人物だけあって、天下が秀吉に帰一するのをいちはやく読みとっていた。

そこで、すでに天正一三年（一五八五）（信直当時四〇歳）、奥羽の馬や鷹を中央貴顕に売りつけると同時に中央政権と地方勢力との仲介役をも兼ねていた田中清藏なるものを介し、秀吉の執事である前田利家に誼みを通じることがあった。（『南部系図』・『祐清私記』）

ついで信直は、翌々一五年四月、前田利家を通じて秀吉に帰順の意思を明らかにし、本領安堵の朱印状を乞うため、北松斎を金沢に遣わしたが、秀吉は当時島津征伐中で九州在陣のため、仲介は得られなかったが、信直と利家との仲は深まり、利家は、秀吉への取りなしを確約した。（『盛岡南部家文書』）

そのかいあって、天正一七年信直は八月二日付の秀吉からの路次の保証を得ることができた。（『盛岡南部家文書』）

しかし、せっかく秀吉の保証を得たにもかかわらず、為信の反乱や、九戸政実一味の動きが気にかかるため信直は上洛の目的を達することが出来なかった。

信直は、意を決して、天正一八年三月末津軽の為信を討とうとし、九戸政実、七戸家國、櫛引清長等に出陣を命じ、自らも七戸まで出向いたが、九戸一味は命をきかず、叛意が明らかになったので、信直は軍を帰さざるを得ず、遂に津軽の独立を許してしまふ結果となった。

このようなところに、関東の小田原の北条氏攻めに関連し、秀吉は奥羽の諸将にも小田原参陣を促した。

信直は、前門の虎九戸一味、後門の狼大浦為信をかかえ、進退ここにきわまったが、天下統一の大業に参加せぬわけにはいかないので、ことを根城南部八戸政栄等と相談したところ、政栄は領内守備を誓い、後顧の憂なく

参陣するよう信直に勧め、八戸衆からは政栄の嫡子直栄を参陣せしめることとした。（『八戸家伝記』）

信直は、政栄の誠忠を感謝しつつ、直栄を連れ、四月三戸を出発、二八日八王子にて前田利家に会い、それより小田原に至り、秀吉に良馬五〇疋、逸鷹五〇居を献じ、領内の情勢、為信の反乱、八戸政栄の誠忠を述べたが、為信はすでに三日前に津軽の領主として本領安堵の朱印状を受けたあとであり、八戸政栄の領主としての地位も認められることなく、わずかに信直の地位が認められたに止まり、信直は非憤やるかたなき思いを胸にいだきながら、五月中旬小田原を発し、六月初旬三戸へ帰った。（『南部世譜附録』）

この小田原参陣は、津軽の独立を認めさせられる結果となり、じらい南部と津軽との間の大きなしこりとなったが、また従来対等の地位にあった八戸南部家が三戸南部家の附備（従属国）となるという結果をも生んだが、この事は八戸政栄にとっては、はじめから覚悟していたことであつたらしい。

第二節 奥州仕置令

天正一八年七月、小田原城を攻略した秀吉は日本統一のための最後の仕上げとして、奥州征伐の大軍を發し、宇都宮に至り、やがて会津に進駐した。

信直は、同月一七日、宇都宮に至り、秀吉に謁した。

当時奥羽の武将の中には天下の情勢に疎い者が多く、秀吉に好を通ずる者は少なかったので、秀吉は大いに喜

び、七月二七日付の左の本領安堵の朱印状を賜った。（『盛岡南部家文書』）

覚

- 一 南部内七郡事 大膳大夫可任覚悟事
 - 一 信直妻子定在京可仕事
 - 一 知行方令檢 台所入丈夫ニ召置 在京之賄相統候様ニ可申付事
 - 一 家中之者共相抱諸城悉令破却 則妻子三戸正引寄可召置事
 - 一 右条々及異儀者在之者 今般可被加御成敗候条 堅可申付事
- 以上

天正十八年七月廿七日

秀吉朱印

南部大膳大夫とのへ

この南部七郡とはどこどこを指すのか、諸説がある。

『九戸地方史』はこの点について

従来いろいろな説があるが、この指令によって破却せしめた書上によると、和賀・稗貫・志和・岩手・閉伊・鹿角・糠部の七郡で、一戸・三戸・七戸・九戸は糠部のなかに入っている。したがって秀吉朱印状の七郡は津軽三郡を失って、志和・和賀・稗貫三郡を加えた領域の公認とみるべきである。

としている。

しかし、和賀・稗貫の二郡は当時和賀・稗貫氏の所領であり、志和郡もまた信直押領の地にすぎないので信直の所領として公認されていなかった。

従って、この三郡が信直領として公認されたのは、『南部根元記』・『奥南旧指録』および『南部史要』が指摘しているように天正一九年（一五九一）九月の九戸政実一味の滅亡後と解するのが妥当であろう。

そうして見ると、ここに七郡というのは、二戸・三戸・九戸・北（現在の上北・下北）・閉伊・岩手・鹿角の諸郡であり、前記三郡は、奥羽平定に対する信直の功績に対し、先に津軽三郡を失わせたことへの代償として与えられたものであったと見るべきであろう。

このことは、右御朱印状が出された翌八月二〇日、羽柴利家（前田利家）から信直に宛てた書状に、信直が御朱印状を受領したことに對する祝意を述べたあと、当秋か来春には、奥州出羽兩國の仕置きに中央軍が来て「近年御内存之鬱憤」は残らず本意に属するようにするから、手堅く相備え、油断のないように、とさとしている点からも裏書きされよう。

さて、奥州仕置のための秀吉軍は、浅野長吉（長政）を軍監とし、南部信直を先導として北進し、八月・九月の間に、小田原参陣の命に従わなかった葛西・大崎・和賀・稗貫諸將の領主権を没収し、それらの土地に秀吉隸下の守備軍を配置し、八月一二日付で、有名な奥州仕置令を發した。

猶以 此趣其口へ相動衆 不殘念を入可申届候 返事同前ニ可申上候也

態被仰遣候

一、去九日至干会津 被移御座 御置目等被仰付 其上検地之儀 会津者中納言(秀次) 白川同其近辺之儀者 備守
 前宰相(許多秀家)ニ被仰付候事

一、其許検地之儀 一昨日如被仰出候 斗代等之儀 任御朱印旨 何も所々いかにも入念可申付候、若そさ
 うニ仕候ハ、各可為越度候事

一、山形出羽守并伊達妻子早京都へ差上候 右兩人之外 国人妻子事 何も京都へ進上中族者 一廉尤可被
(殿上 義光)
(政宗)
 思召候、無左ものハ会津へ可差越由、可申付事

一、被仰出候趣 国人并百姓共ニ合点行候様能々可申聞候 自然不相届覚悟之輩於在之者 城主にて候ハ、
 其もの城へ追入 各相談 一人も不残置 なてきりニ可申付候 百姓以下ニ至るまで 不相届ニ付ては一
 郷も二郷も悉なてきり可仕候 六十余州堅被仰付 出羽奥州迄そさうニハさせらる間敷候 たとへ亡所ニ
 成候ても不苦候間 可得其意候 山のおく 海へろかいのつゝき候迄可入念事專一候 自然各於退屈者
 関白殿御自身被成御座候ても、可被仰付候、急与此返事可然候也

(天正十八年)
 八月十二日

(秀吉 朱印)

浅野弾正少弼とのへ

命に従わない城主は、「なでぎり」にせよ、たとえ、亡所(住人または耕作者のいなくなった荒地)になつても苦しくないから、山の奥、海のはてまでも入念に仕置きせよ、というのであるから、秀吉の決意の並々でないことが知られる。

しかし、奥州の豪族の中には、切取勝手の中世という時代は、まさに終わりを告げようとしていることを感じ取れない者がいた。

それらの者のうち、葛西・大崎・和賀・稗貫の諸氏は、一〇月五日軍監浅野長政等が帰還の途につくや、その手薄に乗じて大一揆を起した。

その背後には、いたずら者の伊達政宗がいると伝えられた。そこでまず、会津の蒲生氏郷が大軍を率いて北進し、浅野長政もまた駿府から軍を還して大崎に來り、一月これらの一揆の討伐に当たった信直と会した。

時まさに嚴寒の候に当たり、永陣には難があつたので、長政は後事を信直に託して帰東し、信直もまた一月末三戸に帰陣した。

この措置によって、中央軍恐るるに足らずと見たのか、一二月から一揆はさらに拡大し、翌一〇九年（一五九一）正月には、ついに九戸政実一味が反乱の旗色を明らかにした。

第三節 九戸政実の反乱と七戸家

天正一〇九年（一五九一）正月、信直は三戸城で新年祝賀会を催したが、左記の一〇人は遂に顔を見せなかった。

九戸将監政実 九戸彦九郎実親

櫛引河内守清長 櫛引右馬介清政

七戸彦三郎家国 久慈備前政則

久慈中務 久慈主水

大里修理 大湯四郎左衛門

これらの諸氏は南部家中では最も有力な勢力であるが、この時すでに九戸政実の下に結集していたのである。信直も、かねて予期していたこととはいえ、事の重大さに驚いたが、前田利家等と默契でもあったのか、軍を動かさそうとしなかった。

政実はそれに乗じてさらに同志の糾合を図り、応じない者に対しては武力を用いた。

すなわち、天正一九年三月一三日、政実は一氣に行動を起こし、北主馬の守る一戸城を晴山治部少輔に、苦米地因幡のいる苦米地城を櫛引河内守清長および一戸図書に、津村伝右衛門の居城伝法寺城を七戸彦三郎家国に攻撃させたがいずれも失敗に終わった。

『奥羽永慶軍記』にこの時の七戸家国の伝法寺城攻撃について左のように記している。

九戸党七戸彦三郎家国伝法寺城の夜襲

七戸彦三郎家国亦同夜五百人の一隊を率いて伝法寺伝右衛門を伝法寺城に襲う。

城主伝右衛門之を偵知し、防備を設けて以て敵を待つ。

家国、城中かんとして声なきを窺い、喜て兵を揮き、炬火を照して以て城に迫る。

茲に於て城中矢丸雨発し、敵の死傷算なし、家国の兵乱る。

伝右衛門之を見、門を開きて突撃し、家國身を以て逃る。是に於て三方の夜襲皆利を失いて走り去る。

この伝法寺城は、現在十和田市東南六・八キロメートルの伝法寺部落の北端舌状台地上にあり、当時の堀跡等を今に止めている。

ところで、十和田市伝法寺字八幡前に今一つ、伝法寺羽立館と呼ばれている広大な館がつい近年まで、ほとんど破壊されない美しい姿で残っていたが、十和田市の郷土史家によれば、これもまた津村伝右衛門の館であったという。七戸家國勢は、伝法寺城攻撃に当たり、まずここを攻撃し、ようやくここを陥したのち、俗称“よつて沢”（寄手沢）を通過して南西二・五キロメートルの地点にある伝法寺城を攻めたが、敗退したという。（『十和田市史』上巻・『日本城郭大系』青森・岩手・秋田篇）

これらの失敗にもかかわらず、九戸政実党の勢力は増大する一方であり、七戸周辺の地士の多くは、九戸党の有力者七戸家國に一味した。（後述）

形勢すこぶる不利と見た信直は、第一回目の奥州仕置軍が残留させていた浅野重吉の献言をいれ、四月一七日、参謀北松齋、嫡子利直に浅野重吉を添え、前田利家、浅野長吉（長政）を経て秀吉に援助を要請するとともに、五月二八日、あとを追って自ら京都に入り、六月九日秀吉に状況を報告し、すぐとって帰って九戸討伐の準備にとりかかっている。（『九戸地方史』・『津軽南部の抗争』）

当然この時秀吉から奥州再仕置の確約を得たものであろう。

一方これより先、蒲生氏郷と伊達政宗とが、葛西・大崎の一揆の鎮圧を命ぜられ、六月、伊達政宗はこれを鎮

圧することに成功した。

このような情勢の変化により、九戸党の中から信直方に傾くものもでてきた。

奥州仕置の軍監である浅野長吉（長政）は、天正一九年六月一五日、南部信直の重臣である東中務と八戸弾正とに書簡を送り、羽柴忠三（蒲生氏郷）は一四日に二本松についたこと、伊達政宗は葛西・大崎の一揆討伐に向ったこと、徳川中納言家康は七月上旬出馬することを知らせるとともに、自分達もやがて出動するから、力をあわせて九戸党を成敗するようにと命じた。

一方、伊達政宗に対して秀吉は六月二〇日奥州仕置のため、徳川家康・豊臣秀次・上杉景勝・佐竹義重・宇津宮弥三郎・伊達政宗・蒲生氏郷の七人を任命したことを告げた。

そして、東中務に対しては、さらに七月一七日の書簡で、左のように早期決戦を指示している。

浅野長吉書状

態申入候、其表之儀南部大膳殿へ御勝手ニ被仰付由候、皆々無如在、被出精之段尤候、我等事此廿五日二本松罷在候間、頓て其表へ可令下着候、九戸、櫛引成敗急度可申付候、随而上より之御人数葛西・大崎・和賀・稗貫迄可罷越候、其面江大軍入乱候は兵糧調各可為造作候、然間九戸・櫛引事、其以前ニ早速御成敗候様ニ南部殿へ可被申候、縦澄候共拙者儀は人数五千三千之躰にて三戸辺迄可罷越候、萬々大膳殿御為能様ニ申付可遣候間、皆々可心易候

自然此度之儀如在候義ハ可為越度候

猶同名勝左衛門可中候 恐々謹言

七月十七日

浅野 弾 正

長 吉 (花押)

東 殿

御宿所

(『岩手県中世文書』下巻)

いよいよ、奥州再仕置の発令であった。これによると再仕置軍は、最初は出来るだけ信直の力で九戸党を討伐させ、兵糧等の関係から九戸方面に対する大軍の投入は避けたかったようである。

しかし、結局、信直だけの力では九戸党の反乱を鎮めることは出来なかった。

これらの書簡通り、葛西・大崎一揆を鎮圧した征討軍はさらに和賀・稗貫を討ち、いよいよ九戸一党の討伐に進軍してきた。

八月、打手の大将である蒲生氏郷は、九戸軍討伐軍の編成を次のように定めた。(『南部根元記』その他)

総 大 将 三好中納言 秀次

打手大将 蒲生飛弾守 氏郷 二万五千人

武者大将 堀尾帯 刀吉 晴 二万

惣 奉 行 浅野弾正少弼長 政 (長吉改名)

横 目 石田治部少輔三成

これらの指揮下、九戸城攻撃の編成は、一番から一三番の備に編成されたほか加勢として徳川家康の家臣井伊直政が参加し、また北奥近隣からは、最上豊前守二万人、秋田城之介、小野寺孫十郎、由利庄内が加わり、七番の備えをし、さらに、当の南部信直はもちろん、秀吉の命によって、独立を果たしたばかりの津軽為信も加わり、討伐軍の総勢は一〇万、雑兵までいれると二〇万と称された。

この時、為信に対し、九戸討伐軍に参加するよう指令した秀吉の軍令状が残されているので、左に掲げよう。

豊臣秀吉朱印状（文部省史料館蔵）

奥州奥郡為御仕置、江戸大納言、尾張中納言、越後宰相其外被遺御人数候

然者、南部家中企逆意族可加成敗候旨被仰出候条、大谷刑部少輔申次第、其方事可相動候也

六月廿日

秀吉朱印

津軽右京亮とのへ

当の南部信直軍の構成は『聞老遺事』に詳しいが、ここでは、築部善次郎著『九戸政実記』によって、信直方の主な部将と、これに対した九戸政実方の武將の氏名を掲げよう。

南部信直方

北左衛門佐信愛、同主馬、同内蔵、八戸彈正直榮、八戸薩摩、毛馬内靱負、同権之助、同三左衛門、東中務、同彦八郎、南少弼、同右馬之助、同吉兵衛、桜庭安房、榎山帯刀、同五左衛門、野田掃部、大光寺左衛門、

同彦十郎、大湯五兵衛、石井伊賀守、同又五郎、葛巻覚右衛門、石亀七左衛門、下田治太夫、吉田兵部、福田掃部、奥瀬与七郎、戸来治郎、又重彌五郎、伝法寺伝左衛門、一方井孫次郎、苔米地因幡、切田小太郎、沢田助三郎、江刺家漱兵、田代清五郎、浅石清四郎、坂牛藏人、目時孫助、川守田久右衛門、石川越前、一条但馬、同惣助、一戸惣左衛門、夏井勘解由、金田一下総、同右馬之助、江刺小次郎、梅内左近、平岡玄蕃、岩間将監、目時左馬之助、川口与十郎、沼宮内治部、穴沢采女、三上一貞齋

九戸政実方

櫛引河内清長、同左馬之助清政、七戸彦三郎家國、久慈備前守政則、同弟中務、同主水、大里修理亮、大湯四郎左衛門、姉帯与次郎兼政

美濃玄蕃貞繼、坂本雅楽仲満、同新吉、畠山右衛門佐師泰、嶋森安芸、同主膳、中野造酒、花崎彌十郎、上野左衛門、工藤右馬之助、高家将監、晴山治部忠房、円子金五郎、同弟惣五郎、蛇口彌助、晴山玄蕃、長内伝左衛門、同正兵衛、堀野彦兵衛、江刺家一照齋、工藤新十郎、高坂肥前、鳴海刑部、妙見の寺沢別当、野田金五郎、坂本新吉、伊保内美濃、山根彦左衛門、宮野彌三郎、二戸一休齋、軽米兵右衛門、山崎作十郎、奥寺右馬丞、夏井久善、大野彌五郎、同彦太郎、三日市越中、三上齋太郎、車門小左衛門、小袖彌七郎、諏訪新左衛門、二子喜右衛門、種市伝左衛門、大森右馬之助、長内庄兵衛、泉山兵部、鳥谷部孫助、小田子民部、南館玄蕃、横浜左衛門尉、野辺地久兵衛、天間館源左衛門、和田覚左衛門、大浦主殿助、新館兵部、花松左近、有戸喜右衛門、豊良監物、附田甚兵衛、槻館右京、中里清左衛門、野田鞆負、小鳥谷摂津、吉田新

兵衛、高館播摩、坂本九右衛門、森田安芸、滝口彌助、名久井勘兵衛、葛西左中、戸来喜衛門、上斗米民部、福田権兵衛、橋伝内、小泉又四郎、岩泉又三郎、桐内山三郎等その数五千余名。

今の上北郡地方に居住する土豪達も互に敵味方に分かれて戦ったことがこれでわかるが、特に九戸党は、九戸を中心に、四戸・七戸・鹿角の土豪が結集したものであった。

七戸を中心とする地方は、何といっても七戸彦三郎家国の勢力が絶大であった。

従って、その氏から、それと察せられる七戸周辺の土豪、鳥谷部・小田子・横浜・野辺地・天間館・和田・大浦・新館・花松・有戸・豊良・附田氏等は、家国と行をともししたのであった。

第四節 九戸城をめぐる攻防と九戸・七戸氏等の滅亡

八月二三日、戦鬪は征討軍の姉帯城攻撃から始まった。

姉帯城主等はよくこれを防ぎ、戦ったが寡勢のため翌二四日陥落した。

政実が第一線の防禦陣地を末の松山付近に定め、久慈備前をはじめ、二〇〇〇余騎にて堅めた。野辺地・和田・天間館・新館・花松・有戸・附田氏等もこの陣の中にいた。

この地は天険の地で防禦にはもってこいの土地であったが、この地の利も、この地勢を熟知している信直が敵方にいるとあっては生かすことができなかった。

信直の進言により、征討軍は迂回作戦をとり、直接九戸本城を襲う策をとった。

それを知った政実軍は、直ちに引返し、九戸本城に入った。

籠城の九戸勢は五〇〇〇、これを攻める秀吉軍は一〇万である。九戸城攻めは九月一日辰刻（午前八時～九時）から始まった。

勝敗は、はじめから明白のように思えるが、城兵はよく戦った。

数千・万の鉄砲にも屈せず、数次にわたる攻撃を退けること数日、征討軍に多くの損害を与えた。

中でも七戸家国の奮戦はめざましく、征討軍を一驚させた。

『九戸軍談記』には、七戸家国の勇武の模様が数カ所に出てくるが、その一節に

城中の兵者一人として愚か成はなし、殊に清正・家国とやらんが懸引を見るに、元弘・建武の兵乱に楠正成軍術を学び、影尾・信玄・氏安が勢ひも欺く采の振様、人数の備へ一つとしてをろかなるはなし……

と、家国を激賞している。

冬將軍の到来、兵糧難、無駄な兵員の損耗を顧慮した征討軍は、軍議の結果、政実に降伏を勧告することとし、政実の菩提寺である長興寺の住僧を使者にたてた。

その勸降状の趣旨は、速やかに降参すれば、天下に対し逆心のない旨を京都に訴え、一門の命を助け、かつまた勇武の趣を上奏し、領地を安堵するよう取り計らってやろう、というものであった。

政実の弟彦九郎実親は、その勸降状の謀略であることを察知し、拒絶するよう主張したが、政実は和を選び、

政実以下八人の部将が征討軍蒲生の陣中に降った。

時に天正一九年九月四日のことである。

しかし、一端開城したとなると、講和の条件は全く無視され、城中にあった者は、老若男女の区別なく、家族もろとも「なで斬り」にされてしまった。

岩館武敏著『九戸戦史』は、この九戸落城の時の七戸彦三郎家国の行動について

清正（櫛引）・家国等其欺かれたるを知り、之を奪還せんと欲す。

而して及ばず。転じて蒲生氏郷を狙撃せんと欲して其麾下に突入す。氏郷の将長谷川・福原・寺西・前野・明石等遮り戦ひて之に死す。

吉晴銃を以て清正を射る。清正創を被り、家国と退き、城に入りて自刃す。

家国搦手門を出でて馬より下り。冑を解き、大に信直の営に呼んで曰く。

政実西軍の欺く所となり、遂に虜せらる。我將に是に死せんとす。城即ち陥るべし。請ふ。君早く兵を進めて之を取れ。他をして先ぜしむべからずと言ひ終り、退き還りて城に入り、衆を諭して搦手より出で走らしめ、其身城に止り、自刃して死す。中略

長政（浅野）捕虜を持ちて西還し、三迫に至りて捷を秀次に報ず。

秀次命じて政実以下七人を斬り、首を京都に伝へしむ。

と記し、『九戸軍談記』にも、家国は、女・子供・百姓等で城中にあるものを悉く逃したあと「家国心安しと、

正実の奥方に自害をすすめ、介錯し奉り、四三才にて腹かき切て死したりけり」とある。

しかし、この軍記物の記事は、九戸政実方最大の勇将であった七戸家国を降人としたくない判官びいきのなせる業であり、実際は、『南旧秘事記』・『奥南旧指録』に

長政（浅野）より、家士浅野六右衛門を長光寺（長興寺）に添、城に遣し、先づ礼儀なれば、大将分の面々下城あり、諸軍勢は二の丸に移るべしと下知に付、惣人数皆二三の丸へ移し、九戸左近（政実）甲を脱ぎ、櫛引将監、七戸彦三郎（家国）、久慈備前、大湯四郎左衛門、大里修理を引具し、九月四日城を下り、長政の陣所に参す。

降人の作法とて各兵具を押られ、囚人の如く押籠、用人稠敷番士を附けられる。

後悔すれ共甲斐ぞなき。（中略）

九戸一族郎従与力の者共悉二の丸へ追込、四方より火を懸る。剩へ秋風烈く、猛火焰を渦巻、八方へ散乱して焼上る。

火を遁んと出る者は切殺さる。刃を恐れ逃る者は煙にむせび焦れ死す。

老若男女の叫ぶ声九天に響くらんと目をあてられぬ次第なり。

数代繁栄の九戸城地忽ち一風の灰燼とぞ成にける。

とあるように、七戸家国も政実と共に降人となったのである。

浅野長政は、これらの降人を京都へ送ろうとしたが、二本松において、総大将秀次の命令で全員を打首にして

しまった。

処刑の場所については、栗原郡三迫厚地村といい、あるいは石越村ともいう。

なおこの時浅野長政が生捕った幹部の妻子は、ことごとく処刑されたが、七戸彦三郎家国の妻子だけは、家国の妻が、信直方として抜群の働きをした根城南部八戸政栄の娘であるため、特に助命されたという。（『津軽南部の抗争』）

第五節 七戸城の落城

さて、この九戸の乱の当時、おそらく七戸城は、僅かの守備兵は残置したものの、ほとんど空城に等しかつたと思われる。

この間隙をについて、秀吉から九戸討伐の加勢を命ぜられた越後宰相上杉景勝が七戸越を急襲し、これを落城させている。

このことにつき、『聞老遺事』は

越後参議上杉景勝は羽州庄内の地土を先鋒として、秋田を歴て南部に赴き、七戸二ヶ所の敵城を攻陥すと伝えている。

ここに七戸二箇城とは一体何処と何処か。

一つは今の七戸城址であることは確実であるが、今一つの七戸とは何処か。この問題は、当時七戸彦三郎家国の外に、当時、今一人の七戸城主である七戸伊勢慶道がいたことと係わりがある。

第六節 もう一人の七戸城主——七戸伊勢守慶道

『系胤譜考』に

慶通 七戸左衛門尉

往古之事、相知不申候、慶通父、号ニ武田伊勢守ニ云云、七戸城主之由、慶通幼少之時、伊勢守病死、九戸一乱之時家断絶仕候由、其後左衛門十八歳而、為ニ薦僧一、近国相廻、伊達領罷在候処、信濃守利直公取上御陣中而、此事聞召被レ為レ召、則御供仕罷帰（中略）寛永十九年三月廿九日病死八十三歳。号ニ堂窓関悟居士一、葬ニ于盛岡禅宗源勝寺一也

とあり、また『奥南落穂集』に、九戸左近将監政実叛逆の時、七戸伊勢守慶道が討死し、その男七戸左衛門慶通が浪人したむねを記している。

ここにいう七戸伊勢守慶道（本姓武田）は、もちろん九戸政実方の有力な武将で、九戸城で憤死した七戸家国とは別人である。

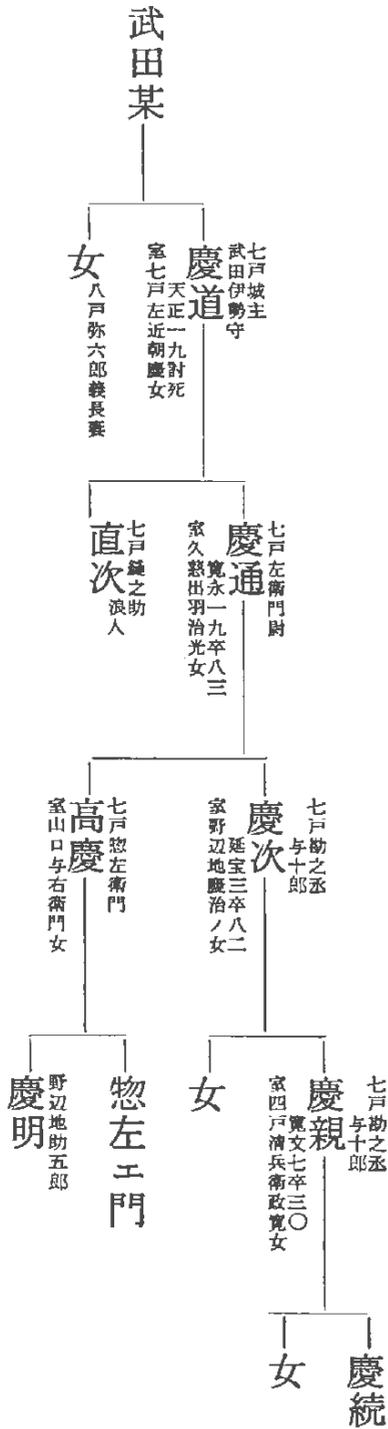
この七戸伊勢守慶道のことは、先に引用した『九戸軍談記』等には出てこないが、九戸の乱の時、九戸城中で病死したと伝えられており、『七戸南部家の沿革大要』には

七戸太郎三郎の子孫両家に分る(天正年間)。一は七戸彦三郎家、一は七戸伊勢慶道という。
 天正十九年、同族九戸左近将監政実反逆、両氏之れに党し、二戸郡宮野(九戸城)に籠城、伊勢慶道城中に病没し、彦三郎家、一方の将として官兵に抗し、屢々防戦すと雖も、力尽き終に降る。
 秀次の陣所に率かれ、栗原郡三迫に於て刑せらる。

とある。

この七戸伊勢守慶道の系図は左の通りである。(『岩手県史』)

武田 七戸氏



この七戸氏も、『参考諸家系図』によれば、第一期の七戸氏太郎三郎朝清の後胤であり、北郡七戸城主であったという。

われわれはすでに

第一期の七戸氏……七戸本系……朝清↓光継系

七戸別系……朝清↓実清系

第二期の七戸氏……政光↓政慶系

の三系の七戸氏の存在を知ったが、今ここで武田七戸氏の存在をあらためて知らされた。

この本姓武田である七戸伊勢守慶道系図については、次のような疑問が生じる。

一 この武田七戸氏は、朝清の後胤だというが、一体武田某とは誰のことなのか、七戸本系の系図にも、七戸別系の系図にもその名は見えないが一体どういう出自の人なのか。

二 慶道は七戸城主とあるが、七戸家国がいた七戸城以外の七戸城とは一体何処なのか。

この二つの疑問に答えることは容易でない。

ただ、この系図によれば、慶道の妻は、七戸朝慶の女であるとあるから、武田慶道が朝慶に入婿したものとかわれる。

当時、朝慶には、慶武（七戸本系）、光治（久慈五郎）、政重（新田小太郎）、女（武田慶道室）、慶則（横浜兵三郎）の五人の子があった。

先の七戸本系に出てくる横浜兵庫介慶治を第一期の横浜氏とすると、この横浜兵三郎慶則は第二期の横浜氏である。

この横浜氏は横浜村を知行し、横浜館主となったが、子孫繁栄し、文禄元年（一五九二）頃、野辺地城主であった七戸将監直高や、天正二〇年（一五九二）破却された七戸城を三戸南部信直の代官として管守に当たった横浜左近等をその一族から出している名族である。

武田慶道が七戸朝慶の婿であれば、慶道は、七戸慶武や横浜慶則と兄弟の関係になる。

当然この三人は互に助けあって七戸の守りに当たったであろう。

さて、その当時の七戸とは一体どの程度の広がりを持った地域であったであろうか。

『南旧秘事記』後の巻一に

一、七戸氏 光行公三男太郎朝清の末也。七戸七郎左衛門迄五千石領。田名部の内四ヶ所、野辺地、横浜迄領す。七戸彦三郎家国九戸政実に一味して誅せられ家断絶す。……

一、横浜氏 七戸譜代の家也。天正年中九戸左近政実に一味して籠城の人数也。とある。

これと同じような内容のことが、横浜氏所伝の系図ならびに『子孫のものが心得之書』の中に

一、七戸氏 七戸右衛門迄、田名部之内四ヶ処、野辺地、横浜合五千石。（横浜氏系図）

七戸は野辺地、横浜、田名部の内合四ヶ処、高五千石を領す。七戸左近迄（『子孫のものが心得之書』）

とある。

ここに七戸右衛門とあるのは、七戸左衛門の誤りであろうが、この七戸左衛門というのは、第一期の七戸氏にも第二期の七戸氏にも、また別系の七戸氏にも出てこず、第二期の横浜氏系図と武田七戸氏系図に出てくる。

横浜氏は本姓七戸氏であるから、七戸氏の由緒を記述するに当たり、その時代を示すのに、自家の氏名を以て示したのが、『南旧秘事記』に採用されたものであろう。但し横浜系図に左衛門は数人居り、どの左衛門迄なのか判然としない。

さて、ここに記されている七戸領の中に、かんじんの七戸の名が見えぬのは、七戸は自明のこととして記す必要を認めなかったものであろうか。

あるいは、ここに「七戸氏」といい、「七戸は」といっているのは、横浜氏だけのことをいっているのであるか。

『南旧秘事記』に、第一に七戸氏をあげ、そのあとに七戸譜代の家として横浜氏をあげている点から見ても、当然この疑問に対する答は前者でなければならぬ。

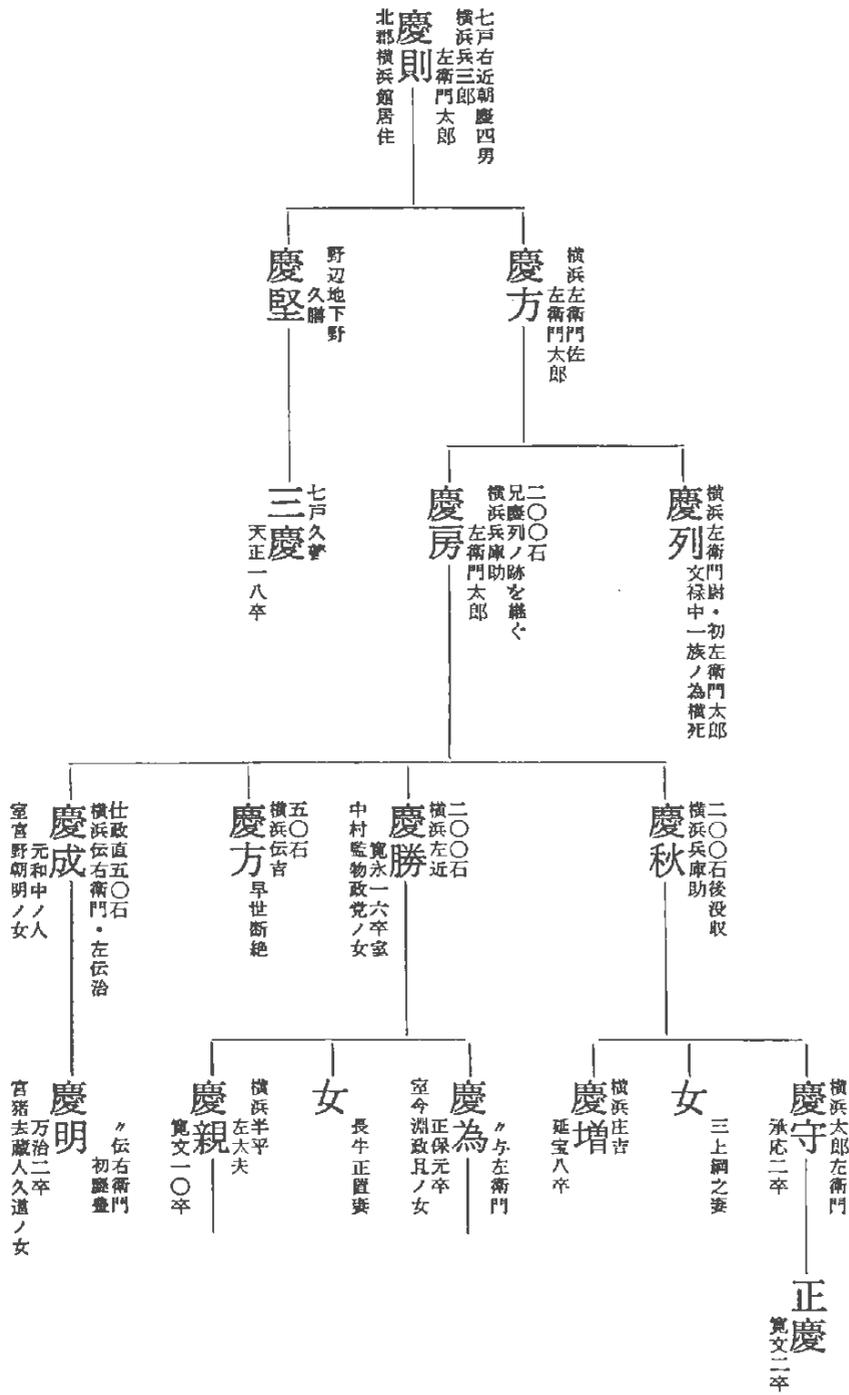
いずれにせよ、このように広大な七戸のうち、どこか一城を守るために七戸伊勢慶道が置かれたわけであるが、一体それは何処なのか。

また、七戸氏の所領は果してそのように広大であったのかも判然としない。

いろいろな疑問を残したまま、私はこの慶道の領知は、横浜か野辺地に近い処ではなかったかと最近思うよう

になっているが、この点についてはなお考察を深める必要があるので、ここではこれ以上たちいらない。
次に、七戸氏と密接な関係にある横浜氏の系図を掲げよう。

七戸
庶流 横浜氏



ここに傍系の七戸伊勢守慶道のことを特に取り上げたのは、天正一九年の九戸の乱で七戸家国、慶道の二人が亡んだのち、第三期の七戸氏としてくる七戸右馬助直勝が継いだ七戸氏は、家国の跡ではなく慶道の跡であったからである。

第六章 中世末期の南部氏の家臣構成

第一節 家 臣 構 成

南部信直は天正一〇年（一五八二）、南部の第二六代となったが、信直が相続した時から数年後の、おそらくは天正一八年頃のものと思われる『往古御支配帳写』というのが『篤焉家訓』に載っている。

その筆頭には

三百石 田子館 信直公 御部屋住
三百石 七戸御城 重信公 御部屋住

とあり、次に家臣の石高、城館名、氏名が、一万三〇〇〇石の八戸弥六郎からはじまって、三〇石の者まで、信直、重信まで含めて二五〇人が連記されている。

この史料に、若干の疑問点があることは既に森嘉兵衛が『津軽南部の抗争』一一四ページに指摘している。それは、信直を部屋住と書いているが、それが正しいとすれば、これは信直襲封以前の事となるが、知行が石高表示である点や、九戸一党も記入されているから、疑問は残るが一応天正一八年頃のものではないか、というのである。

私もほぼその説に従いたいが、それにしても、ここに登場してくる人には、時代的に混交がある。ただ筆者所蔵の写本『篤焉家訓』には、前記のように、二番目に重信公の名が記されているが、重信はこの時まだ生まれていない。

森氏は、前掲書に

三百石 七戸御城 政信 御部屋住

と記している。これが政信だとすると、政信は津軽郡代として浪岡にあり、天正一六年（一五八八）死亡しているはずであるから、ここにも疑問が残るが、一応この二人を除外して、その家臣構成を見ると、次表のようになる。

第2表 南部氏家臣構成表

次に、この表に掲げられている者ならびに、ここにその氏名を記さなかった四五〇石以下の者で本県のいわゆる南部地方に居館をもっていた者をあげて見よう。

人 名	石 高	人 名	石 高	
八 戸 弥六郎	13000	一方井 孫 八	800	
九 戸 政 実	10000	柏 山 伊 勢	800	
北 松 齋	8000	七 戸 彦三郎	700	
八 戸 弾 正	8000	大 釜 彦兵衛	700	
浄法寺 修 理	5000	乙 部 忠 作	700	
南 右馬助	3000	大萱生 玄 蕃	600	
東 彦右衛門	3000	築 田 大 学	600	
中 野 吉兵衛	3000	福 田 治 部	500	
大光寺 左衛門	3000	一本松 善三郎	500	
桜 庭 安 房	2000	北 重左衛門	500	
石 井 伊賀守	2000	栗谷川 兵 部	500	
大 湯 五兵衛	2000	栃 内 彦次郎	500	
北 彦 助	2500	小船渡 小太郎	500	
毛馬内 権之助	2000	毛馬内三左衛門	500	
櫛 引 河 内	2000	月 館 隠岐助	500	
北 九兵衛	2000	米 田 左 近	500	
江 刺 市左衛門	1500	計 23人	15000	
檜 山 五左衛門	1300	石 高	人 数	石 高
沢 田 助三郎	1300	450	2	900
野 田 掃 部	1000	400	10	4000
葛 卷 覚右衛門	1000	300	20	6600
奥 瀬 内蔵助	1000	250	5	1250
内 堀 民 部	1000	200	96	19200
計 23	78600	150	2	300
下 田 治太夫	800	100	25	2500
戸 来 治 部	800	50	2	100
又 重 満五郎	800	30	5	150
月 館 佐兵衛	800	計	167	35000
岩清水 右 京	800	合 計	213	128000
大 槌 孫 八	800			
槻 館 左兵衛	800			

註『篤焉家訓』巻1

第六章 中世末期の南部氏の家臣構成

氏名	石高(石)	城館名	紋
八戸 弥六郎	一三〇〇〇	根城館	靄丸・九耀
九戸 政実	一〇〇〇〇	宮野館	靄丸
北 松齋	八〇〇〇	劔吉館	靄丸・割菱
南 右馬助	三〇〇〇	浅水館	割菱・二引竜
東 彦左衛門	三〇〇〇	名久井館	九耀
石井 伊賀守	二〇〇〇	野辺地館	藤丸
奥瀬 内蔵助	一〇〇〇	奥瀬館	三階菱
下田 治太夫	八〇〇	下田館	九耀・水車
戸来 治部	八〇〇	戸来館	二ツ巴
又重 満五郎	八〇〇	又重館	二ツ巴
沢田 助三郎	一三〇〇	沢田館	波ニ兔
川守田 久右衛門	四〇〇	川守田館	木香
津村 伝右衛門	四〇〇	伝法寺館	
櫛引 河内	二〇〇〇	櫛引館	
櫻庭 安房	二〇〇〇	赤石館	釘貫目ニ星
八戸 弾正	八〇〇〇	横田館	靄丸・九耀

氏名	石高(石)	城館名	紋
七戸 彦三郎	七〇〇	七戸館	四ツ目結
目時 筑前	三〇〇	目時館	四ツ目結
苔米地 因幡	三〇〇	苔米地館	両竜
新堀 作兵衛	三〇〇	新堀館	獅子ぼたん
北 重左衛門	五〇〇	森ノ越	割菱
石亀 七左衛門	四〇〇	石亀ノ館	藤丸
女宅 右近	四五〇	田名部館	割菱・花菱
切田 小太郎	四〇〇	切田館	三ツ柏・月ニ星
石沢善(長)三郎	二五〇	石沢館	水車
佐々木惣左衛門	二〇〇	田子館	四ツ目結
貝森 弥七郎	二〇〇	貝森館	四ツ目結
木村 柰	三〇〇	五戸館	左リ二ツ巴
高橋 駿河	二〇〇		四ツ目結
沢里 十兵衛	二〇〇		木香
田代 清五郎	三〇〇	小沢館?	四ツ目結
小笠原 将監	二五〇	中市館?	三階菱

この時の南部家家臣の総石高は、前記家臣構成表に見るように、信直三〇〇石、重信三〇〇石を除いて一二万八〇〇〇石であるが、そのうち一〇〇〇石以上が二三人で石高七万八六〇〇石であるから、一〇パーセントの家臣で六一パーセントの石高をしめ、五〇〇石以上で計算すれば四六人、石高九万三六〇〇石であるから、二一パーセントの家臣で、七三パーセントの石高をしめていたことになる。きわめて頭でっかちの構成であったことがわかる。

なお、右の表でわかるように、この当時の南部家の重臣の多くは、本県のいわゆる「南部」地方に住んでいるから、中世末期のこの地方が南部家の中心地帯であったことがわかる。

第二節 天間館源左衛門等の身分的性格

ところで、七戸地方の家臣としては、九戸政実の雄であった七戸彦三郎家国が七〇〇石の家臣として登場しているにすぎず、今一人の七戸伊勢守慶道ならびに横浜氏の名は見えず不審である。前に引用した横浜氏の『子孫のものが心得之書』に「天正十九年九戸落城の後七戸家継断に及び、七戸、野辺地、横浜家散乱す。」とあるような事態が生じたためであろうか。

また、七戸家国とともに九戸党に属した、天間館源左衛門、花松左近、附田甚兵衛その他多くの者の氏名が全く登場してこないのはどういふわけであろうか。

これらの者は、その氏名が示すように、それぞれ天間館、花松、附田その他の地方に住んでいたことは、ほとんど確実であるのに、その名が家臣団の中に見えない、ということは、これらの者は、七戸家国とは違い、南部家に対し臣下の礼をとっていなかった、半独立の地士であることを示すものである。

天間館源左衛門は、おそらく、今もその館址の残っている天間館に居住していたであろうし、他の二氏もそれぞれ簡単な居館を構え、平時は農業を営むが、事ある時は武器をとって、有力な武士の味方をし、その勢力を拡張していったものであろう。

南部地方には、天正の末年頃、まだそのような地士が沢山いた。

それらの者は、近世の初まりを意味する九戸政実の乱に際し、あるいは近世南部藩の開祖となる南部信直方につき、あるいはその道を誤った九戸政実についたのであるが、上北地方の地士の多くは、この地方の有力者である七戸家国への顧慮もあって九戸方についたのであった。

九戸の乱の結果、九戸党はせん滅された。

その結果、地方農民と密着していた地士は一掃され、近世南部藩の行政組織の中に完全にくみこまれていったのである。

第七章 七戸町周辺の城館

第一節 青森県の城館の分布

近年青森県の城館に関する研究書が相ついで刊行された。

南部諸城の研究 昭和五一年刊 沼館愛三著

津軽諸城の研究 // 五二 //

日本城郭大系・青森・岩手・秋田 // 五五 // 新人物往来社

青森県の中世城館 // 五八 // 青森県教育委員会

等がそれである。

私は、このいづれにも編集者および執筆者として参画しているが、これらによって取り上げられた本県の城館の数は左の通りである。

	津軽・南部諸城の研究	日本城郭大系	青森県の中世城館
津 部	一五一	一七三	二三七
南 部	一一一	一四五	一五二
計	二六二	三一八	三八九(四二二)

この表でも分かるように、城館の数は津軽地方が南部地方よりも多い。また調査のつど、その存在を確認し得ない城館がふえている一方、新しい発見がそれ以上にあるので、全体としての数は前調査時よりは増加の傾向にある。

存在を確認しえない理由の一つは、奥地にあり、その存在を知っている人が存命しなくなったためと、今一つは、近年の宅地造成や耕地造成等のためである。

特に後者の理由による場合は、市街地に比較的近い処にある城館の破壊されることが多く、速やかな対策の樹立が望まれる。

これら城郭の数を、『青森県の中世城館』によって地域ごとに見てみると次のようになる。

青森市	一八	十和田市	一三
東津軽郡	一一	上北郡	五一
五所川原市	八	むつ市	三
津 軽 地 方		南 部 地 方	

計	西津軽郡	三五	下北郡	一二
	北津軽郡	一四	八戸市	一〇
	弘前市	三九	三戸郡	六三
	中津軽郡	二五		
	黒石市	八		
	南津軽郡	七九		
計		二三七		一五二

註 本書は、中世の城館の城館の研究であるので弘前城等近世の城館は含まれていない。

青森県における城館の分布は、この表によって一目瞭然であるが、これを地図の上におとして見れば、本県の中世城館は、津軽平野の中弘南黒地方、七戸川と奥入瀬川の二川をもつ三本木原台地、馬淵川流域の平野の三カ所に集中的に配置され、ついで西津軽郡の鱒ヶ沢町から岩崎村にかけての西海岸地方に多いことが分かる。

この中世城郭の中には、古代の館跡も含まれているが、中世城郭のこのような分布は、青森県の歴史と表裏一体をなしていることはいうまでもない。

従って文献資料の少ない中世以前の研究に当たっては、これら城館の、より一層の研究が重要になろう。

第二節 南部諸城の特徴

七戸周辺の諸城の説明に入る前に、沼館愛三著『南部諸城の研究』によって、南部の城の特徴を見てみよう。氏は、八戸氏出身の陸軍少佐で、退職後東京高師で地歴を専攻し、卒業後静岡中学校で地歴を担当した篤学の士であるが、中学校奉職中、支那事変が勃発したため昭和一八年まで再度軍籍にあった経歴の人である。

従って、その『南部諸城の研究』は、戦術眼・歴史眼・地理眼を有機的に統合した立場から書かれた優れた労作であり、本県のその後の城館の研究に与えた功績はまことに大きいものがある。

沼館氏によれば、南部諸城の特徴は左の通りである。

氏はまず総括的に

南部領内に存在する数百（南部領全体では二八六城としている）の城館は、時代、地域、性格等に依り、各特徴を有し、殊に当地方は蝦夷形式の影響を受くること多く、又戦術・戦略乃至は築城の学理的結果より築城せられたるもの少く、永年の経験或は常識上より割り出したもの少くなく、精巧華麗というよりも拙劣、簡粗、野剛という感じが深い。永年上国地方の城郭を調査し、其感覚を以て当地方に臨む時、一層其の感を深くする。

と述べたあと、大略次のように述べている。

一 経始について

イ 経始（縄張り、築城計画）は簡単で幼稚である。

八戸城・盛岡城以外は、自然の地形を利用し、あまり多くの人工を施さない原始的経始のもとに構築さ

れたものが多い。

自然の地形は、河岸河谷に臨んだ山陵の突出部を利用したものが多い。このような地形は、前方は河谷両側は谷地で、三方がすでに自然の要害をなしているので、ここに設けられる城館は、尾根続きの頸部を掘開して空堀を設けるか、土居を設定すれば足りるので、何等の創意も工夫もいらぬ。

これらの城館の中には、蝦夷館をそのまま利用するか、多少の改造を加えた程度のものが多い。この経始は、三方は比較的安全であるが、後方から攻撃されると弱い。

このような地形の利用方法は、わが国城館の多くが採用しているが、上国地方のものは巧みに加工修飾を施し、守りを堅固にしているのに対し南部地方のものは前述のように、そのような工夫が少ない。

ロ 山城が一般に少ない。

南部地方には、山城形式のものが一割五分しかない。平山城も一割八分で、六割七分は平城である。これを、青森県内だけの南部領に限ってみれば、山城六、平山城一三、平城九二である。

山城の少ない理由としては、冬期間における積雪寒冷、生活上の不便、長年の平和等があげられる。

ハ 扇の縄（筆者註、正しくは扇の勾配）の経始・馬出し等の設備がほとんどない。

築城術の進歩した城館は、石垣・土塁等の断面の曲線が扇のような弧形をなしているが、南部地方のものとは殆んどすべてが直線式である。

直線式は、工事が簡単であるが、安定感がない。

また、城内より出撃する際の拠点となる馬出しの設備の少ないのは、戦闘があまり行われず、実戦の経験に乏しい築城法である。

ニ 横矢構および帯郭の経始が少ない。

横矢構は、敵の攻撃に対する側射・斜射の構えであり、帯郭は、防衛守兵の移動の便および重層射撃を可能ならしめるために設ける带状の郭で、ともに城の防衛上必要な設備であるが、築城法および兵法の発達せぬため、当地方の城館にはこれが少ない。

ホ 堀は乾濠が多く、濠底は匡濠である。

南部地方の城館は、堀と土居に最も重点をおいているので、よく設備され、とくに堀は二重、三重のものも少なくない。

しかし、その堀は、城館の多くが河岸の丘陵を利用したものである関係上乾濠であることが多い。

濠底は、乾濠の関係上、匡濠で、ほとんど直角のU字形をなし、敵が飛上るのに困難なようにつくられている。

ヘ 濠の外方に踏梁フミベを設けているものがある。

南部地方では、きわめて珍しい例であるが、二重射撃あるいは、近接した敵を攻撃するために伏兵を置く設備である。築城当時のものでなく、後世に付加したものと思われる。

ト 平山城は、城地と居館を兼ねるものが多い。

平山城は、城地は高い所、居館は低い所にあり、ともに防禦設備を有するのが普通であるが、当地方の平山城は、あまり高所にはなく、イに述べたような地点に築かれることが多いので、二段配備の煩を採る必要がない。

そのため、当地方では本城内に居館を定めているものが多い。

チ 屋敷型の平城は、丘上のもは単郭、低地にあるものは複郭のものが多い。

丘上にあるものは、多くの場合、蝦夷のチャシまたはそれを利用したものである。

蝦夷は極端に水害を恐れたので丘上チャシを設けたが、それは地形上ほとんど単郭であった。

もし複郭を設ける必要がある場合は、これに隣接した、同じような丘上にいくつかの単郭のチャシを設け、蝦夷館群（塞罌群）をつくった。

これに対し、中世の武士が平城をつくる場合は低地の耕作地を中心として居を構える必要上低地にこれを造った。そして小身者の場合は単郭であつたらうが、土豪の場合は、自らは本郭に住み、家臣を他の郭に住まわせるため複郭とすることが多かった。

この方法は、南部地方に限らず、広く各地で行なわれた。

二 蝦夷館の特性と其の利用

南部地方には、蝦夷館が無数に存在する。そしてその多くは後世の武士によって改造、利用されている。そして山城は少なく、平山城殊に平城が多い。

その特徴は左の通りである。

イ 城郭は陰性である。

陰性とは、外見上城寨であることが分らぬよう極力掩蔽していることをいう。

例えば、丘上を利用する場合でも、その最先端は自然のままとし、少し後方を城地とするため、下方から見た場合、それと気付かぬことが多い。

しかし、和人がこれを利用するようになってからは、その先端まで利用し、城寨であることを明確にした。

しかし、後代の熟蝦夷や俘囚の中には和人のこの様式をまねるようになったものもあるので、その先端まで利用しているものは時代が下がるで見てもよい。

ロ 経始が簡単で、河谷に臨んだ尾根または台地の末端を利用したことが多い。(前述参照)

ハ 山城が少なく、平城が多い。(前述参照)

ニ 天然の地形をそのまま利用したことが多い。(前述参照)

ホ 郭内外に住居用の堅穴がある。

郭の内外には酋長以下同族の居住用として堅穴が掘開されている。

そして郭内のものは形大きく、館主以下重立ちの者の居住用で、郭外のもの是一般住民用である。

堅穴のあるものは時代が古く、堅穴のないものは、住民が農耕を営むため、郭外に出て、聚落を形成す

るようになった時代のものである。

へ 茶臼山形式の経始を用いることがある。

独立した小丘を利用した、いわゆる茶臼館と呼ばれるもので、和夷雑居時代のものである。

南部方面に少なく、熟蝦夷の根拠地であった津軽地方に多いが、南部地方では櫛引館がこれに相当する。

ト 塞塁群を作っていたことがある。(前述参照)

チ 見張所を必ず作っている。

不意の敵の来襲に備えたものであることはいうまでもない。

リ 特に水の手の便利な所に作っている。

ヌ 共同防衛の塞塁を設けていることがある。

トの塞塁群は、どちらかというところ、住民・資材の保護を目的としているが、これは、防衛戦を主としたものである。

ル 帯郭・横矢構・馬出等の設備がほとんどない。(前述参照)

以上が、沼館氏の、南部諸城の特徴の要約である。

これらの説が多く、点で正鵠を射ているものであることは、実地調査に照らして明瞭である。

ただ、山城はともかくとして、平山城と平城との区別は人によって異なる。

例えば、沼館氏は、七戸城を平城としているが、管見では平山城としているものが多い。

第七章 七戸町周辺の城館

上 北 郡		
天 間 林 村		
天 間 館	大 館・小 館	古 館
天 崎 館	中 野 館	
〃	〃	字 館 越
〃	〃	大 字 天 間 館 字 家 ノ 下
〃	〃	〃 館 ノ 下
〃	〃	〃 家 ノ 上
〃	天 崎 館	

上 北 郡		
六 ヶ 所 村		
中 志 蝦 夷 館	内 沼 蝦 夷 館	上 尾 駭 館
	安 倍 館	鷹 架 沼 南 館
	倉 内 の 館	アイヌの チャシ
〃	〃	大 字 尾 駭 字 上 尾 駭
〃	〃	〃 鷹 架 字 後 川 目
〃	〃	〃 〃 道 ノ 上
〃	〃	〃 倉 内 字 前 谷 地
〃	〃	〃 字 家 ノ 上

これは、昭和五五年から五七年にかけての調査の結果をまとめたものであり、十和田市一三、上北郡五一、計六四カ城を数えている。

この六四カ城の中には、筆者が『日本城郭大系2』青森・岩手・秋田篇の執筆のため、昭和五三年から五五年にかけて上北郡内の城館を調査した時、調査もれ、あるいは調査不十分のため、同書に記載しなかったもの十数カ城が新に含まれている。

その反面、筆者が確認したもので、この『青森県の中世城館』に記載されていないものもかなりの数に上る。これらの中には、僅か数年の間に宅地および農地造成等で破壊されたもの、変形してその形の分らなくなったものもあるうし、また未確認のものもあったと思われる。そこでたとい、現在破壊されてしまっても、ごく最近まではその形を留めていたことは確かであるから、次にその名称を掲げておこう。

上北郡	十和田市											郡市名				
七戸町												町名				
中村いなり館	和島館	向い館	六日町館	平館	西館	中屋敷館	外の木館	佐々木館	小山の館	小栗館	金木館	柏木の館	急の館	泉田の館	伝法寺羽立館	城館名
												別称				
字西野 〃和田下 〃中村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							〃	大字伝法寺字八幡前	所在地
	〃和島	〃家ノ向	〃六日町	〃六日町	〃西ノ館	〃中屋敷	〃外ノ沢		〃小山	〃中振	〃深持	〃柏木		〃泉田		

三沢市	上北郡											郡市名		
	東北町	十和田湖町												
風晴館	田ノ沢館	鳥口平館	中山里館	山屋館	濁沢館	冷水館	中ノ沢館	百目木館	段ノ台館	立石館	鳥谷附館	片貝沢館	城館名	
												別称		
大字 字早稲田	〃	大字 字鳥口平	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大字法量字片貝沢	所在地
	〃田ノ沢		〃中里	〃山屋	〃法量字濁沢	〃冷水	〃奥瀬字生内	〃法量字小倉	〃〃段の台	〃奥瀬字立石	〃〃鳥谷附			

以上、『青森県の中世城館』および『日本城郭大系2』青森・岩手・秋田篇の二書により、上北郡内には、十和田市・三沢市を含めて九五城が存在したことを知ることができた。

実際は、これよりもっと多い数であったことは容易に想像できる。

さて、この九五城の分布を見ると、十和田市が二八、七戸町が一五、十和田湖町が一六カ城であり、他は六ヶ所村の六カ城を上とし、すべてそれ以下である。

この分布状況により、既に見たように、奥入瀬川流域と七戸川流域とが、古くは奈良時代・平安時代以前の蝦夷と呼ばれた時代以降の生活の拠点として、また中世から近世初頭にかけて、南部氏の支配に属するようになった時代には、戦略上の要点として、きわめて重要な地域であったことが了解されよう。

第四節 七戸町の城館

一 七戸城（七戸町・七戸）

七戸城は、七戸町市街地の西側に接する台上東端にある。東と東南は市街地を隔てて七戸川に、南は七戸川の支流である作田川を隔てて水田および七戸川の支流である和田川に、北は幾つかの小沢を隔てて台地に、西は奥羽山脈の麓に広がる鶴子平台地に続いている。

あとで坂本館の項でも述べるように、七戸町の周辺にはこの城をはじめとして矢館・大池館・坂本館・砂子田

館・槻ノ木館などが密集しており、七戸が枢要の地であったことを物語っている。

この城も、元来は蝦夷館であったが、中世に改修を加えられ、東西・南北ともほぼ四〇〇メートルの雄大な規模のものとなった。一名柏葉城と呼ばれる。

城築城者の名は明らかではないが、七戸の地頭名の初見は、建武元年（一三三四）の北畠顕家の国宣に見える工藤右近将監である。

この工藤氏は北条方であったため、建武の中興と共に七戸は工藤氏から没収され、一時は南朝方の伊達行朝に与えられ、さらに結城朝祐に与えられたが、結城氏は南朝方に叛したので、翌建武二年に、元弘三年（一三三三）の鎌倉攻めに功を立てた南部政長に与えられ、以後、七戸は戦国時代末期までその子孫によって治められた。

七戸城の築城者については南部氏の始祖光行からこの地に封ぜられた三男七戸太郎朝清すなわち第一期の七戸氏であるとの説があるが、これは採用できない。これより先、七戸城は蝦夷館であった形跡がある。

南部政長入部以前の工藤氏の七戸地頭在任期間は不明である。が、相当の長期にわたった可能性が強いから、七戸城も従来の蝦夷館が工藤氏によって中世的城郭に改修されたと見てよいであろう。

『南部諸城の研究』の著者である沼館愛三は、南部政長が七戸に入部した時、七戸北方の天間館に入り、七戸城を築城してこれに移った、としているが、確かな証拠はない。天間館に入ったのが事実としても、その後、七戸城を新造してこれに入ったのではなく、工藤氏の居城であった七戸城を改造してこれに入ったものと見るべきであろう。

当時、政長の兄南部師行は、顕家の国代として、八戸根城を築城し、糠部の統治に当たっていたので、政長は兄を助け、南朝方に忠勤を尽くした。師行の死後、政長は根城城主五代となったので、以来、七戸城は根城城主の兼任となった。

根城南部氏は、四代師行・五代政長・六代信政・七代信光・八代政光と五代にわたり、一貫して南朝方のために働いたが、その主なる業績をあげると、次のようなものがある。

- 。 建武二年、政長が津軽山辺の北条一党の大乱を鎮定。
- 。 同年、信政が北畠顕家の足利尊氏追討軍に先鋒せんぽうとして参加。
- 。 建武三年（延元元、一三三六）、信政の参加する顕家軍が尊氏を九州に走らす。
- 。 同年以降、師行・政長兄弟が津軽の武家方（北朝方）曾我・安東氏らと戦う。
- 。 建武四年（延元二）、師行が第二次足利追討軍に参加、翌年に戦死。
- 。 暦応二年（延元四、一三三九）、政長が津軽の曾我貞光を攻める。
- 。 同年以降、足利直義ただよしが四回にわたって政長に勦降状を発する。
- 。 暦応四年（興国二）、政長が岩手・斯波の二郡を平定、また翌三年にかけて南部に進攻した曾我師助らと戦う。
- 。 貞和四年（正平三、一三四八）、信政が京都付近の戦いで戦死。
- 。 観応元年（正平五）、政長が死去。

以後も信光・政光は、本領の甲斐の波木井・八戸・七戸にあり、各地の武家方と対戦し、南北朝合体にいたるまで衰運の南朝のため、孤忠を尽くした。政光は南北朝合体後に八戸に帰り、やがて八戸は甥の長経に譲り、七戸に退き、のちの七戸南部氏の基礎を築いた。

この間、信光・政光兄弟は、後村上天皇から叡感の綸旨を受け、また信光は同天皇から、現在、国宝に指定されている白糸絨の甲冑を下賜されている。

政光は七戸へ隠退後、領民の教化に意をそそいだ。七戸町の見町観音堂や小田子不動堂に残されている中世の羽子板様のものや南部小絵馬は、政光の播いた「種」の発芽したものと思われる。

政光の死後、七戸城は代々政光の子孫によって守護されてきたが、康正二年（一四五六）、田名部の蛸崎藏人の乱の時と文明一五年（一四八三）、宗家三戸南部の御家騒動の時の二度にわたって落城している。

そして天正一九年（一五九一）に九戸城主九戸政実が宗家三戸南部信直に叛した時、七戸城主家国は政実と結び、羽柴（豊臣）秀次を総大将とする奥州仕置軍のために滅ぼされ、七戸南部家は断絶した。

その前年、豊臣秀吉は三戸南部信直に与えた領知状の中で、家中の土の抱えている城全部の破却を命じているが、その命令が実行に移されたのは九戸氏の乱の翌年の天正二〇年であった。この頃、南部領には四八城あったが、一二城が残され、三六城が破却された。

七戸城は破却分に入れられ、一時は宗家の南部信直の直轄となった。とはいえ、当時は津軽における津軽為信の独立後、年もまだ浅かったので、津軽に対する顧慮からも七戸城は大事な城であった。そのため、信直は浅水

城主南直勝に名跡を継がせ、その後、慶長二年（一五九七）にその長子七戸隼人正直時を七戸二〇〇〇石の城主とした。

九戸氏の乱の時、九戸氏に味方した者の中に七戸家国のほかにもう一人、七戸城主七戸伊勢慶道がおり、共に滅んでいる。慶道のいた七戸城（あるいは七戸館）とは、どこのことか明らかではないが、直勝・直時の継承した七戸氏の名跡は、家国の跡ではなく、慶道の跡であるといわれる。

直時の死後、正保四年（一六四七）に、宗家南部二七代の利直の五男重信が七戸氏を継ぎ、十数年にわたって在城したが、寛文四年（一六六四）末、重信ははつてき抜擢されて宗家南部二九代となったため、七戸は以後、南部藩の直轄地となり、代官が七戸城内に置かれた。

その後、文政二年（一八一九）に、さきの七戸城主重信の五男政信の後裔である信鄰が、盛岡南部氏の内分として一万一〇〇〇石の諸侯となり、その長子信誉が安政六年（一八五九）に城主格となったが、二人は共に在所を持たぬ江戸詰めの大名であった。

文久四年（一八六四）に信誉の跡を継いだ信民が、宗家盛岡藩から陣屋地として三本木村（現在の十和田市）を貸与される予定であったが、実現にいたらず、領地もないまま戊辰戦争を迎え、賊軍の汚名を着せられ、一〇〇〇石を没収されたうえ、隠居を命ぜられた。

その後、明治二年（一八六九）に、盛岡南部四一代利恭の弟信方が家督を継ぎ、一万〇三八四石の領地の決定を見て七戸藩を創設した。しかし、間もなく版籍奉還となり、同四年には廃藩置県となり、七戸県が置かれたが

同年九月には合県して青森県が誕生した。

城は、本丸・二の丸・北館・宝泉館・下館・西館・角館の七郭からなり、西方の広小路に臨む所を大手とし、東方の城内に臨む所を搦手とする。

本丸は城の真東に当たる小地域であり、現在、神明宮のある所である。北・西に連なる二の丸との間は、土塁および水堀で区切られている。この土塁上にある榎もみと杉の巨木は、町のシンボルとなっている。

二の丸は、この城のうち最大で、江戸時代には、ここに各種の倉庫・給人屋敷・馬場などがあつた。

二の丸の西方は北館である。この二つの郭の間は、やはり高さ四メートルの土塁と幅一〇メートルの水堀で区切られている。北館からは須恵器や中世の陶器類が出土する。城の一番南が宝泉館であり、城中で一番低い所にある。この宝泉館と本丸との間に挟まれた一郭が下館である。下館の位置は、宝泉館よりも高いが、本丸より一段低い所にあるので、この名がある。宝泉館とその西北にある西館との間は、崖によって仕切られている。西館には江戸時代、文庫蔵があり、また菜園もあつた。西館とその北西、角館との間には人工の空堀があつた。

北館と角館は、その北西側が台地につながっているが、そこは幅二五メートルの空堀で切断され、防備が固められている。現在、この城の真ん中を北西微西に道路が横断しているが、往時、これはそれぞれの郭の間を区切る空堀であつた。さらに、二の丸の東端の崖の中段から本丸の南を経て二の丸の西南端まで水堀がめぐらされていた。

また、城東の水田用水として城の西北から、南端を回り、東にかけて、大堰と呼ばれる人工の用水が引かれ、

第七章 七戸町周辺の城館



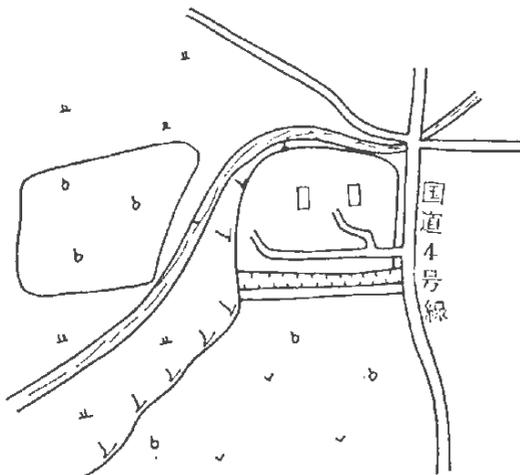
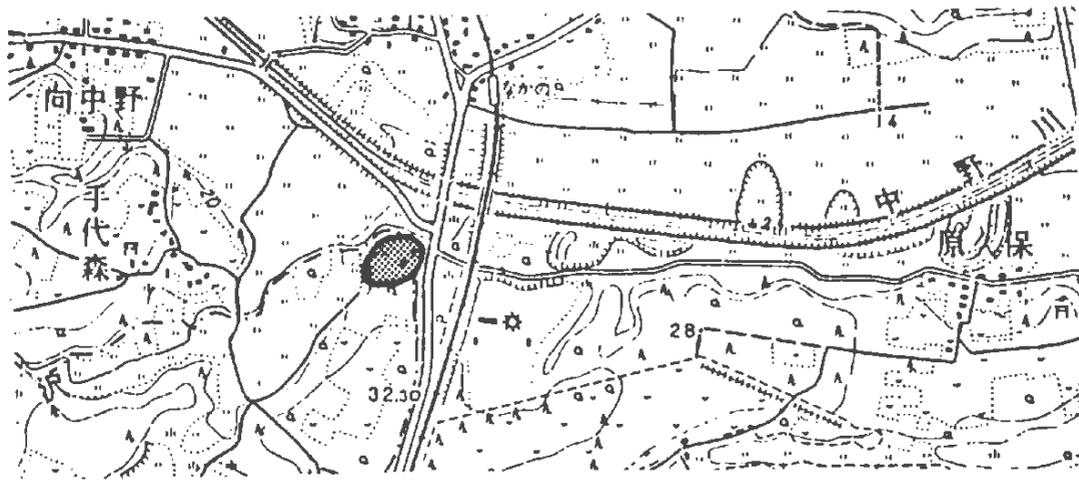
七戸城要図（『日本城郭大系2』による）

さらにその東、搦手に面する所と本町との間には外堀があり、水がたたえられていた。

城の東麓は通称、城内と呼ばれ、江戸時代にはここに御給人が置かれた。

そして御給人は二の丸、大手近くの広小路、作田川対岸の向町、城の西南にある瑞龍寺付近、各村落にも配置されていた。御給人とは、南部藩特有の呼称で、他藩という郷土に当たるものである。

七戸城は元来、蝦夷館であったが、鎌倉時代に工藤氏によって改修が加えられ、さらに南北朝時代の南部氏を経て、江戸時代の初期中葉に、南部重信によって家臣団の編成が見られた頃



(荒熊内館要図『青森県の中世城館』による)

完成したものと思われる。

七戸城の東方および南方には七戸川・作田川の障害があり、また、北・東・南の諸城の存在を考えれば、本城は北・東・南に対する備えはまことに堅固であったが、西北方に対する備えは充分ではなかった。中世に二度の落城を見ているのはそのせいかもしれない。

一方、南北朝時代には、八戸根城と共に糠部地方における南朝方の二大中心地として津軽進攻の拠点となり、また、たびたびの曾我氏の進攻にもよく耐えたらしいから、本城を中心として、数城の連携を図った攻勢防禦を主とした城であったといえよう。

昭和一六年一二月一三日、七戸城址は根城城址とともに国の史跡に指定されている。

二 荒熊内館 (七戸町・荒熊内)

荒熊内館は、国道4号線上の左側にあ

り、七戸町の最北端の舌状台地上に設けられた通称城山と呼ばれる館である。

館の北側を坪川支流の中野川が流れ、南方台地続きの所は二条の空堀をもって防禦施設としている。堀は三メートル、深さ一メートル位で小さいが、本来はもっと大きかったものと思われる。郭の面積は約三〇〇平方メートルで大きくない。

もとは国道の右側にも一郭あったのが、道路の開削、鉄道建設、その他のために破壊されたいので、本来は二郭よりなっていたものである。

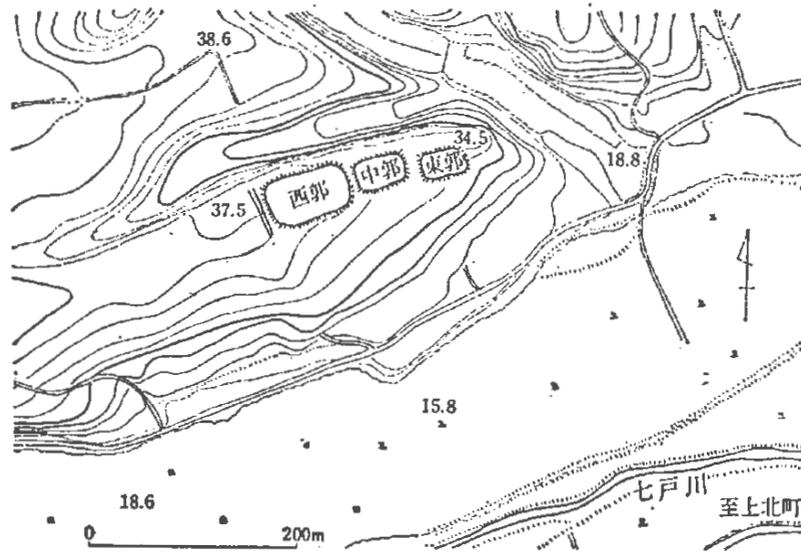
中野川および水田を挟み、北方八〇〇メートルにある天間林村中野部落の西側に中野館がある。中野館も二郭よりなったといわれているが、今は一郭より確認できない。

これらは一連のものであったと推察される。築城年代・築城者等は不明である。なお、水田を隔てた西方一〇〇メートルの独立小丘上には、数個の竪穴がある。

三 大池館 (七戸町・大池)

大池館は、七戸町の中心から約一・五キロメートル東北東の舌状台地東端にあり、北・東・南は傾斜をなして低地に臨んでいる。すなわち、北・東は水田を隔てて台地に面し、南は二五〇メートル幅の水田を隔てて七戸川に面し、西方のみが台地に続いている。郭は三郭よりなる。東郭が最小で三六メートル×三〇メートルである。二〇メートル隔てた中郭は、これより大きく、五〇メートル×三〇メートルである。これから一一メートル隔て

のと考えられる。



大池館要図（『日本城郭大系2』による）

四坂本館（七戸町・東槻木）

坂本館は、七戸市街地の東南部、七戸川右岸の東に突き出た舌状台地の東端を利用したもので、国道4号線

た西郭は三郭中最大で、七八メートル×五〇メートルの大きさを持っている。東郭の西側、中郭の両側および西郭の西側には空堀を設け、防備を嚴重にしている。郭外には堅穴住居跡と思われる凹地が多数あり、周辺の畑からは土師器が出土する。

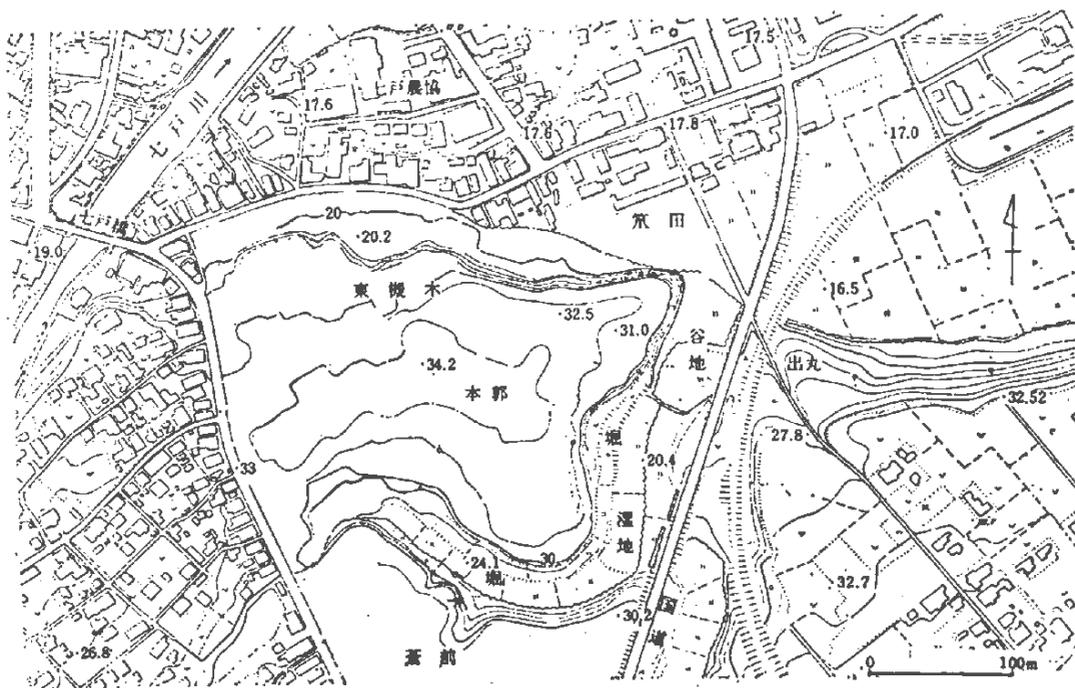
なお、北方の膝森および十三柱にも同様の凹地が多数存在する。

この館は元来、蝦夷館であり、七戸川を挟んで東方二キロメートルの地点にある戸館、その他の賊と相對し、長い間、戦闘を交えたとの口碑が残っている。

後世、武士によって居館式の館として改修を加えられた形跡があり、明治の頃まで一位樹の古木が中郭の周囲に残っていたという。

鎌倉時代に七戸には北条氏系の工藤氏がおり、鎌倉幕府滅亡後は南部氏がこの地を与えられているから、それらの族類がここに拠ったも

第七章 七戸町周辺の城館



坂本館要図（『日本城郭大系2』による）

（バイパス）の西側にある。

北は七戸川に接し、東と南は谷地を隔てて台地と相對し、西側は台地に続いている。

元來は蝦夷館であったと思われるが、展望のすこぶる良好な高台にあり、出丸まで含めると東西四〇〇メートル、南北二五〇メートルの雄大な規模であるから、当時から重要な館であったと思われる。

七戸町付近には、七戸城をはじめ多くの館跡が見られる。そのうち、この館の近くだけをとってみても、七戸川を隔てて北西八〇〇メートルの地点には七戸城、北北西九〇〇メートルの地点には矢館、北東一二〇〇メートルの地点には大池館がある。

これらのことから、この館は、中世七戸城が本城となった時、南方あるいは東方からの敵に備える外館として重要な役割を果たしたものと推定される。

中世に入ってから築城者等も不明であるが、七戸家国の

家臣に坂本氏がおり、九戸の乱に家国とともに九戸城で籠城して滅亡した坂本雅楽之助がそれではないかとも思われるので、あるいはその坂本氏の居城であったのかもしれない。

あるいはまた、古書に七戸城と並んでその名の出てくる七戸館がこれであったのかもしれない。またの名を槻ノ木館という。

現在、この地は宅地・耕地と化し、遺構の経始には不明の点もあるが、本郭のほかに、谷地を隔てた東方一五〇メートルの台状突端に出丸すなわち、見張所らしきものが残されている。

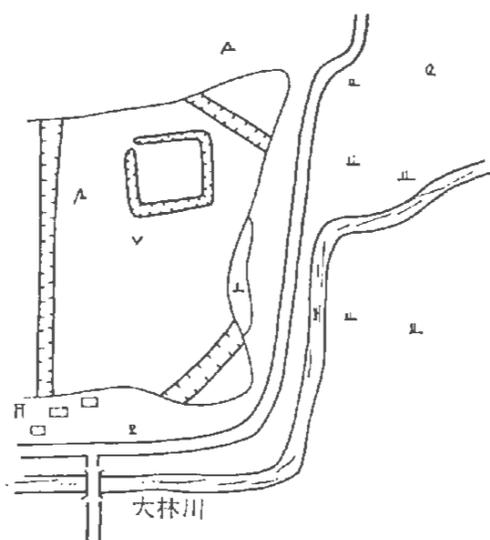
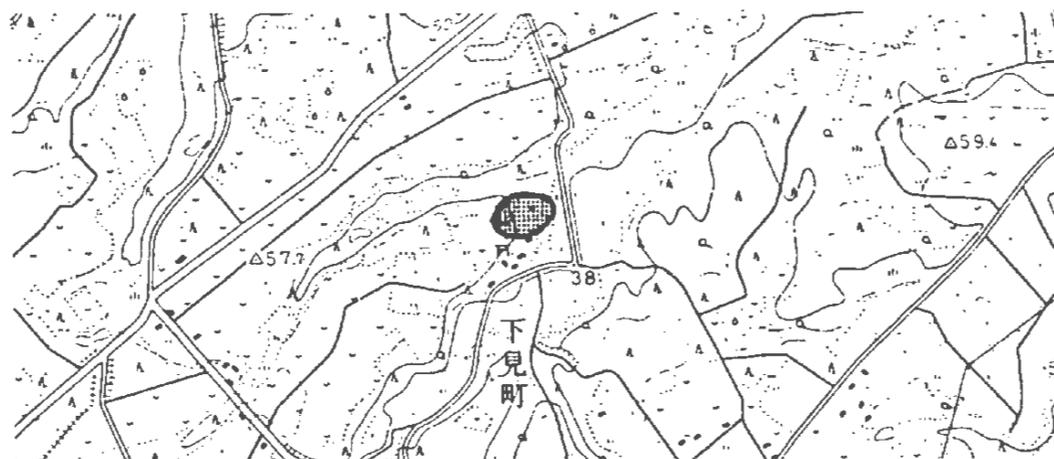
また、本郭の南側および見張所との間には自然の谷地を利用した掘割が認められるが、北・東・西にも空堀があったらしく要害であった。

五 下見町館 (七戸町・下見町)

下見町館は、七戸町西南約二キロメートル、下見町部落北方に近接して東に突き出た標高約五〇メートルの舌状台地の先端に築かれた蝦夷館である。館の南方を東に流れる大林川が、館の東側を急角度で北流し、再び東に流れているので、館は南方と東方とをこの川によって守られている。館の北方は沢地を隔てて台地に、また西方も台地に連なっている。

館は中心の本郭を挟み、空堀を隔てて南北二つの見張所を持った珍しい形式のものである。

本郭は九〇メートル×八五メートルの規模であるが、その南北にある見張所は二〇メートル×二〇メートル程



下見町館要図（『青森県の中世城館』による）

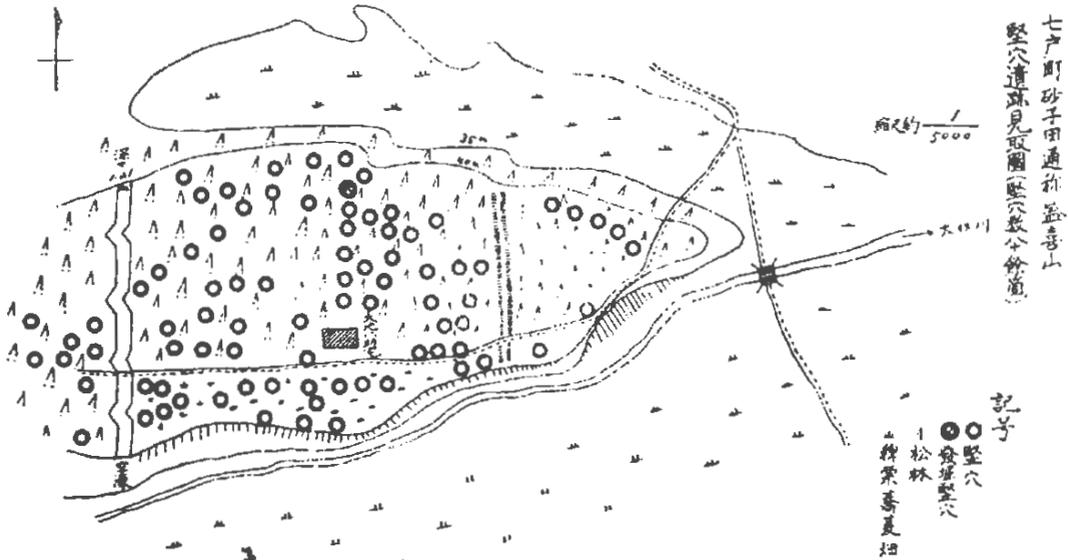
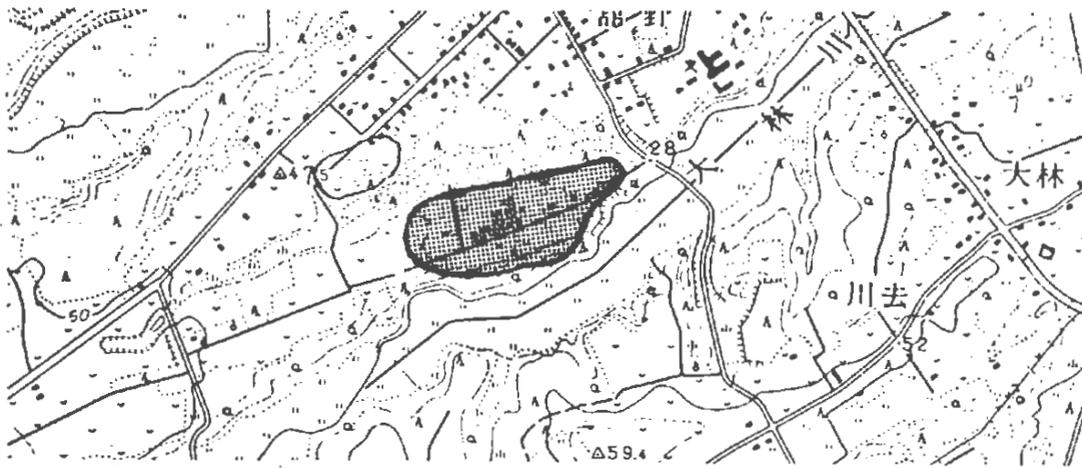
度である。

西側台地との間には幅五・五メートル、深さ六メートルの空堀が設けられており、なお、東・西・北の三面には、後世、この館に拠った武士が施したと見られる帯郭がめぐらされている。

なお、本郭中、一辺約三〇メートルの正方形に土塁を巡らした場所があり、かつて馬の種付所であったといわれている。

館主・築城年代等不明であるが、下見町部落の西南六〇〇メートルにある見町本村には応永三年（一三九六）に創建された見町観音堂があり、日本最

古と思われる中世の短冊形羽子板様のものや独特の風格を持った多数の古い南部小絵馬などが奉納されている等のことから見ても、見町は小さいけれども七戸町の中では、古い、由緒のある村落であったことがわかる。第二次大戦前、西方台上には数個の堅穴跡が散見



砂子田館要図 (『七戸町附近先住民族遺跡調査報告』による)

されたが、いまは一面が畑地と化している。

なお、下見町の北東約二キロメートルには、大林川に沿って青森県では最大と見られる砂子田館がある。

六 砂子田館

(七戸町・砂子田)

砂子田館は、七戸町の中心地から南方一・五キロメートルの地点で、西微北の館野台地から東方に流出した長い舌状台地上に設けられた東西七〇〇メートル、南北二五〇メートルの青森県最大の蝦夷館

である。

東は七戸川支流の大林川の河谷、北・東・南の三面は水田を隔てて台地に対しては、南方は大林川の浸蝕によって急崖となっており、西方は台地に続いている。別称砂子田百穴、盛喜山蝦夷館。

館は二郭よりなっている。台地の先端にある東西二五〇メートルの東郭には、かつて七個の堅穴が認められた。西郭との間は、南北に通ずる土塁で区切られている。

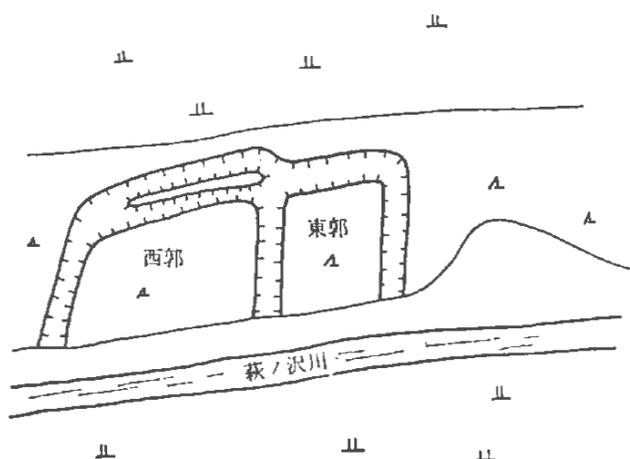
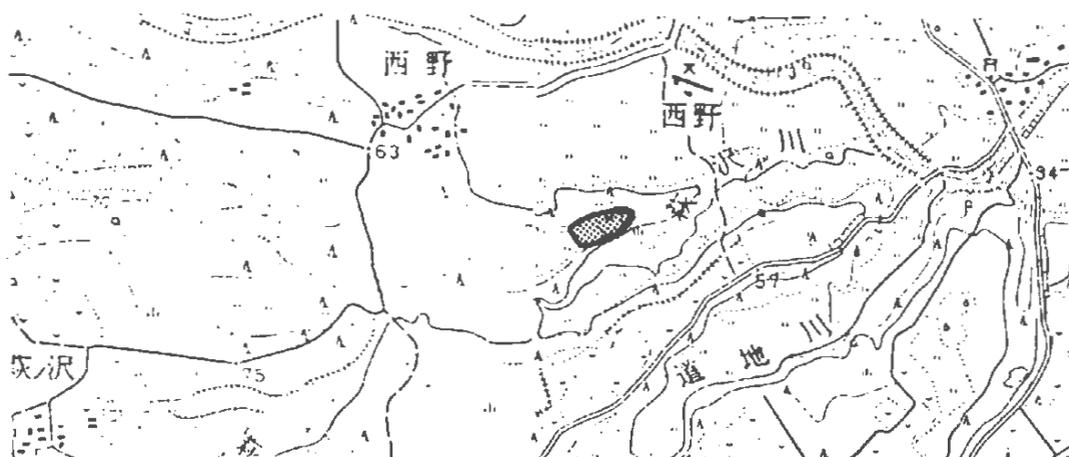
西郭は東西四五〇メートルであり、郭内には、かつて六八個の堅穴が確認されている。西郭の西には幅六〜七メートルで、ところどころに突出部を持った珍しい形の空堀が南北に掘られ、郭外と区切られている。郭外には八個の堅穴があったという。

堅穴からは、土師器・鉄滓・羽口・木炭などが出土しているが、それらによってこの館は奈良時代に構築されたものと見られている。

この館の発見当時、すでにこの地の一部は畑となっていたが、その後、この地は七戸高等学校の農場となったので、いまでは堅穴群の確認は困難となっている。

七 槻ノ木館 (七戸町・西槻ノ木)

槻ノ木館は、七戸町西野部落の東南東五〇〇メートルの地点、七戸川支流の和田川の右岸に広がる通称都平と呼ばれる広大な台地の東北端、和田川支流萩ノ沢川に近接した地点にある。一名つじまげ館。



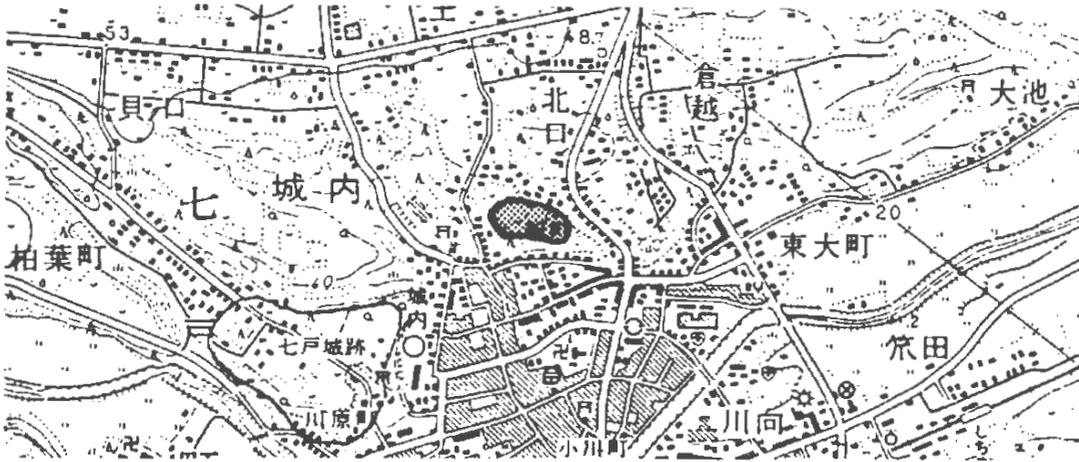
槻ノ木館要図（『青森県の中世城館』による）

あまり大きくない二郭からなる館であるが、北・東・南の三面が川に臨み、南方萩ノ沢川に面した所以外には一重または一部二重の、幅約八メートル、深さ二メートルの空堀をめぐらしているので防備堅固な館となっている。都平は七万平とも呼ばれ、往時は七万人が居住した繁栄の地であったとの口碑があり、館は中世以降も利用されていた。

この館の周辺には西野・和田・高屋敷などの古い部落があり、現在、山屋部落の薬師堂の持仏であり、青森県最古の平安時代の地方作木像とされている薬師如来木像は、元来、この西野部落に安置されていたものであったとも伝えられているから、この館はこれらの部落にとって重要な地位を占めていたものと思われるが、中世の館主等不明である。

西側後背地からは土師器・鉄滓などが出土する。

また、この台地の西方約五キロメートル



ルの地点には、七万平の館があるが、相呼応してこれらの地方の守りに任じたものである。

八 矢^ヤ 館 (七戸町・上町野)

七戸城の北東約五〇〇メートル地点、新町の北側、北口の西側に展開する台

地上に、東西に長く位置する。



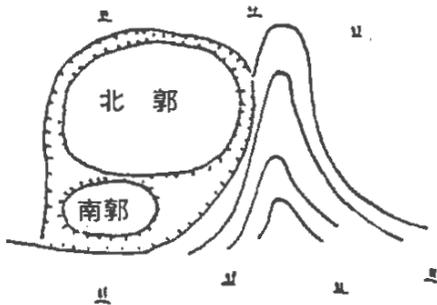
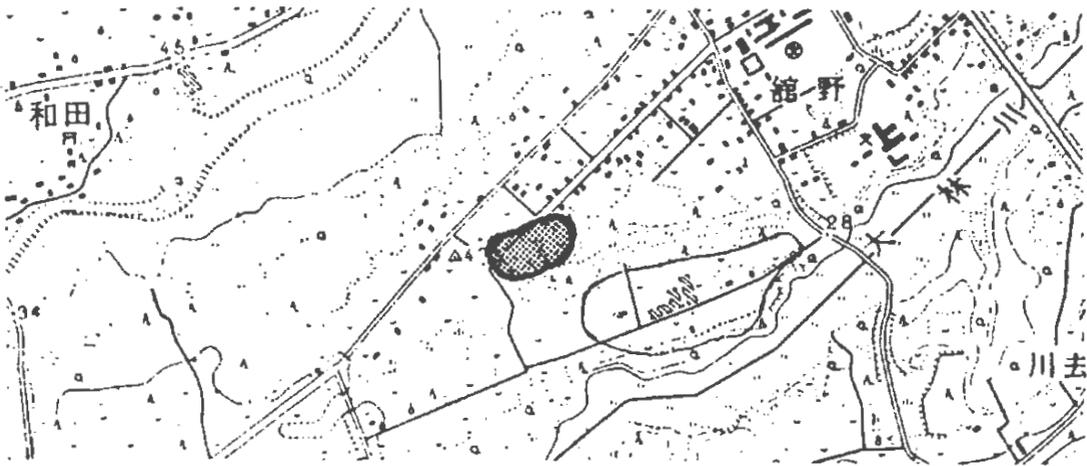
矢館要図 (『青森県の中世城館』による)

新町に面した南側は急崖であ

り、西は、これに隣りする天王神社のある舌状台地との間に小沢があり、これを利用した小道が北に走っている。東側も、古くは細長

い小沢地であったと思われるが、おそらく中世の頃から交通路として利用されたらしく、江戸時代は奥州街道の一部であったが、現在は旧国道4号線の一部となっている。

陸地続きとなっている北側は、幅八メートル、深さ一メートルの空堀で仕切って防禦線としている。



館野館要図 (砂子田館)

堀は、築城当時はもちろんもっと深かったものと思われる。

館は、東郭と西郭の二つからなり、両郭の間にも空堀がある。

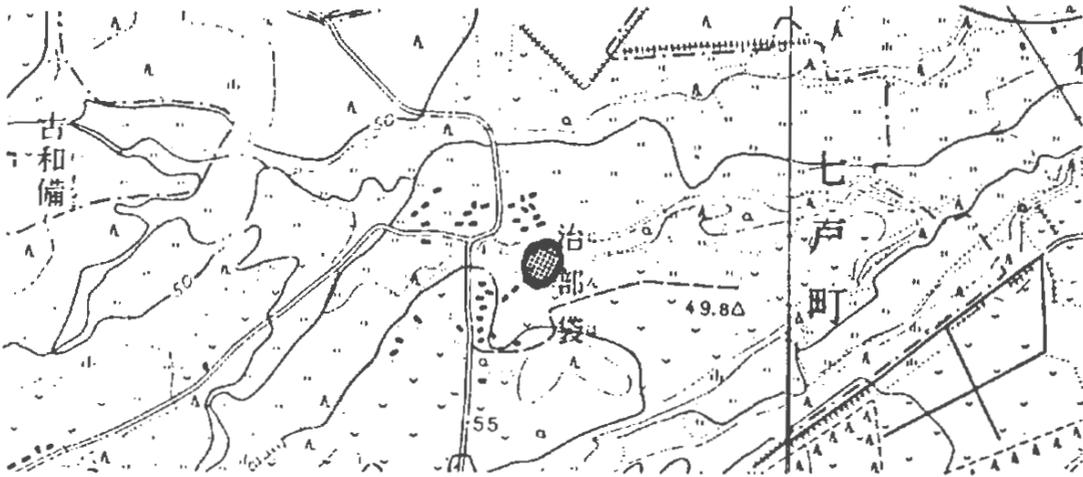
経始は簡単であるが、東西約二〇〇メートル、南北七〇メートルあり、南方には七戸川が流れ、天険の地にあるので、七戸城同様、前方からの攻撃に対してはかなりの威力を発揮できる。

館主・築城年代等不明であるが、七戸城に関係ある館であることはいうまでもない。

七戸城を筆頭に、矢館・坂本館の三城館が七戸町市街地を囲んで配置されているのは、中世に形成された七戸町を守護する姿をはっきりと示したものであり、各城館は、ばらばらの、独立した城館と考えるべきではないだろう。

九 館^{たそ}野^の 館 (七戸町・館野)

いわゆる館野台地の南端で、砂子田館の西北端から幅約二〇〇メートルの細長い沢地



治部袋館要図（『青森県の中世城館』による）

（現在は水田）を隔てた台上に構築されている。

館は、東西一〇〇メートル・南北六〇メートルの北郭と、東西四五メートル・南北二〇メートルの南郭の二つより成る。

東は小沢を利用した天然の堀を隔てて館野台地に、西と北は人工の空堀を隔てて夏焼台地に、南は水田を隔てて砂子田館の西北端に接している。

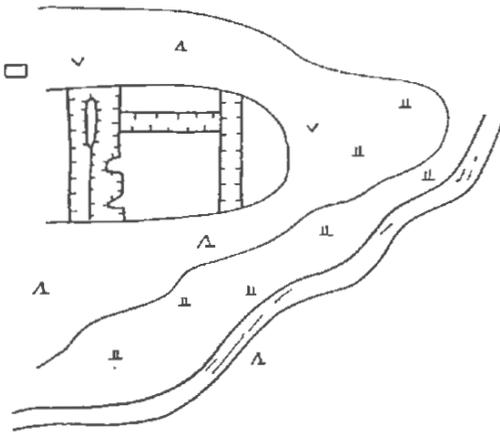
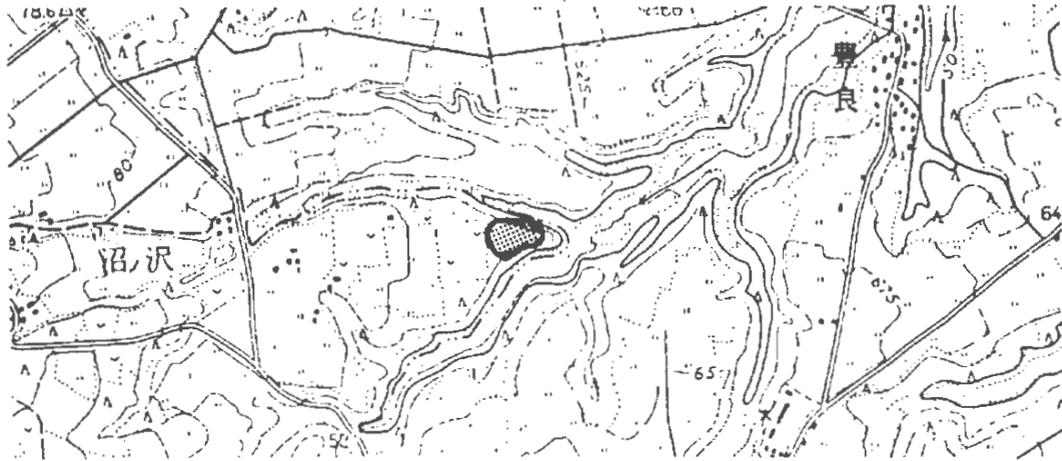
北郭と南郭の間にも空堀が掘られている。

かつては堅穴が散見されたというが、現在は見る事ができない。また館野台地からは縄文土器片を採集できる。

築城年代・館主等不明であるが、最初の構築は古代であり、幅二〇〇メートルの沢地を隔てた東方にある砂子田館と関連を持った館であると考えられる。

一〇 治部袋館（七戸町・放森）

七戸町の中心から西北約五キロメートル、治部袋部落の東方の小舌状台地の突端にある。四〇〇メートル北方を倉岡川が東



一の館要図（『青森県の中世城館』による）

に流れている。

畑地化のため破壊が進んでいるが、北側にはまだ空堀跡が半分ぐらい残されており、その堀の南西一〇〇メートルの所にも一部空堀跡が残されているから、この館は二郭から成っていたものと思われる。

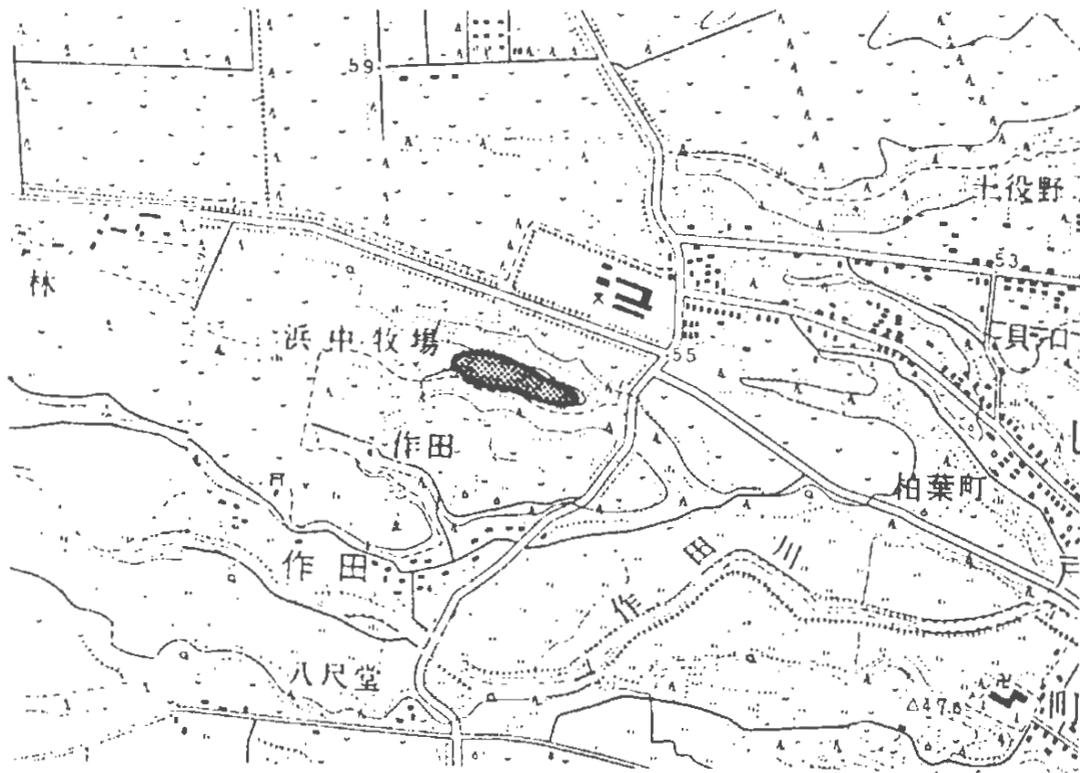
館主、築城年代等不明であるが、畑地内から土師器片を採取できるので、古代の築造かと思われる。

治部袋をジンバと読むが、ジンバとは陣場の意であろう。これを治部袋と書くのは、石田治部少輔三成の遺児が七戸へ落着いたとされている史実と何等かの関係があるのかもしれない。

一一一の館（七戸町・沼ノ沢）

十和田市豊良集落の南西約二キロメートルで、砂土路川支流の小河川と開析支谷に挟まれた舌状の丘陵先端部に位置する。きれいな構造の堀割が残っている。

丘陵の先端部を南北に幅一メートルと六



作田館位置図（『青森県の中世城館』による）

メートルの二本の堀跡があり、その間の郭の北側寄りに幅約四メートルの堀跡が東西方向に構築されている。つまり、堀跡はH状に存在する。西堀北寄りには土塁があつて二重堀となるが、南寄りでは堀が二段になり、東側では方形の凹凸を作る特異な構造を見せている。保存状態は極めて良好である。館主・築城時期等不明。

註文・要図とも『青森県の中世城館』によるも、位置については疑問もあり、確認を要する。

一二 その他の城館

(一) 作田館（七戸町・作田）

作田川の北方五〇〇メートル、標高約五〇メートルの細長い舌状台地の東端部にあつた。

現在浜中牧場となっている地点である。昭和初期調査の時点では、一本の空堀が南北に掘られており、竪穴も一四個確認できたというが、現在それらは見る事がで

きない。館主・築城年代等不明であるが、最初の築造は古代であろう。

(二) 中村の稲荷館 (七戸町・中村)

七戸町の中心より西南七・五キロメートル、中村部落の南端で、北面している舌状台地の突端にある。面積約五アール程度の小規模な館である。南側を空堀で画している。

館主・築城年代等不明。

(三) 七万平の館 (七戸町・西野)

七戸川の支流である和田川右岸(南岸)の、通称都平と称される広大な台地上、丁度上ミ田部落の対岸にあたる舌状台地の突端にある。

面積約四アールの小規模な館である。東南を空堀で仕切っている。

この都平の東端二・五キロメートル離れたところに槻ノ木館(つじまげ館)がある。

おそらく両者は関連した館であつたろう。

(四) 殿 城 (七戸町・八幡岳)

八幡岳の中腹、海拔五〇〇メートルの所にあり、七戸本城の最後の拠点として設けられたというが、詳細は不明である。

(五) 上 屋 田 館 (七戸町・和田下)

七戸町の西南、小田子不動堂のある台地上、不動堂に隣接して、その西方にあつたという。

現在果樹園になっているため館の経始等一切不明であるが、あまり大規模のものではなかったようである。

地頭杜・地杜等とも呼ばれ、南北朝時代の末期、南朝に忠節をつくした根城南部八世の南部政光が七戸に退隠したのち一時居城した所とも、また埋葬された所とも伝えられている。

かつて、ここから、中世人の特徴を持った長頭型の頭骨の出土を見たが、当時南部政光の頭骨ではないかと話題になったことがある。

以上、現在の七戸町管内に、その形跡を留めている一六の城館について簡単な説明を施した。

もちろん、これらの諸城は同一時代に、同一目的を以て築城されたものばかりではない。また中世に入ってから七戸というものを考えるときにも、七戸にある城だけに局限せず、その勢力下にあった近隣諸城のことも当然に考慮の中に入れなければ、判断の正確を期し得ない。

しかし、十分な研究を進めるためにはなお多くの年月を必要とするであろう。

以上の考察に当たっては、郷土の先覚故成田券治（憲司）の著書ならびに御教示に負う所が大きかった。

氏は、七戸城の国史跡指定の最大の功労者であるが、氏が書いた『七戸城史蹟指定申請書』は、『七戸城址考』という論題で、昭和一六年発行の『青森県史蹟名勝天然記念物調査会報告書』第八輯に掲載されている。

その構成は、七戸城の大観、七戸城の築城年代、七戸城主の変遷、七戸城の史価、七戸城に於ける戦闘、七戸城の特徴、七戸城址の現状の七項から成っている。

七戸城の性格を、大きな眼から捕えるため、このうち「七戸城の史価」の項を次に載録し、氏の功績を明らか

にしたい。

七戸城の史価

今、上北平野の地勢を観るに、戸来、十和田、八幡の各山岳平野の西方に連亘し、更に其後方中央分水嶺の連りて自ら合包せるの觀を呈す。山上湖たる十和田湖あり、太平洋に沿ひて平野湖たる小河原沼あり、小河原沼は吉野朝時代にありては一大入淵の灣入を形成し、水脚灑光七戸城に近く迫りしもの、北に陸奥灣あり、灣頭なる野辺地は亦往時七戸郷の内たりしもの（南部文書）十和田湖を源として発せる奥入瀬川の河身を始め、八幡岳中腹を水源地とせる中里川、熊の沢川、大深内村深持の深谷より流出する砂土路川、其他七戸川、作田川、坪川、和田川等、各々単流し或は合流して平野を浸潤す。河身と谿谷との自然断層によりて形成せられたる丘岡が一種の要害として着目せらるべきは理の当然にして、況んや、農産、鉍産、馬産の豊潤なるあり、聚落村邑、人煙揚飄、七戸城が此平野に措置せらるる蓋し所以ありと謂ふべし。

加之、往時は奥羽兩州の交通悉く中央山脈の横断を以て其往還となしたり。文治年中、源頼朝の平泉に藤原泰衡を征するや、軍勢の常に此山脈を道とせること歴史に明徴ありて、毫も疑ふの余地なし。（吾妻鑑）此事地方的史実にも関渉を有して今に山脈中に古道を伝ふるは逸楽禁じ得ざるものとなすべし（南部家伝、津軽一統志其他）

南部師行が国代の任に就くや、屢々糠部地方及び津軽地方を巡視し、後、津軽外ヶ浜にも新給の地を獲たり。（南部文書）此糠部と津軽との往還道は、実に我が上北平野を通り、七戸城を経歴して八幡岳麓を過ぎ

津輕に赴きたるものにして、津輕に山辺郡政所を置き（今南津輕郡六郷村字高館附近）就中、建武元年八月二日、国司顕家自ら津輕に赴かんとして人馬の供億を山辺郡政所に命ぜん事を師行に令したるが如き、又山辺郡に激戦ありし如き、又津輕に軍勢を差遣し、又津輕より叛軍の来襲せるが如き（南部文書）一として我が七戸城に関連を有せざるはなく、而もその子の政長に至りては実に七戸を根城として大なる兵馬の戦蹟を此地に印したり。是れ皆上北平野よりの要衝たるを証するもの、糠部の根城は単なる行政庁の代権機関所在地に過ぎず、其地僻在して遠く津輕に備ふことは能はず、加はるに外城子城を具備することなく、神社寺院に僧兵非常の準備を欠く。何ぞ間髪を容れざる瞬間の戦略に適應するの地となすべきや。実に当時は七戸城を以て糠部及び津輕を削平して以て官軍の勢威を拡布するの一大根拠地となしたるものなり。

是れを現在の館郭遺跡の配置に由りて少しく詳細に考究せんに、前述せる牙城中心に五子城を措きて其中核をなし天間館、中野館を控へ、現天間林村内に概ね八個の支城を有し、奥入瀬川を第一防備線として、其上流たる十和田村に吉野朝時代施設の代表的とも謂ふべき芦名沢城を始め約十五支城を算し、又下流藤坂村に四個支城、六戸村に三個支城、下田村に二個支城、百石町に一支城を見る。是の密疎の次第は即ち河身の幅員と渡河の難易に由れるものなることを想察すべし。

中里川及び熊の沢川沿岸を第二線となす。これより砂土呂川流域を包含し、即ち、深持村仙洞山を始めとして七個の館郭を見る。而も此防備線上に於ては、北畠、和田、佐藤、菊池、日野、橋本、小山等、各豪族の遺跡を伝ふるは頗る注目すべし。

現、浦野館村、八幡神社境内ともなすべき呼称仙洞御所附近には、七戸城と直ちに相呼応するところの支城一六を算し、是等、自然の沼沢、河身、窪地を利用して大なる要害とし、自ら警戒第一の懸情を諱せる事、更に塞の海及び番屋の崎と云へる地を以て狼煙篝火、並に駐屯の舎屋を設けたりし如きは、其経営の妙、蓋し吉野朝時代に於ける趣向として感賞すべきものならん。

之を要するに平野に於ける防備線としては

第一 奥入瀬川流域

第二 熊ノ沢川、中里川、砂土呂川流域

第三 野佐掛川流域

第四 道地川流域

第五 和田川流域

等に截分して考量するを得べく、若し夫れ、以上を拡大して討尋する時は、野辺地内湾を第一とし、千曳台地及び坪川流域一帯を第二とし、中野川を第三とし、作田川一帯を第四として其配置の状を今に髣髴するを得。

右の和田川及び作田川両河川地域内を遡るところの丘嶽地帯が、即ち往時に於ける往還道の所在地たるを以て、勢ひ此所に大なる防禦陣地の構築を必要となすべし。果然此地に顕現せしものを殿城となす。

殿城は、実に名詮の示す如く最後の拠点たるものに属す。八幡岳の中腹、海拔約千五百尺の高所に在り。

此殿城を本丸と做せば、其下方作田川を中検として波状をなせる二の丘陵あり、高さ約九百尺、此の北方亦丘状台地を形成す其南方は山巒の恰も波濤の如く連亘し、高崗地帯南北約里余の間、四十八館の設置せられしとの伝説を有す。四十八館は蓋し多数の形容なるべきも、亦以て殿城に対する下降帯防禦陣地の施設を想ふべきなり。而も平地に降るところ台地脚と七戸城との間、支城九を算するは又以て側面より此業を立証するに足る。

以上の如き防備を施し経営したる其雄渾なる態様は、奥羽中に於ても他に比儔を見ず、すべて是れ七戸城を中心として考究し築造せられたるもの、此点に一段の史価を窺知するに足るべきなり。

糠部より津軽に対する経営等すべて七戸を基点として為されたりしは、実に如上地理的必然性に拠るものにして、師行が居館たる根城より津軽に赴かんとせば、必ず先づ七戸を経過せざるを得ず。馬淵川を渡り高館より下田阿光坊に出で、夫より教条の路線上に各々抛るべき居館あり。七戸城に人馬の供億を得て和田川流域を遡り、八幡岳麓より八甲田山彙中の石倉山麓に出で、南津軽なる山辺郡に越ゆるか、七戸より直ちに今の谷津に進みて石倉岳より五郷村（南津軽）に出づるか、若しくは、七戸城より一旦古七戸市街たりし都平に入り、見町、別曾を経過して出でしか。

何れにしても中央分水嶺中の古道を進みて津軽に赴きしこと。尚上北平野には津軽よりする往還を受けて通ずるところのもの別に数条ありしは、現在の棧道及び杣道を見て知るべく、例せば、山辺郡より法峠の道を古来南部道と称し、八甲田蛭貝道より黒石の背後なる喰野へ出づる南部街道あり、又、坪川の上流にも津

輕へ通ずる古道あり、殿城を考量に容れざる古道も脈々として存せしことを知るべく、是等は唯、軍勢の多寡、平時と非常時との差別に由りて採不採とありしを史実の上に検討すべきのみ。